

令和 3 年度 (2021 年度)
宝塚市防災会議資料

令和 3 年 (2021 年) 5 月
宝塚市防災会議

防災会議資料 目次

委員名簿	1
議 題.....	3
I 宝塚市地域防災計画（令和3年度(2021年度)）見直しについて（決議事項）	3
II 宝塚市水防計画(令和3年度(2021年度))見直しについて（諮問事項）	10

委員名簿 (敬称略)

1 会 長 宝塚市長 山 崎 晴 恵

2 委 員

(1) 第3条第5項第1号に基づく委員

委 員 職 名	氏 名	備 考
農林水産省近畿農政局兵庫県拠点地方参事官（兵庫県担当）	三 浦 晃	外部
国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長	光 永 健 男	外部
神戸地方気象台次長	川 上 幸 則	外部

(2) 第3条第5項第2号に基づく委員

委 員 職 名	氏 名	備 考
兵庫県阪神北県民局長	坂 本 哲 也	外部

(3) 第3条第5項第3号に基づく委員

委 員 職 名	氏 名	備 考
兵庫県宝塚警察署長	岡 本 修	外部

(4) 第3条第5項第4号に基づく委員

委 員 職 名	氏 名	備 考
宝塚市副市長	井 上 輝 俊	内部
宝塚市企画経営部長	吉 田 康 彦	内部
宝塚市行財政改革担当部長	古 家 健 志	内部
宝塚市市民交流部長	上 田 健	内部
宝塚市総務部長	近 成 克 広	内部
宝塚市都市安全部長	築 田 敏 弘	内部
宝塚市危機管理監	石 橋 豊	内部
宝塚市都市整備部長	尾 崎 和 之	内部
宝塚市健康福祉部長	赤 井 稔	内部
宝塚市子ども未来部長	土 屋 智 子	内部
宝塚市環境部長	立 花 誠	内部
宝塚市産業文化部長	福 永 孝 雄	内部

(5) 第3条第5項第5号に基づく委員

委 員 職 名	氏 名	備 考
宝塚市教育長	森 恵 実 子	内部

(6) 第3条第5項第6号に基づく委員

委 員 職 名	氏 名	備 考
宝塚市消防長	山 中 毅	内部
宝塚市消防団長	辰 家 宏 弥	外部

(7) 第3条第5項第7号に基づく委員

委 員 職 名	氏 名	備 考
NTTフィールドテクノ関西支店兵庫営業所 フィールド総括部門災害対策担当課長	平 井 達 也	外部
大阪ガス株式会社兵庫導管部導管計画チームマネージャー	川 邊 亮 介	外部
関西電力送配電株式会社 阪神配電営業所所長	中 村 和 弘	外部
西日本旅客鉄道株式会社宝塚駅長	立和名 成 利	外部
阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長	赤 澤 正 輝	外部

(8) 第3条第5項第8号に基づく委員

委 員 職 名	氏 名	備 考
兵庫県立大学大学院減災復興政策研究所教授	馬 場 美智子	外部

(9) 第3条第5項第9号に基づく委員

委 員 職 名	氏 名	備 考
宝塚市自治会ネットワーク会議議長	竹 谷 泰 二	外部
一般社団法人宝塚市医師会会長	栗 田 義 博	外部
陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊長	島 内 裕太郎	外部
一般社団法人宝塚市薬剤師会理事	近 山 透	外部
社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会理事長	福 本 芳 博	外部
一般社団法人兵庫県建設業協会宝塚支部長	宇都宮 秀 市	外部
宝塚市民生委員・児童委員連合会会長	福 住 美 壽	外部
肢体障害者	榎 本 匡 笑	外部
宝塚どないしょネット代表	檜 垣 彰 子	外部
宝塚市上下水道事業管理者	森 増 夫	内部
宝塚市議会事務局長	酒 井 勝 宏	内部
宝塚市教育委員会事務局管理部長	村 上 真 二	内部
宝塚市立病院経営統括部長	島 廣 弘 二	内部

議 題

I 宝塚市地域防災計画（令和3年度(2021年度)）見直しについて（決議事項）

1 計画の改正経過、見直し趣旨・目的

宝塚市は、平成7年（1995年）1月に発生した阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、平成9年度（1997年度）に、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に市域の防災アセスメントを実施し、地域防災計画を全面改定するとともに、その後も毎年部分的な改定を行い、防災体制の充実に努めてきました。

平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災を教訓として、災害関連法令の改正、国の防災基本計画及び兵庫県の地域防災計画の見直しなどが行われ、これを受けて、平成25年度（2013年度）の本市の地域防災計画についても、宝塚市における災害の規模及び形態並びに市内の都市基盤、社会情勢、生活環境及び市民ニーズの変化を考慮し、前述した国及び県の計画との整合を図るとともに、近い将来に発生が確実視されている南海トラフの巨大地震や、頻発する自然災害に備えるため、地域防災計画の全体的な見直しを行いました。

平成26年度（2014年度）から平成28年度（2016年度）にかけては、全国各地で発生した自然災害による甚大な被害発生を受けて、災害対策基本法、水防法、河川法、気象業務法など災害関連法が相次いで改正されるとともに、兵庫県においては県管理河川の基準水位の見直しが行われ、これに伴い水防警報等の発令基準が変更となったこと、気象庁において流域雨量指数による洪水警報等の取り扱いが更新されたことなどにより、本市においても災害対策本部の設置基準や避難勧告等の発令基準及び水害危険予想箇所等を順次見直しました。

さらに、平成30年度（2018年度）は、度重なる改正により膨大となった計画の簡潔化を図るため、従前の全5編編成の計画の構成を、法定計画としての「本編」と関連図書としての「マニュアル編」及び「資料・様式編」に抜本的に見直しました。

今年度は、関連法令の改正、各種災害対策情報の更新等を踏まえるとともに、本市の災害対策体制のさらなる向上を目指し、①災害対策基本法の改正に伴う「避難情報」に関連する基準、制度等の見直し、②今年度を初年度とする第6次宝塚市総合計画との関係及び新型コロナウイルス感染症対策との関係の更新・追記、③災害予防計画において新たに導入する「防災情報システム」関連計画をはじめ一部計画内容の追記・見直し、④大規模地震発生時の避難所の自動開設基準（震度6弱以上）の明記、⑤気象庁が提供する災害対策関連気象情報の内容の見直し、⑥新たに提案のあった「地区防災計画」1地区の追加及び既存の地区防災計画1地区の変更、などについて「本編」に追加・削除・更新等を行うとともに、「災害対応マニュアル編」及び「資料・様式編」については、本編の見直しに関連して災害予防対策及び応急復旧対策に関する事項の追加・削除・更新等を行います。

2 見直し（案）の主な項目・内容等

今回の宝塚市地域防災計画の見直しに当たっては、次の視点を基本に項目・施策・事業等を追加、削除又は内容の更新を行うこととしました。（人事異動等に基づく経年的な担当者等の更新、関係機関・団体の名称・所在地等、各所統計データの更新、記載方法等は省略）

別添 資料2 令和3年度(2021年度)宝塚市地域防災計画変更前後対照表（案）参照

* 変更前後対照表における修正箇所はアンダーライン・太字表示しています。

【本 編】（法定図書）

（１）災害対策基本法の改正関係（変更前後対照表 P 1）

- ・改正災害対策基本法が本年 5 月 20 日に施行され、水害等の警戒レベルに応じた避難情報の発令内容が「避難準備・高齢者避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」から「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」に改正されたことを受け、本市地域防災計画内の関連計画項目においてこの基準及び表記に見直します。

（２）第 1 部 総則

1) 第 1 章 計画の策定方針 第 3 節 他の計画との関係 第 1 宝塚市総合計画及び第 6 宝塚市インフルエンザ等対策行動計画との関係

ア) 両計画との関係内容の見直し（変更前後対照表 P 1）

- ・関連する計画として、第 1 の「宝塚市総合計画との関係」の項において、現計画の第 5 次宝塚市総合計画との関係から今年度新たにスタートする第 6 次宝塚市総合計画との関係に更新し、また、第 6 の「宝塚市新型インフルエンザ等対策行動計画」の項において、新型コロナウイルス感染症対策との関係を追記します。

（３）第 2 部 災害予防計画

1) 第 1 章 非常時活動体制に関する備えの充実 第 1 節 市における応急活動体制の整備・強化（１）迅速な初動体制確立のための環境整備

ア) 災害対応業務マニュアルの作成（変更前後対照表 P 2）

2) 同第 2 節 情報の収集・伝達体制の整備強化（１）市における通信・連絡手段の多ルート化

ア) 防災情報システムの構築・運用（変更前後対照表 P 2）

- ・上記 2 項目において、新たに導入した「防災情報システム」を活用するための当該システムのマニュアル作成及びこの円滑な運用に向けた取り組み等を追加規定します。

3) 第 2 章 安全で人にやさしいまちづくりの推進 第 1 節 災害時の広報体制の整備・強化 第 1 総合治水対策の推進（４）森林整備の促進

ア) 緑地保全地区の指定等の推進（変更前後対照表 P 2）

- ・「計画のあらまし」の 4 項目のうち、現在対象のない「長尾山系の民間開発残存緑地の公有化」の項目を削除します。

4) 第 2 章 第 1 節 第 2 燃えにくい市街地の整備（１）まちの「防災ブロック化」の推進

ア) たからづか都市計画マスタープランの推進（変更前後対照表 P 3）

- ・同マスタープランは都市計画の基本的な方針として策定しており、この項では、市街地全般の整備に関連した計画項目とすることがふさわしいことから、「（２）市街地の整備」に移動します。

5) 第 2 章 第 2 節 都市公共施設の災害対応能力の強化 第 1 市の施設及びその他の公共公益施設（１）災害に強い防災拠点機能の整備・強化

ア) 新庁舎への移設準備（変更前後対照表 P 3）

・現在取り組んでいる新庁舎建設の進捗に合わせて、同庁舎内に設置する防災拠点施設への円滑な機能移転を目指して準備を進めます。

6) 第2章 第2節 第2ライフライン施設 (1) 災害に強いライフライン施設の整備・強化

ア) 下水道施設の耐震化(変更前後対照表P3)

・下水道施設の耐震化を含めた現施設の機能の強化・更新計画の名称について、下水道施設の「長寿命化計画」から、現在定めている「ストックマネジメント計画」に見直します。

7) 第6章 地区防災計画 第2節 各地区における地区防災計画

3 各地区における地区防災計画

ア) (1)「中山台コミュニティ地区」地区防災計画(変更前後対照表P4)

- ・当該地区防災計画については、平成28年度(2016年度)に本市域で初めての地区防災計画として本市地域防災計画に規定しました。
- ・今般、これまでの活動を踏まえ、地元から以下の項目について計画内容を変更する旨の提案がなされていることから、これを付議します。

①項目イ：活動の基本方針及び目標

- ・現文の「大規模災害が発生し孤立し・・・」から「孤立し」を削除します。

②項目ウ：計画の対象範囲(範囲)

- ・現施設名の「中山五月台中学校」を「宝塚市立中山五月台中学校」と改めます。

③項目エ：活動主体及び活動団体

- ・現計画の上記項目を「活動主体」と「活動団体」に分離し、現計画では「中山台コミュニティ災害対策委員会」として各自治会をはじめ関係団体等名称を列記されていましたが、今回の提案では「活動主体」を「中山台コミュニティ」、「活動団体」を「自治会を中心に中山台コミュニティ運営委員会活動部会や様々な住民団体で構成する。」とされています。

④項目オ：地区の特性(新提案では項目カ)

- ・当該地区では新たに「土砂災害特別警戒区域」が指定されたことから、これを明記されています。

⑤項目キ：主な活動計画(新提案では項目ク)

- ・「災害時の取組」、「災害時要配慮者(避難行動要支援者)の支援の取組」及び「その他」の項目内の一部が見直しされています。

イ) (7)「コミュニティ末広地区」地区防災計画(変更前後対照表P5)

- ・宝塚市立末広小学校区内で活動される、コミュニティ組織及び各自治会においては、令和2年(2020年)3月に「コミュニティ末広避難所運営マニュアル」を作成するとともに、地区住民を主体とした防災組織を構築し、地区のみんなで助け合いながら災害にも強い地区づくりを進めるため、今般、標記の地区防災計画の地元案を作成して、本市の地域防災計画に規定するよう計画提案がなされていることから、これを付議します。

(4) 第3部 災害応急対策計画

1) 第1章 非常時活動体制に関する基本指針 第1節 風水害の警戒及び非常時活動体制

第1 災害警戒対策

ア) 7 土砂災害警戒情報発表時の対応（変更前後対照表P 6）

- ・前述しました改正災害対策基本法に基づく「避難情報」を更新するとともに、気象庁が発表する災害関連気象情報について「土砂災害警戒判定メッシュ情報」を新たな「大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）」の表現に更新します。
- ・あわせて、図示しています【土砂災害判定メッシュ情報】の説明図を、【大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）】の説明図に更新します。

2) 第4章 被災者救済及び生活再建支援に関する対策 第3節 避難対策 2 対策実施上の基本指針

ア) (1) 避難所等の開設・運営・閉鎖（変更前後対照表P 7）

- ・平成30年度（2018年度）に本市地域防災計画の構成を5編成から3編成に見直した際に、大規模地震発生時において避難所等を自動的に開設するための基準が不明瞭な内容となっていたことから、「震度6弱以上の地震発生時に開設する。」旨の項目を追加します。

【マニュアル編】（関連図書）

(1) 災害対策基本法の改正関係（変更前後対照表P 8）

- ・本編と同様、「避難準備・高齢者避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」から「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」に改正されたことを受け、本市地域防災計画内の関連計画項目においてこの基準及び表記に見直します。

(2) 第1部 非常時活動体制に関するマニュアル

1) 2 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

ア) ※1 地震臨時情報発表等の伝達経路（変更前後対照表P 8）

- ・表内の国の機関、臨時情報の周知の表記について更新します。

2) 3 応援要請

ア) ※4 自衛隊への応援要請（変更前後対照表P 8～9）

- ・(1) 自衛隊への派遣要請基準、(2) 派遣要請の手続き等、(3) 自衛隊災害派遣部隊の活動内容、において、現在の基準等の内容に更新します。

第4部 被災者救援及び生活再建支援に関するマニュアル

1) 4 生活活動支援対策 (5) 罹災証明発行のための調査活動及び発行

ア) ※4 証明の範囲（変更前後対照表P 10）

- ・関係基準の見直しに基づき、項目アの「住家被害」から「流出」を削除し「中規模半壊」を追加します。

2) 宝塚市災害対策本部設置要綱、宝塚市災害警戒本部設置要綱の改正関係

ア) 一部本部員及び事務分掌の見直し（変更前後対照表P 11）

- ・本年4月1日付人事異動等に基づき両要綱に規定する関係職員、事務分掌を見直します。

【資料・様式編】（関連図書）

（１）災害対策基本法の改正関係（変更前後対照表 P 8）

- ・本編と同様、「避難準備・高齢者避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」から「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」に改正されたことを受け、本市地域防災計画内の関連計画項目においてこの基準及び表記に見直します。

（２）第１部 地域としての災害危険性

１） １－２－１ 水防区域（変更前後対照表 P 13）

- ・兵庫県水防計画との整合を図るため、一部河川の水防区域について、延長、区域（区間）、危険理由を見直します。

２） １－２－６ 宅地危険箇所（変更前後対照表 P 13）

- ・令和２年度（2020 年度）中に防災工事を完了した宅地危険箇所 1 か所を、対象箇所から除外します。

３） １－２－６ 特に警戒を要するため池（変更前後対照表 P 14）

- ・令和２年度（2020 年度）中に防災工事を完了したため池 1 か所を、対象箇所から除外します。

４） １－４ 土砂災害警戒区域及び武庫川浸水想定区域内の要配慮者施設等（変更前後対照表 P 14～15）

- ・両区域内に所在する病院、幼稚園、各種福祉施設等について最新の情報に更新します。

５） １－８ 水害危険区域想定図（変更前後対照表 P 16～18）

- ・本市域の水害危険想定箇所を示した図面について、最新の宝塚市防災マップ（土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域（計画規模降雨及び想定最大規模降雨））に更新します。

（２）第２部 市民参加による防災まちづくり

１） ２－１－３ 宝塚市防災委員名簿（変更前後対照表 P 19～20）

- ・本市防災会議委員の名簿を本年４月１日現在の内容に更新します。

（２）第２部 市民参加による防災まちづくり

１） ３－１－１ 災害対策本部設置要綱（変更前後対照表 P 20～21）

２） ３－１－２ 災害警戒本部設置要綱（変更前後対照表 P 21～22）

- ・本年４月１日付人事異動等に基づき両要綱に規定する関係職員、事務分掌を見直します。

（３）第４部 発災後の対応を中心とした情報連絡体制

１） ４－１ 官公庁等災害対策関係機関災害時連絡先（変更前後対照表 P 22）

- ・神戸地方気象台、大阪ガス株式会社関連の情報を本年４月１日現在の内容に更新します。

2) 4-3-1 気象情報の種類と発表基準（変更前後対照表P 22～29）

- ・気象庁の発表する宝塚市関係の災害対策関連気象情報の種類及び発表基準等を本年4月1日時点の内容に更新します。

3) 4-4-3 支援法に係る中規模半壊の認定について（変更前後対照表P 29～30）

- ・改正被災者生活再建支援法において規定された標記の認定基準等を追記します。

(4) 第5部 相互協力・広域応援受入体制

1) 5-3-2 官公庁等災害対策関係機関災害時連絡先（変更前後対照表P 30）

- ・兵庫県阪神南県民センター及び阪神北県民局の関連情報を本年4月1日現在の内容に更新します。

(5) 第6部 個別対策項目別関係資料

1) 6-2-1-1 指定避難所等（変更前後対照表P 30）

- ・(2)の福祉避難所について令和2年度（2020年度）中に新たに協定を締結した福祉施設を同避難所に追加指定します。

2) 6-2-1-3 災害時における避難者の受け入れに関する覚書

（変更前後対照表P 30～31）

- ・隣接自治体との間で、市町境界付近の住民が相互の避難所等への避難を可能とするために、川西市、伊丹市に引き続き昨年度西宮市と締結した覚書を追加掲載します。

3) 6-2-1-6 届出避難所（変更前後対照表P 31）

- ・令和2年度（2020年度）中に新たに認定した届出避難所を追加記載します。

4) 6-4-7 災害時における復旧支援協力に関する協定（変更前後対照表P 32）

- ・災害時において被災した下水道施設の、民間事業者による復旧支援を受けるために、新たに民間事業者1社と締結した協定を追加掲載します。

5) 6-7-1-1 宝塚市と大塚製薬株式会社との包括連携協定

（変更前後対照表P 33～34）

- ・本市が推進する「エイジフレンドリーシティ」の取り組みをはじめとする市民の健康維持・増進、安全・安心の確保のため本市と民間企業において連携協定を締結し、その中で防災・減災対策にもこの協定内容を適用することとから、これを追加掲載します。

6) 6-10-1 災害救助基準（変更前後対照表P 34）

- ・災害救助基準について最新の内容に更新します。

7) 6-10-3-1 宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例（変更前後対照表P 34）

8) 6-10-3-2 宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

- ・同条例、規則について最新の内容に更新します。

9) 6-10-7 災害援護資金・生活福祉資金（変更前後対照表P 3 5）

- ・災害援護資金の貸し付け条件について最新の内容に更新します。

10) 6-10-9 災害復興住宅資金の内容（変更前後対照表P 3 5～3 6）

- ・住宅金融支援機構が取り扱う災害復興住宅資金の内容を更新するとともに、兵庫県が取り扱う住宅再建共済制度（フェニックス共済）と項目を統合します。

(6) 第7部 様式

1) 7-4-2 罹災証明書（変更前後対照表P 3 6）

2) 7-4-3 罹災証明交付申請書

- ・最新の様式に更新掲載します。

Ⅱ 宝塚市水防計画(令和3年度(2021年度))見直しについて(諮問事項)

1 宝塚市水防計画案の主な修正箇所

別添 資料4 令和3年度(2021年度)宝塚市水防計画変更前後対照表(案)参照

- * 変更前後対照表における修正箇所はアンダーライン表示しています。
- * 人事異動等に基づく経年的な担当者等の更新、関係機関・団体の名称・所在地等、各所統計データの更新、記載方法等は省略しています。

(1) 第5章 気象情報等の周知 1 気象予報、警報

ア) (2) 洪水注意報基準及び洪水警報基準(宝塚市)(変更前後対照表P1)

- ・気象庁の発表する宝塚市関係の災害対策関連気象情報の種類及び発表基準等を本年4月1日時点の内容に更新します。(地域防災計画と整合)

(2) 第6章 水防区域等 1 水害危険予想箇所 (変更前後対照表P2～7)

ア) 水防区域(河川危険区域(重要水防箇所))

イ) 特に警戒を要するため池

ウ) 宅地危険箇所

エ) 山がけ崩れによる宅地危険箇所

- ・水防区域等について、「河川危険区域(重要水防箇所)」については、一部河川の水防区域について、延長、区域(区間)、危険理由を見直します。
- ・「特に警戒を要するため池」及び「宅地危険箇所」については、令和2年度(2020年度)中に尾防災工事を完了した箇所各1か所を除外します。
- ・「山崖くずれ等による宅地危険箇所」においては、一部区域において、宅地の所在地の表記変更、予想される危険の内容を見直します。(地域防災計画と整合)
- ・なお、「道路途絶予想箇所」、「低地帯」については変更ありません。

(3) 第7章 観測・監視及び報告 2 河川堤防の監視

ア) (4) 排水水門の監視(変更前後対照表P7～8)

- ・1箇所の水門を廃止し、開閉責任者を更新します。

(4) 別表1 災害対策本部の構成の変更(変更前後対照表P8)

- ・本年4月1日の人事異動等に伴い宝塚市災害対策本部の構成の一部を見直します。
(地域防災計画と整合)

(5) 別表2 宝塚市消防隊水防計画編成(変更前後対照表P9～10)

- ・消防本部における、本年4月1日付組織改正、人事異動に伴う体制等の変更を同計画に反映します。

(6) 資料2 宝塚市防災会議委員名簿(変更前後対照表P9)

- ・本年4月1日時点の委員の区分、職名に更新します。(地域防災計画と整合)

(7) 資料5 浸水想定区域内の要配慮者施設(変更前後対照表P9～10)

- ・同域内に所在する病院、幼稚園、各種福祉施設等について最新の情報に更新します。
(地域防災計画と整合)

宝塚市地域防災計画変更前後対照表

(案)

※各計画の修正版についてはグループウェアのライブラリー、「防災・防犯」―「01 防災」―「04 法令・計画」―
「R 3 地域防災計画修正箇所記載版（5月修正案）」の各編をご参照ください。

○本編	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1～ 7
○マニュアル編	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 8～12
○資料・様式編	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 13～36

令和3年度(2021年度)
宝塚市防災会議

変更前後対照表 本編（法定図書）※関係機関・団体等の名称、所在地、連絡先、各種統計データの更新、表記方法の変更等については省略

頁	現 計 画（変更前）	修 正 案（変更後）
7	本編全般の変更事項 <u>1 災害対策基本法の規定に基づく「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」を削除</u> <u>2 上記に伴い「避難勧告等」を削除</u> 第1部 総則 第1章 計画策定の方針 第3節 他の計画との関係 第1 宝塚市総合計画との関係 宝塚市総合計画は、本市の区域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために策定するもので、市の防災施策も同計画に基づき実施する。 <u>第5次総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成されており、基本構想は平成23年度を初年度とし平成32年度（令和2年度）を目標年次とする。</u> <u>基本構想では、本市の将来都市像を「市民の力が輝く 共生のまち 宝塚 ～住み続けたい、関わり続けたい、訪れてみたいまちをめざして～」と定め、6つのまちづくりの基本目標と38の施策が掲げられている。</u> <u>第5次総合計画では、まちづくりの基本目標の一つ目である「これからの都市経営」において「危機管理」を施策の一つとしてとして掲げており、危機の発生を防ぎ、発生した場合の被害や影響を最小限に抑えられるような体制を整えることとしている。</u> <u>さらに、防災関係については、二つ目のまちづくりの基本目標である「安全・都市基盤」に掲げた施策の一つとして「防災・消防」を位置づけている。</u> <u>これを受け、後期基本計画（計画期間は、平成28年度から平成32年度（令和2年度）までの5カ年）においては、「防災・消防」の「施策展開の方針と主な取り組み」として、次の項目を示している。</u> <u>○災害・防災情報伝達手段として、安心メールやSNSなど多様な情報媒体の活用を促進します。</u> <u>○地域の防災力の向上を図るため、地区防災計画の作成を支援します。</u> <u>○要支援者（災害時要配慮者）に対する支援体制を整備します。</u> <u>○あらゆる災害に対応するため、総合的な防災体制の充実を図ります。</u> <u>○救急救命士、認定救命士、高度救助隊員の養成、高度資機材の整備など救急救助体制の高度化を図ります。</u> <u>○まちかど救急ステーションを基点とする市民救護体制を充実するとともに、地域における応急手当の普及啓発活動を推進します。</u> <u>○予防査察や住宅用火災警報器の設置促進など火災予防啓発活動を推進します。</u> <u>○二次救急システムを活用した円滑な救急搬送を推進します。</u> <u>○宝塚市、川西市、猪名川町の2市1町における広域連携を強化します。</u> <u>○「耐震改修促進計画」に基づき、耐震化を進めます。</u> <u>（※ ◎は、重点的な取り組みとして挙げられているもの。）</u> 以上のような事情を踏まえて、この計画と宝塚市総合計画との関係を整理すると、おおよそ次のようになる。 － この計画と宝塚市総合計画との関係 － 1 この計画は、宝塚市総合計画に定められる防災施策、防災関連施策はもちろん、その他の分野の施策も含め「災害に強い都市づくり」、「災害に強いひとづくり」、「災害に強いコミュニティづくり」の観点から体系化したものである。 2 宝塚市総合計画が行政施策を主体とした計画であるのに対し、この計画は市域における、あらゆる個人及び機関の安全と財産を守るという限りにおいて、市、県、国等関係機関、団体、事業所及び個人の果たすべき役割分担についても規定したものである。 3 この計画は、継続的かつ恒久的に、市、関係機関、事業所及び市民の拠り所となるべき、「災害に強い都市づくり」、「災害に強いひとづくり」、「災害に強いコミュニティづくり」のマスタープランを示すものであり、従って、その実現・実行に関しては、その都度宝塚市総合計画及び実施計画に位置づけられるべきものである。	本編全般の変更事項 <u>1 同法改正に基づく「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」を追記</u> <u>2 上記に伴い「避難情報」を追記</u> 第1部 総則 第1章 計画策定の方針 第3節 他の計画との関係 第1 宝塚市総合計画との関係 宝塚市総合計画は、総合的かつ計画的に<u>まちづくりを推進するための計画であり、市民と行政によるまちづくりの方向性を示すものである。本市が定める計画の最上位に位置し</u>、市の防災施策も同計画に基づき実施する。 <u>令和3年度（2021年度）からスタートする第6次宝塚市総合計画</u>は、基本構想、基本計画、<u>地域ごとのまちづくり計画</u>で構成しており、基本構想は令和12年度（2030年度）を目標年次としている。 基本構想では、<u>「わたしの舞台はたからづか」をスローガンに掲げ、このスローガンには①「活動・活躍できる場」（舞台）をつくり、②「暮らし」（舞台）を支え、③「まち」（舞台）を未来につなげていく、との想いを込めており、宝塚に関わるすべての人が幸せを感じられ、安心な毎日を過ごすことができる未来を願い、このスローガン掲げ、まちづくりを進めることとしている。</u> <u>また基本構想において、6つの「めざすまちの姿」を定めており、そのうちの一つである「住み続けたい、安全・快適な暮らしがあるまちー安全・都市基盤ー」の中の「危機管理・防災」の施策分野において、「命や生活に関わる危機に市民と行政が共に備え、いざという時には、迅速かつ適切な対応を取れる体制が整っている。」、「地震や風水害に市民と行政が共に備え、地域で助け合う意識が高まることにより危機対応力が強化されている。」と定めている。</u> 以上を踏まえて、この計画と宝塚市総合計画との関係を整理すると、おおよそ次のようになる。 － この計画と宝塚市総合計画との関係 － 1 この計画は、宝塚市総合計画に<u>即して策定する分野別計画であり</u>、「災害に強い都市づくり」、「災害に強いひとづくり」、「災害に強いコミュニティづくり」の観点から体系化したものである。 2 この計画は、<u>市民と行政によるまちづくりに向けた</u>、市域における、あらゆる個人及び機関の安全と財産を守るという限りにおいて、市、県、国等関係機関、団体、事業所及び個人の果たすべき役割分担について規定したものである。 3 この計画は、継続的かつ恒久的に、市、関係機関、事業所及び市民の拠り所となるべき、「災害に強い都市づくり」、「災害に強いひとづくり」、「災害に強いコミュニティづくり」のマスタープラン<u>として</u>、宝塚市総合計画<u>と整合を図りながら策定</u>されるべきものである。
10	第2～第5略 第6 宝塚市インフルエンザ等対策行動計画との関係 宝塚市新型インフルエンザ等対策行動計画は、平成21年（2009年）の新型インフルエンザ対策の経験を踏	第2～第5略 第6 宝塚市インフルエンザ等対策行動計画との関係 宝塚市新型インフルエンザ等対策行動計画は、平成21年（2009年）の新型インフルエンザ対策の経験を踏まえ、平成24年（2012年）に制定された新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、政府及び兵庫県行動計画との整合を図りながら、社会的影響が大きい新たな感染症を含め、宝塚市域に係る新型インフル

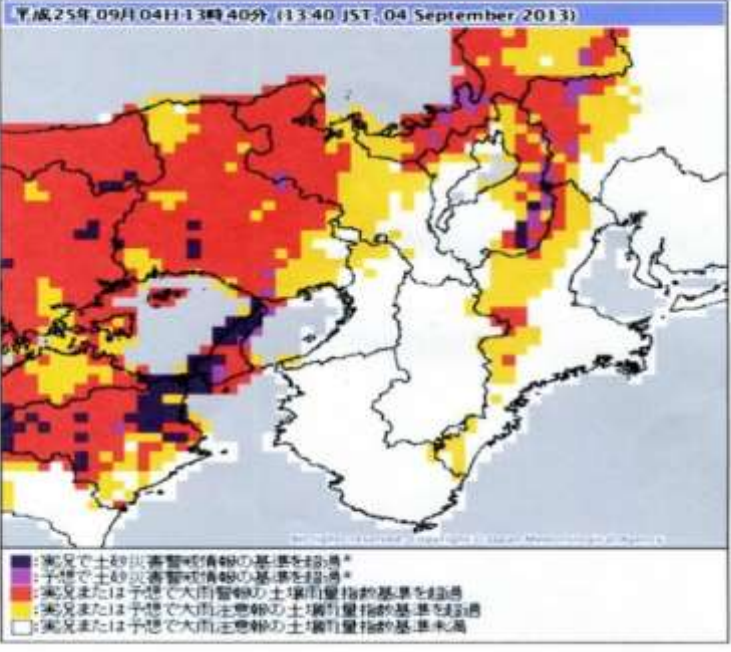
頁	現 計 画（変更前）	修 正 案（変更後）																											
	まえ、平成２４年（２０１２年）に制定された新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、政府及び兵庫県行動計画との整合を図りながら、社会的影響が大きい新たな感染症を含め、宝塚市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や、市が実施する措置等を示したものである。 自然災害、大規模事故災害等を対象とする宝塚市地域防災計画とは異なり、感染症対策を目的とした計画であるが、これらが重複する複合的災害発生時には両計画の整合性を図りながら事態への的確な対処を図ることとなる。	エンザ等対策の総合的な推進に関する事項や、市が実施する措置等を示したものである。 自然災害、大規模事故災害等を対象とする宝塚市地域防災計画とは異なり、感染症対策を目的とした計画であるが、これらが重複する複合的災害発生時には両計画の整合性を図りながら事態への的確な対処を図ることとなる。 <u>令和元年（２０１９年）末に中国での発症が確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、その後全世界に蔓延しパンデミックを引き起こしており、現在この撲滅が全世界的な喫緊の課題となっている。本市においてもこの対策を最重要課題と位置づけ、当該行動計画に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置するとともに兵庫県をはじめ関係機関等と連携しながら、市民の安全・安心な生活を確保するための取り組みを実施している。</u>																											
42	第２部 災害予防計画 第１章 非常時活動体制に関する備えの充実 第１節 市における応急活動体制の整備・強化 １、２略 ３ 計画 （１）迅速な初動体制確立のための環境整備 <table><tr><th>計画名</th><th>計画のあらまし</th><th>主担当※</th></tr><tr><td>防災組織体制の整備・充実</td><td>☐ 平時から防災会議をはじめ、防災に係る組織体制を整備・充実</td><td>都市安全部 消防部</td></tr><tr><td>各部非常時初動マニュアルの作成</td><td>☐ 各部の非常時初動マニュアルの作成 ☒ 事故別初動対応要領の作成</td><td>各部</td></tr><tr><td>モバイル防災宝塚を活用した非常時職員動員の強化</td><td>☐ 「モバイル防災宝塚」を活用した招集訓練の実施</td><td>都市安全部</td></tr></table> （以下表略）	計画名	計画のあらまし	主担当※	防災組織体制の整備・充実	☐ 平時から防災会議をはじめ、防災に係る組織体制を整備・充実	都市安全部 消防部	各部非常時初動マニュアルの作成	☐ 各部の非常時初動マニュアルの作成 ☒ 事故別初動対応要領の作成	各部	モバイル防災宝塚を活用した非常時職員動員の強化	☐ 「モバイル防災宝塚」を活用した招集訓練の実施	都市安全部	第２部 災害予防計画 第１章 非常時活動体制に関する備えの充実 第１節 市における応急活動体制の整備・強化 １～２ 略 ３ 計画 （１）迅速な初動体制確立のための環境整備 <table><tr><th>計画名</th><th>計画のあらまし</th><th>主担当※</th></tr><tr><td>防災組織体制の整備・充実</td><td>☐ 平時から防災会議をはじめ、防災に係る組織体制を整備・充実</td><td>都市安全部 消防部</td></tr><tr><td>各部非常時初動マニュアルの作成</td><td>☐ 各部の非常時初動マニュアルの作成 ☒ 事故別初動対応要領の作成</td><td>各部</td></tr><tr><td><u>災害対応業務マニュアルの作成</u></td><td><u>☐ 災害対応の各業務におけるマニュアルの作成（防災情報システムの活用を含む）</u></td><td><u>都市安全部 各部</u></td></tr><tr><td>モバイル防災宝塚を活用した非常時職員動員の強化</td><td>☐ 「モバイル防災宝塚」を活用した招集訓練の実施</td><td>都市安全部</td></tr></table> （以下表略）	計画名	計画のあらまし	主担当※	防災組織体制の整備・充実	☐ 平時から防災会議をはじめ、防災に係る組織体制を整備・充実	都市安全部 消防部	各部非常時初動マニュアルの作成	☐ 各部の非常時初動マニュアルの作成 ☒ 事故別初動対応要領の作成	各部	<u>災害対応業務マニュアルの作成</u>	<u>☐ 災害対応の各業務におけるマニュアルの作成（防災情報システムの活用を含む）</u>	<u>都市安全部 各部</u>	モバイル防災宝塚を活用した非常時職員動員の強化	☐ 「モバイル防災宝塚」を活用した招集訓練の実施	都市安全部
計画名	計画のあらまし	主担当※																											
防災組織体制の整備・充実	☐ 平時から防災会議をはじめ、防災に係る組織体制を整備・充実	都市安全部 消防部																											
各部非常時初動マニュアルの作成	☐ 各部の非常時初動マニュアルの作成 ☒ 事故別初動対応要領の作成	各部																											
モバイル防災宝塚を活用した非常時職員動員の強化	☐ 「モバイル防災宝塚」を活用した招集訓練の実施	都市安全部																											
計画名	計画のあらまし	主担当※																											
防災組織体制の整備・充実	☐ 平時から防災会議をはじめ、防災に係る組織体制を整備・充実	都市安全部 消防部																											
各部非常時初動マニュアルの作成	☐ 各部の非常時初動マニュアルの作成 ☒ 事故別初動対応要領の作成	各部																											
<u>災害対応業務マニュアルの作成</u>	<u>☐ 災害対応の各業務におけるマニュアルの作成（防災情報システムの活用を含む）</u>	<u>都市安全部 各部</u>																											
モバイル防災宝塚を活用した非常時職員動員の強化	☐ 「モバイル防災宝塚」を活用した招集訓練の実施	都市安全部																											
45	第２節 情報の収集・伝達体制の整備・強化 １、２略 ３ 計画 （１）市における通信・連絡手段の多ルート化 <table><tr><th>計画名</th><th>計画のあらまし</th><th>主担当</th></tr><tr><td>災害時優先携帯電話の活用</td><td>☐ 災害時優先指定を行った携帯電話を災害対応職員に配備</td><td>都市安全部</td></tr></table> （表中略） <table><tr><td>緊急地震速報の普及啓発</td><td>☐ ホームページなどでの緊急地震速報に関する広報 ☐ 防災講習等による緊急地震速報に関する普及啓発</td><td>都市安全部</td></tr></table>	計画名	計画のあらまし	主担当	災害時優先携帯電話の活用	☐ 災害時優先指定を行った携帯電話を災害対応職員に配備	都市安全部	緊急地震速報の普及啓発	☐ ホームページなどでの緊急地震速報に関する広報 ☐ 防災講習等による緊急地震速報に関する普及啓発	都市安全部	第２節 情報の収集・伝達体制の整備・強化 １、２略 ３ 計画 （１）市における通信・連絡手段の多ルート化 <table><tr><th>計画名</th><th>計画のあらまし</th><th>主担当</th></tr><tr><td>災害時優先携帯電話の活用</td><td>☐ 災害時優先指定を行った携帯電話を災害対応職員に配備</td><td>都市安全部</td></tr></table> （表中略） <table><tr><td>緊急地震速報の普及啓発</td><td>☐ ホームページなどでの緊急地震速報に関する広報 ☐ 防災講習等による緊急地震速報に関する普及啓発</td><td>都市安全部</td></tr><tr><td><u>防災情報システムの構築・運用</u></td><td><u>☐ 災害時の庁内職員の円滑な情報共有</u> <u>☐ 避難情報等の意思決定支援</u> <u>☐ 被災者生活再建支援事務の迅速化</u></td><td><u>都市安全部</u></td></tr></table>	計画名	計画のあらまし	主担当	災害時優先携帯電話の活用	☐ 災害時優先指定を行った携帯電話を災害対応職員に配備	都市安全部	緊急地震速報の普及啓発	☐ ホームページなどでの緊急地震速報に関する広報 ☐ 防災講習等による緊急地震速報に関する普及啓発	都市安全部	<u>防災情報システムの構築・運用</u>	<u>☐ 災害時の庁内職員の円滑な情報共有</u> <u>☐ 避難情報等の意思決定支援</u> <u>☐ 被災者生活再建支援事務の迅速化</u>	<u>都市安全部</u>						
計画名	計画のあらまし	主担当																											
災害時優先携帯電話の活用	☐ 災害時優先指定を行った携帯電話を災害対応職員に配備	都市安全部																											
緊急地震速報の普及啓発	☐ ホームページなどでの緊急地震速報に関する広報 ☐ 防災講習等による緊急地震速報に関する普及啓発	都市安全部																											
計画名	計画のあらまし	主担当																											
災害時優先携帯電話の活用	☐ 災害時優先指定を行った携帯電話を災害対応職員に配備	都市安全部																											
緊急地震速報の普及啓発	☐ ホームページなどでの緊急地震速報に関する広報 ☐ 防災講習等による緊急地震速報に関する普及啓発	都市安全部																											
<u>防災情報システムの構築・運用</u>	<u>☐ 災害時の庁内職員の円滑な情報共有</u> <u>☐ 避難情報等の意思決定支援</u> <u>☐ 被災者生活再建支援事務の迅速化</u>	<u>都市安全部</u>																											
59	第２章 安全で人にやさしいまちづくりの推進 第１節 災害に強い都市の創造 第１ 総合治水対策の推進 １、２略 ３ 計画 （１）～（３）略 （４）森林整備の促進 <table><tr><th>計画名</th><th>計画のあらまし</th><th>主担当</th></tr><tr><td>緑地保全地区の指定等の推進</td><td>☒ 緑地保全地区の都市計画決定の推進 ☒ 長尾山系の民間開発残存緑地の公有化 ☒ 里山林の整備 ☒ 碎石事業後跡地、伐採跡地等植林適地調査</td><td>都市安全部 産業文化部 関係部</td></tr></table>	計画名	計画のあらまし	主担当	緑地保全地区の指定等の推進	☒ 緑地保全地区の都市計画決定の推進 ☒ 長尾山系の民間開発残存緑地の公有化 ☒ 里山林の整備 ☒ 碎石事業後跡地、伐採跡地等植林適地調査	都市安全部 産業文化部 関係部	第２章 安全で人にやさしいまちづくりの推進 第１節 災害に強い都市の創造 第１ 総合治水対策の推進 １、２略 ３ 計画 （１）～（３）略 （４）森林整備の促進 <table><tr><th>計画名</th><th>計画のあらまし</th><th>主担当</th></tr><tr><td>緑地保全地区の指定等の推進</td><td>☒ 緑地保全地区の都市計画決定の推進 ☒ 里山林の整備 ☒ 碎石事業後跡地、伐採跡地等植林適地調査</td><td>都市安全部 産業文化部 関係部</td></tr></table>	計画名	計画のあらまし	主担当	緑地保全地区の指定等の推進	☒ 緑地保全地区の都市計画決定の推進 ☒ 里山林の整備 ☒ 碎石事業後跡地、伐採跡地等植林適地調査	都市安全部 産業文化部 関係部															
計画名	計画のあらまし	主担当																											
緑地保全地区の指定等の推進	☒ 緑地保全地区の都市計画決定の推進 ☒ 長尾山系の民間開発残存緑地の公有化 ☒ 里山林の整備 ☒ 碎石事業後跡地、伐採跡地等植林適地調査	都市安全部 産業文化部 関係部																											
計画名	計画のあらまし	主担当																											
緑地保全地区の指定等の推進	☒ 緑地保全地区の都市計画決定の推進 ☒ 里山林の整備 ☒ 碎石事業後跡地、伐採跡地等植林適地調査	都市安全部 産業文化部 関係部																											

頁	現 計 画（変更前）			修 正 案（変更後）		
60	第2 燃えにくい市街地の整備 1、2 略 3 計画 （1） まちの「防災ブロック化」の推進			第2節 燃えにくい市街地の整備 1、2 略 3 計画 （1） まちの「防災ブロック化」の推進		
	計画名	計画のあらまし	主担当	計画名	計画のあらまし	主担当
	たからづか都市計画マスタープランの推進	□たからづか都市計画マスタープランに基づく都市としての延焼遮断機能の強化をはじめ建築物の不燃化、土地利用の誘導その他多様な手法の活用による推進	都市整備部	道路・河川・鉄道沿線の延焼遮断機能強化施策の推進	□道路・河川・鉄道の有する延焼遮断機能を強化するための沿道の不燃化、緩衝緑地整備、難燃性樹木による街路樹整備等の施策の総合的推進	都市整備部 都市安全部 各施設所管部
	道路・河川・鉄道沿線の延焼遮断機能強化施策の推進	□道路・河川・鉄道の有する延焼遮断機能を強化するための沿道の不燃化、緩衝緑地整備、難燃性樹木による街路樹整備等の施策の総合的推進	都市整備部 都市安全部 各施設所管部	防火・準防火地域の指定	□商業地のうち、広域からの不特定多数の人々が集積する主要な地区等における防火及び準防火地域の指定等による耐火建築物等の建築誘導	都市整備部
66	（2） 市街地の整備			（2） 市街地の整備		
	計画名	計画のあらまし	主担当	計画名	計画のあらまし	主担当
	住宅市街地総合整備事業等の推進	□仁川地区における計画的・一体的な都市機能の更新による安全で快適な市街地住宅の供給促進	都市整備部 都市安全部 都市再生機構	たからづか都市計画マスタープランの推進	□たからづか都市計画マスタープランに基づく都市としての延焼遮断機能の強化をはじめ建築物の不燃化、土地利用の誘導その他多様な手法の活用による推進	都市整備部
	住宅市街地総合整備事業等の推進	□仁川地区における計画的・一体的な都市機能の更新による安全で快適な市街地住宅の供給促進	都市整備部 都市安全部 都市再生機構	住宅市街地総合整備事業等の推進	□仁川地区における計画的・一体的な都市機能の更新による安全で快適な市街地住宅の供給促進	都市整備部 都市安全部 都市再生機構
	第2節 都市公共施設の災害対応力の強化 第1 市の施設及びその他公共公益施設 1、2 略 3 計画 （1） 災害に強い防災拠点機能の整備・強化			第2節 都市公共施設の災害対応力の強化 第1 市の施設及びその他公共公益施設 1、2 略 3 計画 （1） 災害に強い防災拠点機能の整備・強化		
	計画名	計画のあらまし	主担当	計画名	計画のあらまし	主担当
	地域ステーション整備事業（再掲）	□市内を7つの地域に分け、1地域ごとに1か所ずつ地域ステーションを整備 □地域ステーション及びその周辺に以下をめやすとした必要な設備・備蓄等の推進 ●応急対策用資機材の備蓄 ●備蓄庫の設置及び生活救援活動拠点施設として必要な物資の備蓄 ●応急給水拠点としての飲料水兼用耐震性貯水槽の維持管理 ●地域防災無線の整備若しくは維持・点検 ●パソコンネットワークの整備若しくは維持・点検 ●災害時輸送車両の出入りを想定した環境整備	都市安全部 各施設担当部	地域ステーション整備事業（再掲）	□市内を7つの地域に分け、1地域ごとに1か所ずつ地域ステーションを整備 □地域ステーション及びその周辺に以下をめやすとした必要な設備・備蓄等の推進 ●応急対策用資機材の備蓄 ●備蓄庫の設置及び生活救援活動拠点施設として必要な物資の備蓄 ●応急給水拠点としての飲料水兼用耐震性貯水槽の維持管理 ●地域防災無線の整備若しくは維持・点検 ●パソコンネットワークの整備若しくは維持・点検 ●災害時輸送車両の出入りを想定した環境整備	都市安全部 各施設担当部
	（表中略）			（表中略）		
67	鉄道駅・ホテル・競馬場・劇場等施設における情報連絡拠点としての整備			鉄道駅・ホテル・競馬場・劇場等施設における情報連絡拠点としての整備		
		■情報連絡体制の整備	都市安全部 各施設所管部	新庁舎への移設準備	□新たな都市防災拠点の整備	都市安全部
	第2 ライフライン施設 1、2 略 3 計画 （1） 災害に強いライフライン施設の整備・強化			第2 ライフライン施設 1、2 略 3 計画 （1） 災害に強いライフライン施設の整備・強化		
	下水道施設の耐震化	□下水道施設の長寿命化計画に基づく既存下水道施設の耐震化の推進	上下水道局 県	下水道施設の耐震化	□下水道施設のストックマネジメント計画に基づく既存下水道施設の耐震化の推進	上下水道局 県

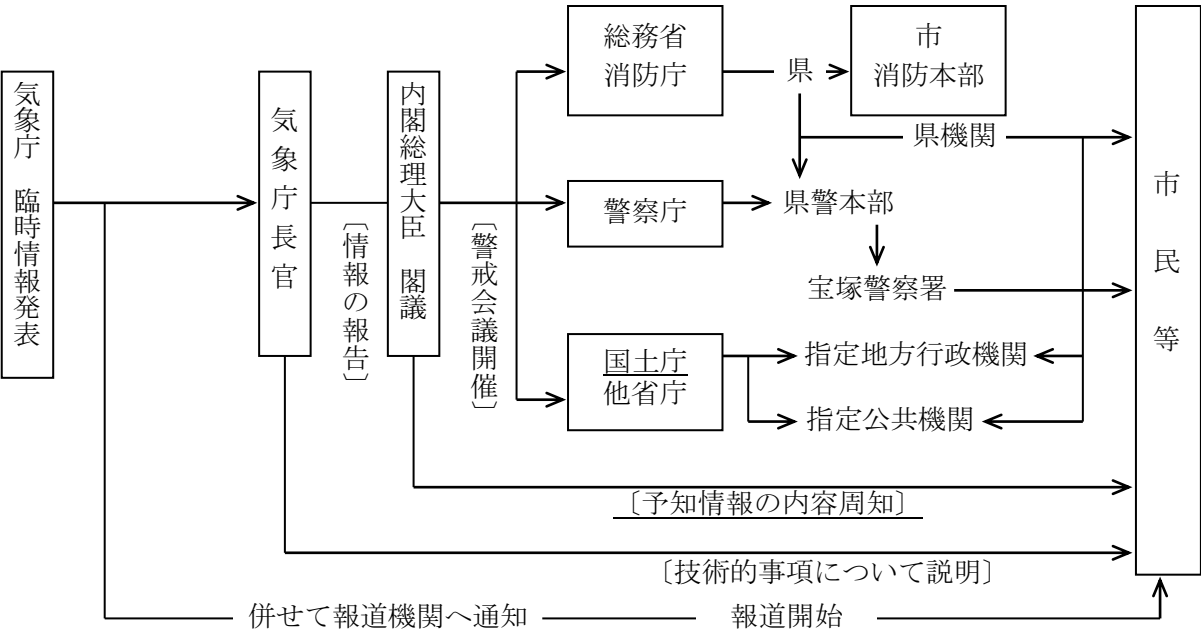
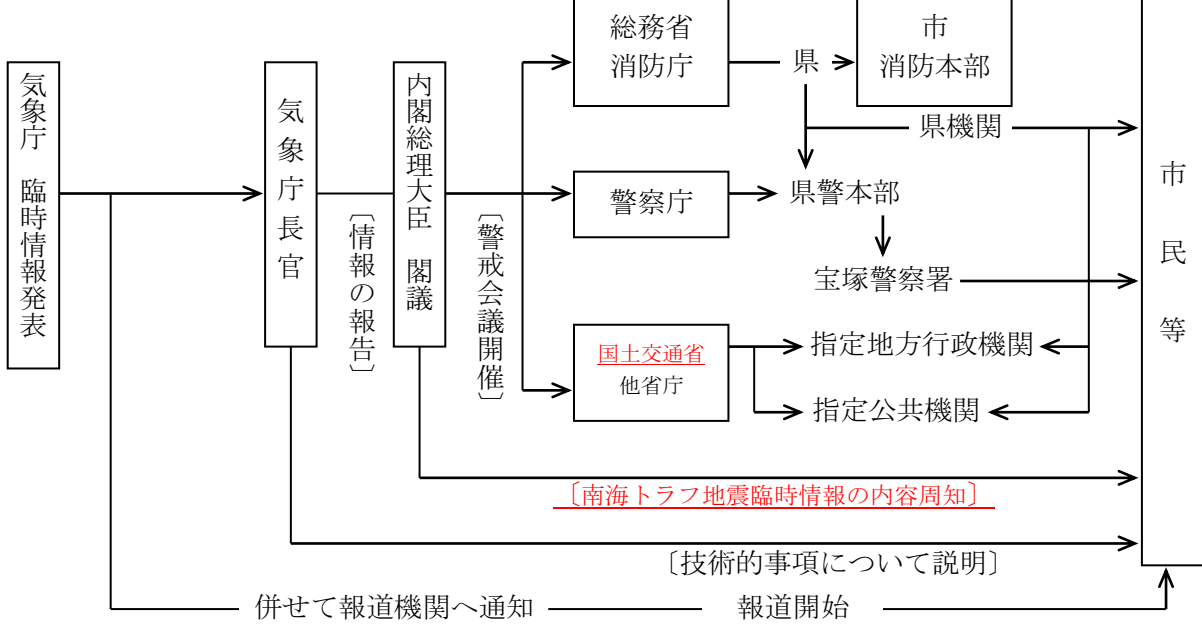
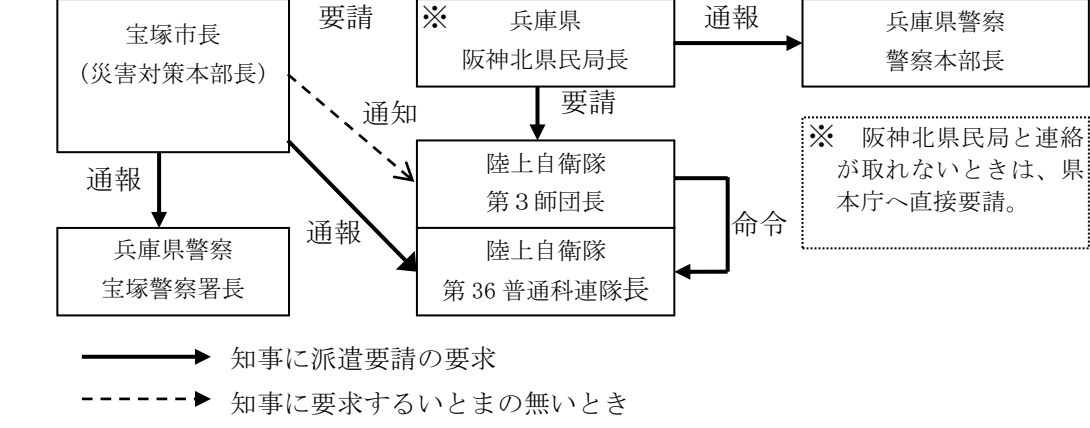
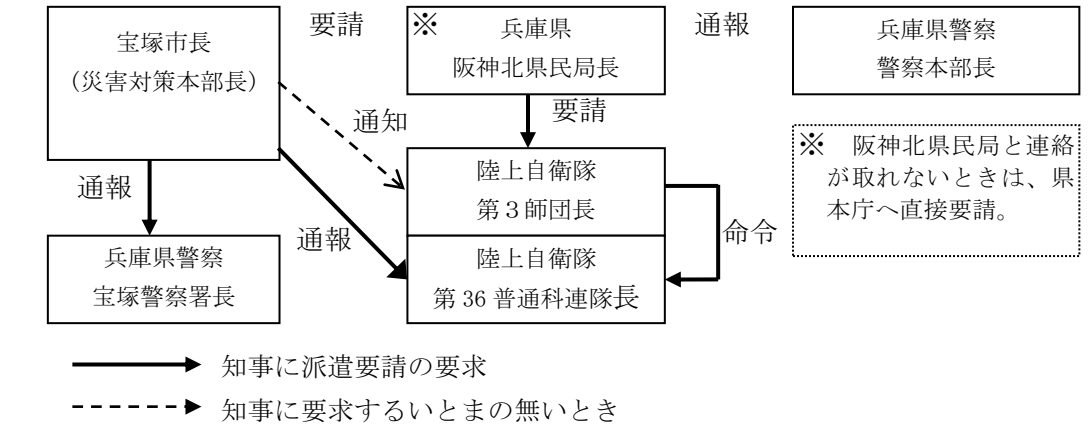
頁	現 計 画（変更前）	修 正 案（変更後）												
100	第3章 被災者救出・救援及び生活再建支援を適切に行うための備えの充実 第3節 安全避難の環境整備 第2 避難誘導体制の整備強化 1、2略 3 計画 （1）、（2）略 （3）関係機関・団体等との連携の強化 <table><tr><th>計画名</th><th>計画のあらまし</th><th>主担当</th></tr><tr><td>警察・<u>地区</u>交通安全協会等との連携の強化</td><td>□災害時の避難誘導に関する警察及び<u>地区</u>交通安全協会等との応援協力体制の確立、その連携の強化</td><td>都市安全部</td></tr></table>	計画名	計画のあらまし	主担当	警察・ <u>地区</u> 交通安全協会等との連携の強化	□災害時の避難誘導に関する警察及び <u>地区</u> 交通安全協会等との応援協力体制の確立、その連携の強化	都市安全部	第3章 被災者救出・救援及び生活再建支援を適切に行うための備えの充実 第3節 安全避難の環境整備 第2 避難誘導体制の整備強化 1、2略 3 計画 （1）、（2）略 （3）関係機関・団体等との連携の強化 <table><tr><th>計画名</th><th>計画のあらまし</th><th>主担当</th></tr><tr><td>警察・交通安全協会等との連携の強化</td><td>□災害時の避難誘導に関する警察及び交通安全協会等との応援協力体制の確立、その連携の強化</td><td>都市安全部</td></tr></table>	計画名	計画のあらまし	主担当	警察・交通安全協会等との連携の強化	□災害時の避難誘導に関する警察及び交通安全協会等との応援協力体制の確立、その連携の強化	都市安全部
計画名	計画のあらまし	主担当												
警察・ <u>地区</u> 交通安全協会等との連携の強化	□災害時の避難誘導に関する警察及び <u>地区</u> 交通安全協会等との応援協力体制の確立、その連携の強化	都市安全部												
計画名	計画のあらまし	主担当												
警察・交通安全協会等との連携の強化	□災害時の避難誘導に関する警察及び交通安全協会等との応援協力体制の確立、その連携の強化	都市安全部												
127	第5章 防災訓練及び調査・研究の充実 第2節 調査・研究の充実 1、2略 3 計画 （3）市の地域防災性をより正確に把握するための専門的調査・研究 <table><tr><td>土砂災害に関する調査・研究</td><td>□本市の北部及び南部における降雨などによる崩落や宅地造成地における地滑りなどの土砂災害に関する調査・研究の検討</td><td>都市安全部</td></tr></table>	土砂災害に関する調査・研究	□本市の北部及び南部における降雨などによる崩落や宅地造成地における地滑りなどの土砂災害に関する調査・研究の検討	都市安全部	第5章 防災訓練及び調査・研究の充実 第2節 調査・研究の充実 1、2略 3 計画 （3）市の地域防災性をより正確に把握するための専門的調査・研究 <table><tr><td>土砂災害に関する調査・研究</td><td>□本市の北部及び南部における降雨などによる崩落や宅地造成地における地滑りなどの土砂災害に関する調査・研究の検討</td><td>都市安全部 <u>都市整備部</u></td></tr></table>	土砂災害に関する調査・研究	□本市の北部及び南部における降雨などによる崩落や宅地造成地における地滑りなどの土砂災害に関する調査・研究の検討	都市安全部 <u>都市整備部</u>						
土砂災害に関する調査・研究	□本市の北部及び南部における降雨などによる崩落や宅地造成地における地滑りなどの土砂災害に関する調査・研究の検討	都市安全部												
土砂災害に関する調査・研究	□本市の北部及び南部における降雨などによる崩落や宅地造成地における地滑りなどの土砂災害に関する調査・研究の検討	都市安全部 <u>都市整備部</u>												
133	第6章 地区防災計画 第2節 各地区における地区防災計画 1、2略 3 各地区における地区防災計画 （1）「中山台コミュニティ地区」地区防災計画 ア 計画の名称 中山台コミュニティ地区防災計画 イ 活動の基本方針及び目標 大規模災害が発生して<u>孤立</u>し、ライフラインが停止した状況下でも、地域が一丸となって、発災からの一週間を自分たちで生き延びることができることを目標とする。 ウ 計画の対象範囲（範域） 中山五月台中学校区（中山台コミュニティエリア）の全住民 エ 活動主体及び活動団体 中山台コミュニティ災害対策委員会 ※まちづくり協議会「中山台コミュニティ」における防災の取り組みを推進するために、自治会、管理組合、学校園及び施設の代表者で構成される組織 <table><tr><td>【中山台コミュニティ災害対策委員会】</td></tr><tr><td>中山桜台自治会、中山五月台自治会、中山五月台七丁目自治会、中山五月台六丁目自治会、中山桜台ラヴェニール自治会、ジャルダン壺番館自治会、ツウィング壺番館自治会、ツウィング宝塚中山式番館自治会、宝塚中山ヒルズ自治会、中山桜台七丁目自治会、ジャルダン式番館管理組合、セーリオ宝塚自治会、第六地区中山台民生児童委員連絡会、中山桜台小学校、中山五月台小学校、中山五月台中学校、中山五月台幼稚園、宝塚東高等学校、雲雀丘学園中山台幼稚園、晋栄福祉会中山ちどり、アクティブライフ中山倶楽部、クラレテクノ株式会社</td></tr></table>	【中山台コミュニティ災害対策委員会】	中山桜台自治会、中山五月台自治会、中山五月台七丁目自治会、中山五月台六丁目自治会、中山桜台ラヴェニール自治会、ジャルダン壺番館自治会、ツウィング壺番館自治会、ツウィング宝塚中山式番館自治会、宝塚中山ヒルズ自治会、中山桜台七丁目自治会、ジャルダン式番館管理組合、セーリオ宝塚自治会、第六地区中山台民生児童委員連絡会、中山桜台小学校、中山五月台小学校、中山五月台中学校、中山五月台幼稚園、宝塚東高等学校、雲雀丘学園中山台幼稚園、晋栄福祉会中山ちどり、アクティブライフ中山倶楽部、クラレテクノ株式会社	第6章 地区防災計画 第2節 各地区における地区防災計画 1、2略 3 各地区における地区防災計画 （1）「中山台コミュニティ地区」地区防災計画 ア 計画の名称 中山台コミュニティ地区防災計画 イ 活動の基本方針及び目標 大規模災害が発生してライフラインが停止した状況下でも、地域が一丸となって、発災からの一週間を自分たちで生き延びることができることを目標とする。 ウ 計画の対象範囲（範域） <u>宝塚市立</u>中山五月台中学校区（中山台コミュニティエリア）の全住民 エ 活動主体 <u>中山台コミュニティ</u> オ <u>活動団体</u> <u>自治会を中心に中山台コミュニティ運営委員会活動部会や様々な住民団体に構成する。</u>										
【中山台コミュニティ災害対策委員会】														
中山桜台自治会、中山五月台自治会、中山五月台七丁目自治会、中山五月台六丁目自治会、中山桜台ラヴェニール自治会、ジャルダン壺番館自治会、ツウィング壺番館自治会、ツウィング宝塚中山式番館自治会、宝塚中山ヒルズ自治会、中山桜台七丁目自治会、ジャルダン式番館管理組合、セーリオ宝塚自治会、第六地区中山台民生児童委員連絡会、中山桜台小学校、中山五月台小学校、中山五月台中学校、中山五月台幼稚園、宝塚東高等学校、雲雀丘学園中山台幼稚園、晋栄福祉会中山ちどり、アクティブライフ中山倶楽部、クラレテクノ株式会社														

頁	現 計 画（変更前）	修 正 案（変更後）																																		
142	オ 地区の特性 高齢化率が高く、山間部を削って開発した坂の多い住宅地である。また、土砂災害警戒区域も広範囲に存在し、<u>1つの指定避難所と予備避難所は、その中に位置している。</u> カ 対象とする災害 地震及び土砂災害 キ 主な活動計画<table><tr><td>平常時の取組</td><td colspan="2">略</td></tr><tr><td rowspan="4">災害時の取組</td><td>地区災害対策本部の立ち上げ</td><td>・宝塚市との連絡体制を確立 ・宝塚市からの情報を地域へ周知</td></tr><tr><td>安全確認</td><td>・エリア内の安全確認を実施</td></tr><tr><td>エリア内外の連絡手段</td><td>・伝令 ・無線 ・電子メール</td></tr><tr><td>居住エリアごとの避難所等開設</td><td>・エリア内の全避難所等が開設された場合、地域ごとに避難</td></tr><tr><td>災害時要配慮者（避難行動要支援者）の支援の取組</td><td>避難行動要支援者の支援体制の構築</td><td>・避難行動要支援者名簿の管理（必要に応じて更新） ・災害発生時に名簿情報の活用 ・安心メール及び防災ラジオの普及促進</td></tr><tr><td>その他</td><td>防災マップの作成</td><td>・防災マップの全戸配布 ・避難経路地図の作成</td></tr></table> （２）～（６）略 【新規追加】	平常時の取組	略		災害時の取組	地区災害対策本部の立ち上げ	・宝塚市との連絡体制を確立 ・宝塚市からの情報を地域へ周知	安全確認	・エリア内の安全確認を実施	エリア内外の連絡手段	・伝令 ・無線 ・電子メール	居住エリアごとの避難所等開設	・エリア内の全避難所等が開設された場合、地域ごとに避難	災害時要配慮者（避難行動要支援者）の支援の取組	避難行動要支援者の支援体制の構築	・避難行動要支援者名簿の管理（必要に応じて更新） ・災害発生時に名簿情報の活用 ・安心メール及び防災ラジオの普及促進	その他	防災マップの作成	・防災マップの全戸配布 ・避難経路地図の作成	カ 地区の特性 高齢化率が高く、山間部を削って開発した坂の多い住宅地である。また、土砂災害<u>（特別）</u>警戒区域も広範囲に存在している。 キ 対象とする災害 地震及び土砂災害 ク 主な活動計画<table><tr><td>平常時の取組</td><td colspan="2">略</td></tr><tr><td rowspan="2">災害時の取組</td><td>災害対策総本部の立ち上げ</td><td>・総本部は、<u>中山台コミュニティセンター（使用不能の場合は、中山五月台中学校）に置き、宝塚市に通知する。</u> ・総本部は、<u>中山台コミュニティ会長を本部長とし、各自治会、コミュニティ運営委員会の委員などで構成する。総本部には活動組織を置く。</u> ・自主防災組織などと連携する ・宝塚市との連絡窓口となる</td></tr><tr><td>各自治会エリア防災組織の活動</td><td>・災害情報、安否情報、支援情報等の確認を実施 ・避難者同士の安全確認を実施 ・災害対策本部へ集約する</td></tr><tr><td>災害時要配慮者（避難行動要支援者）の支援の取組</td><td>避難行動要支援者の支援体制の構築</td><td>・民生・児童委員などを中心に地域と連携して担う</td></tr></table> （２）～（６）略 <u>（７）「コミュニティ末広地区」地区防災計画</u> ア 計画の名称 コミュニティ末広地区防災計画 イ 活動の基本方針 令和２年(2020年)3月に作成した「コミュニティ末広避難所運営マニュアル」とともに地域住民の災害時の安心・安全を確保し、「自分たちの地区は自分たちで守る」という心構えで、<u>地区のみんなで助け合いながら、災害にも強いまちづくりを進めるため、地区住民を主体とした防災組織を構築し、平常時から備えの充実を図り、地区防災力を高めていく。</u> ウ 計画の対象範囲（範囲） 伊子志1丁目～4丁目、逆瀬川1丁目、末広町 エ 活動主体及び活動団体 コミュニティ末広、伊子志自治会、逆瀬川自治会、逆瀬川スカイハイツ自治会、サンハイツ逆瀬川自治会、シティライフ逆瀬川自治会 オ 地区の特性 人口は、平成26年（2014年）からほぼ横ばい、世帯数は100世帯以上増加しているものの、一人暮らしの高齢者世帯の割合が高くなりつつあるのが現状。地形は、逆瀬川上流部の真砂土が洪水時に流下して、河口部に堆積してできた三角州。逆瀬川の砂防工事と武庫川の堤防築造工事が完成して、<u>地形は安定したが、台風時や梅雨時の集中豪雨による域内の内水流出によって、低地帯が浸水することがある。</u> カ 対象とする災害 南海トラフ地震、市役所直下型地震、武庫川・地区内水の氾濫、溢水 キ 主な活動計画<table><tr><td rowspan="2">平常時の取組</td><td>防災知識の普及啓発</td><td>・防災対策では、地区住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要と考え、<u>地区住民への防災知識の普及や啓発活動を行う。</u></td></tr><tr><td>地区の安全点検</td><td>・地区の危険な場所や防災上問題のある場所などを</td></tr></table>	平常時の取組	略		災害時の取組	災害対策総本部の立ち上げ	・総本部は、 <u>中山台コミュニティセンター（使用不能の場合は、中山五月台中学校）に置き、宝塚市に通知する。</u> ・総本部は、 <u>中山台コミュニティ会長を本部長とし、各自治会、コミュニティ運営委員会の委員などで構成する。総本部には活動組織を置く。</u> ・自主防災組織などと連携する ・宝塚市との連絡窓口となる	各自治会エリア防災組織の活動	・災害情報、安否情報、支援情報等の確認を実施 ・避難者同士の安全確認を実施 ・災害対策本部へ集約する	災害時要配慮者（避難行動要支援者）の支援の取組	避難行動要支援者の支援体制の構築	・民生・児童委員などを中心に地域と連携して担う	平常時の取組	防災知識の普及啓発	・防災対策では、地区住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要と考え、 <u>地区住民への防災知識の普及や啓発活動を行う。</u>	地区の安全点検	・地区の危険な場所や防災上問題のある場所などを
	平常時の取組	略																																		
	災害時の取組	地区災害対策本部の立ち上げ	・宝塚市との連絡体制を確立 ・宝塚市からの情報を地域へ周知																																	
		安全確認	・エリア内の安全確認を実施																																	
		エリア内外の連絡手段	・伝令 ・無線 ・電子メール																																	
		居住エリアごとの避難所等開設	・エリア内の全避難所等が開設された場合、地域ごとに避難																																	
	災害時要配慮者（避難行動要支援者）の支援の取組	避難行動要支援者の支援体制の構築	・避難行動要支援者名簿の管理（必要に応じて更新） ・災害発生時に名簿情報の活用 ・安心メール及び防災ラジオの普及促進																																	
	その他	防災マップの作成	・防災マップの全戸配布 ・避難経路地図の作成																																	
	平常時の取組	略																																		
	災害時の取組	災害対策総本部の立ち上げ	・総本部は、 <u>中山台コミュニティセンター（使用不能の場合は、中山五月台中学校）に置き、宝塚市に通知する。</u> ・総本部は、 <u>中山台コミュニティ会長を本部長とし、各自治会、コミュニティ運営委員会の委員などで構成する。総本部には活動組織を置く。</u> ・自主防災組織などと連携する ・宝塚市との連絡窓口となる																																	
各自治会エリア防災組織の活動		・災害情報、安否情報、支援情報等の確認を実施 ・避難者同士の安全確認を実施 ・災害対策本部へ集約する																																		
災害時要配慮者（避難行動要支援者）の支援の取組	避難行動要支援者の支援体制の構築	・民生・児童委員などを中心に地域と連携して担う																																		
平常時の取組	防災知識の普及啓発	・防災対策では、地区住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要と考え、 <u>地区住民への防災知識の普及や啓発活動を行う。</u>																																		
	地区の安全点検	・地区の危険な場所や防災上問題のある場所などを																																		

頁	現 計 画（変更前）	修 正 案（変更後）		

頁	現 計 画 (変更前)	修 正 案 (変更後)
161	【土砂災害警戒判定メッシュ情報：気象庁HPより】 土砂災害警戒判定メッシュ情報：近畿地方  第4章 被災者救済及び生活再建支援に関する対策 第3節 避難対策 1 略 2 対策実施上の基本指針 (1) 避難所等の開設・運営・閉鎖 1) 避難所等の開設は、原則として、本部長の指示により行う。ただし、夜間等に発生するなど突発的な災害の場合など、避難の必要が生ずると自主的に判断された時は、避難所開設担当部職員又は居合わせた当該施設所属職員（学校教職員を含む）が避難所等の開設を行い開設状況を災害対策本部に報告する。災害の状況により緊急に避難所等の開設が必要なときは消防職員が行い、担当部要員に引き継ぐ。 2) 避難所等の開設期間は施設の住居としての環境条件から見て、1週間以内とすることが望ましく、市域に震度6弱以上の地震が発生するなどにより、多数の救援を要する場合にあっても避難所等の開設期間は、災害発生後4週間（28日間）以内を目標とする。4週間を超える見込みの場合若しくは超えた期間については、仮設住宅建設等住宅供給対策により対応するよう努める。 3) 避難所等の運営の実務については、災対教育部本部員が災対福祉部本部員等関係各部長と協力して、それぞれの施設に複数の職員（うち1人を責任者として指名）を派遣して担当させる。 4) 避難所等となった施設の学校教職員は、避難所等の開設当初1週間をめやすとして、市職員に協力し、避難所等の運営要員となる。ただし、8日目以降については、当該学校施設の児童・生徒の保護並びに応急教育その他の対策実施に支障がない範囲で、災対教育部本部員の要請により協力するものとする。 5) 避難所等が不足する場合には、県並びに関係機関・団体・事業所等の協力を得て、一時避難のための施設の確保、野外受入れ施設（テント等）の確保・調達等により対応する。 6) 原子力災害等発生時の防護対策区域指定に伴い設置する避難所等はコンクリート建物とする。 7) 本部長は、避難の必要がなくなったとき、又は入所者が自立した生活を行えると判断できる場合は、避難所等を縮小・閉鎖する。 (以下略)	【大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）：気象庁HPより】 大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)  第4章 被災者救済及び生活再建支援に関する対策 第3節 避難対策 1 略 2 対策実施上の基本指針 (1) 避難所等の開設・運営・閉鎖 1) 市域に震度6弱以上の地震が発生した場合、多くの市民が住む場所を失うと想定される。 そのため市は、災害発生直後から避難所を開設する。 2) 避難所等の開設は、原則として、本部長の指示により行う。ただし、夜間等に発生するなど突発的な災害の場合など、避難の必要が生ずると自主的に判断された時は、避難所開設担当部職員又は居合わせた当該施設所属職員（学校教職員を含む）が避難所等の開設を行い開設状況を災害対策本部に報告する。災害の状況により緊急に避難所等の開設が必要なときは消防職員が行い、担当部要員に引き継ぐ。 3) 避難所等の開設期間は施設の住居としての環境条件から見て、1週間以内とすることが望ましく、市域に震度6弱以上の地震が発生するなどにより、多数の救援を要する場合にあっても避難所等の開設期間は、災害発生後4週間（28日間）以内を目標とする。4週間を超える見込みの場合若しくは超えた期間については、仮設住宅建設等住宅供給対策により対応するよう努める。 4) 避難所等の運営の実務については、災対教育部本部員が災対福祉部本部員等関係各部長と協力して、それぞれの施設に複数の職員（うち1人を責任者として指名）を派遣して担当させる。 5) 避難所等となった施設の学校教職員は、避難所等の開設当初1週間をめやすとして、市職員に協力し、避難所等の運営要員となる。ただし、8日目以降については、当該学校施設の児童・生徒の保護並びに応急教育その他の対策実施に支障がない範囲で、災対教育部本部員の要請により協力するものとする。 6) 避難所等が不足する場合には、県並びに関係機関・団体・事業所等の協力を得て、一時避難のための施設の確保、野外受入れ施設（テント等）の確保・調達等により対応する。 7) 原子力災害等発生時の防護対策区域指定に伴い設置する避難所等はコンクリート建物とする。 8) 本部長は、避難の必要がなくなったとき、又は入所者が自立した生活を行えると判断できる場合は、避難所等を縮小・閉鎖する。 (以下略)

変更前後対照表 マニュアル編（関連図書）※関係機関・団体等の名称、所在地、連絡先、各種統計データの更新、表記方法の変更等については省略

頁	現 計 画（変更前）	修 正 案（変更後）
3	マニュアル編全般の変更事項 1 災害対策基本法の規定に基づく「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」を削除 2 上記に伴い「避難勧告等」を削除 第1部 非常時活動体制に関するマニュアル 2 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応 ※1 地震臨時情報発表等の伝達経路 	マニュアル編全般の変更事項 1 <u>同法改正に基づく「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」を追記</u> 2 <u>上記に伴い「避難情報」を追記</u> 第1部 非常時活動体制に関するマニュアル 2 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応 ※1 地震臨時情報発表等の伝達経路 
6	3 応援要請 ※1～※3略	3 応援要請 ※1～※3略
10	※4 自衛隊への応援要請 （1）災害派遣要請基準 災害に際し人命又は財産を保護するための応急対策の実施が対策本部の職員等の動員だけでは不可能若しくは困難であり、自衛隊の出動が必要であると認められる場合にその派遣を要請する。 （以下中略）	※4 自衛隊への応援要請 （1）災害派遣要請基準 災害に際し人命又は財産を保護するための応急対策の実施が対策本部の職員等の動員だけでは不可能若しくは困難であり、自衛隊の出動が必要であると認められる場合にその派遣を要請する。 <u>災害派遣の要求に当たっては、災害派遣の基準となる三要件（緊急性、公共性、非代替性）の適合に留意し要求する。</u> （以下中略）
11	（2）派遣要請の手続等 ア 要請手続 （ア）～（イ）略 ○派遣及び撤収要請手続き経路 	（2）派遣要請の手続等 ア 要請手続 （ア）～（イ）略 ○派遣及び撤収要請手続き経路 

頁	現 計 画（変更前）		修 正 案（変更後）																				
11	イ略		イ略																				
12	ウ 災害派遣部隊の受け入れ		ウ 災害派遣部隊の受け入れ																				
	<table><tr><td>項 目</td><td>活 動 内 容</td></tr><tr><td>準 備</td><td>略</td></tr><tr><td>受 入 れ</td><td>派遣部隊が到着した場合は職員を派遣し部隊を目的地へ誘導する。作業実施期間中は、現場に連絡員を置き派遣部隊指揮官と応援作業計画等について協議し調整の上作業の推進を図る。 なお、派遣部隊の仮泊予定地は伊丹駐屯地をあてるよう要請するものとし、困難な場合は市内の公共空地を緊急に確保する。</td></tr><tr><td>県への報告</td><td>略</td></tr><tr><td>派遣部隊の撤収要請</td><td>略</td></tr></table>	項 目	活 動 内 容	準 備	略	受 入 れ	派遣部隊が到着した場合は職員を派遣し部隊を目的地へ誘導する。作業実施期間中は、現場に連絡員を置き派遣部隊指揮官と応援作業計画等について協議し調整の上作業の推進を図る。 なお、派遣部隊の仮泊予定地は伊丹駐屯地をあてるよう要請するものとし、困難な場合は市内の公共空地を緊急に確保する。	県への報告	略	派遣部隊の撤収要請	略		<table><tr><td>項 目</td><td>活 動 内 容</td></tr><tr><td>準 備</td><td>略</td></tr><tr><td>受 入 れ</td><td><u>1 連絡班</u> 市本部において、自衛隊の連絡所を設置するとともに、連絡班を受け入れ、情報交換及び派遣活動等に関する調整を行う。また、必要に応じ、災害対策本部会議へ参加を要請する。 <u>2 派遣部隊</u> 派遣部隊が到着した場合は職員を派遣し部隊を目的地へ誘導する。作業実施期間中は、現場に連絡員を置き派遣部隊指揮官と応援作業計画等について協議し調整の上作業の推進を図る。 なお、派遣部隊の仮泊予定地は伊丹駐屯地をあてるよう要請するものとし、困難な場合は市内の公共空地を緊急に確保する。 <u>3 ヘリポート</u> ヘリコプターを使用する応援活動を要請した場合は、ヘリポートの準備に万全を期する。また、自衛隊からヘリポートの提供について要請があった場合は、災害用臨時ヘリポートのうちから、自衛隊と協議のうえ最適地を決定する。</td></tr><tr><td>県への報告</td><td>略</td></tr><tr><td>派遣部隊の撤収要請</td><td>略</td></tr></table>	項 目	活 動 内 容	準 備	略	受 入 れ	<u>1 連絡班</u> 市本部において、自衛隊の連絡所を設置するとともに、連絡班を受け入れ、情報交換及び派遣活動等に関する調整を行う。また、必要に応じ、災害対策本部会議へ参加を要請する。 <u>2 派遣部隊</u> 派遣部隊が到着した場合は職員を派遣し部隊を目的地へ誘導する。作業実施期間中は、現場に連絡員を置き派遣部隊指揮官と応援作業計画等について協議し調整の上作業の推進を図る。 なお、派遣部隊の仮泊予定地は伊丹駐屯地をあてるよう要請するものとし、困難な場合は市内の公共空地を緊急に確保する。 <u>3 ヘリポート</u> ヘリコプターを使用する応援活動を要請した場合は、ヘリポートの準備に万全を期する。また、自衛隊からヘリポートの提供について要請があった場合は、災害用臨時ヘリポートのうちから、自衛隊と協議のうえ最適地を決定する。	県への報告	略	派遣部隊の撤収要請	略
項 目	活 動 内 容																						
準 備	略																						
受 入 れ	派遣部隊が到着した場合は職員を派遣し部隊を目的地へ誘導する。作業実施期間中は、現場に連絡員を置き派遣部隊指揮官と応援作業計画等について協議し調整の上作業の推進を図る。 なお、派遣部隊の仮泊予定地は伊丹駐屯地をあてるよう要請するものとし、困難な場合は市内の公共空地を緊急に確保する。																						
県への報告	略																						
派遣部隊の撤収要請	略																						
項 目	活 動 内 容																						
準 備	略																						
受 入 れ	<u>1 連絡班</u> 市本部において、自衛隊の連絡所を設置するとともに、連絡班を受け入れ、情報交換及び派遣活動等に関する調整を行う。また、必要に応じ、災害対策本部会議へ参加を要請する。 <u>2 派遣部隊</u> 派遣部隊が到着した場合は職員を派遣し部隊を目的地へ誘導する。作業実施期間中は、現場に連絡員を置き派遣部隊指揮官と応援作業計画等について協議し調整の上作業の推進を図る。 なお、派遣部隊の仮泊予定地は伊丹駐屯地をあてるよう要請するものとし、困難な場合は市内の公共空地を緊急に確保する。 <u>3 ヘリポート</u> ヘリコプターを使用する応援活動を要請した場合は、ヘリポートの準備に万全を期する。また、自衛隊からヘリポートの提供について要請があった場合は、災害用臨時ヘリポートのうちから、自衛隊と協議のうえ最適地を決定する。																						
県への報告	略																						
派遣部隊の撤収要請	略																						
	エ略		エ略																				
12	オ 撤収要請 本部長（市長）は、自衛隊の派遣の必要性がなくなつたと認めるとき、知事に対し、自衛隊の災害派遣要請の方法に準じて知事に撤収の連絡を行う。		オ <u>派遣部隊の撤収</u> 派遣部隊の撤収は、知事等が撤収の要請をした場合、又は災害派遣を命じた指定部隊等の長が、派遣の必要がなくなつたと認めた場合に、派遣を命じた指定部隊の長が命ずるのを原則とする。 但し、災害が大規模な場合においては、知事等から撤収の要請があった場合を除いて、防衛大臣が撤収を命ずる。 また、大規模地震災害及び原子力災害に関わる災害派遣の場合にあっては、防衛大臣が撤収を命ずる。																				
	（３）自衛隊災害派遣部隊の活動内容		（３）自衛隊災害派遣部隊の活動内容																				
	<table><tr><td>項 目</td><td>活 動 内 容</td></tr><tr><td>被害状況の把握</td><td>車両・航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。</td></tr></table> (以下表略)	項 目	活 動 内 容	被害状況の把握	車両・航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。		<table><tr><td>項 目</td><td>活 動 内 容</td></tr><tr><td>被害状況の把握</td><td>車両・航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。</td></tr></table> (以下表略)	項 目	活 動 内 容	被害状況の把握	車両・航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。												
項 目	活 動 内 容																						
被害状況の把握	車両・航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。																						
項 目	活 動 内 容																						
被害状況の把握	車両・航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。																						

頁	現 計 画（変更前）	修 正 案（変更後）
115	第４部 被災者救援及び生活再建支援に関するマニュアル ４ 生活救援等対策 （１）～（４）略 （５）罹災証明書発行のための調査活動及び発行 （表略） ※１略	第４部 被災者救援及び生活再建支援に関するマニュアル ４ 生活救援等対策 （１）～（４）略 （５）罹災証明書発行のための調査活動及び発行 （表略） ※１略
116	※２ 調査の実施要領 ア 罹災証明書を発行するに当たっての被害の判定は、「災害報告取扱要領」（昭和４５年４月１０日消防防第２４６号消防庁長官）により行うこととする。ただし、住家の被害認定は内閣府の「災害の被害認定基準について（昭和１３年６月２８日府政防第５１８号）」及び「災害の被害認定基準の統一について」（昭和４３年６月１４日結審第１１５号内閣総理大臣官房審議室長）に基づき行うこととする。 イ 「災害の被害認定基準について」の具体的な運用については、内閣府より示された「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成２１年６月）」を活用し、必要に応じて消防庁「災害報告取扱要領」による被害分類認定の基準などの関係文書も活用して行うこととする。また、具体的な実施体制については「災害に係る住家の被害認定基準 実施体制の手引き（平成２２年）」を適宜参照する。 ウ 「被害の程度」は被災者生活再建支援法施行令（平成１６年３月３１日政令第９９号）第２条に基づく「大規模半壊世帯」を含めることとする。 ※３略 ※４ 証明の範囲 災害対策基本法第２条第１号に規定する災害で、次の事項について、証明する ア 住家被害 全壊、<u>流失</u>、大規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水 イ 人的被害 死亡、行方不明、重傷者、軽傷者	※２ 調査の実施要領 ア 罹災証明書を発行するに当たっての被害の判定は、「災害報告取扱要領」（昭和４５年４月１０日消防防第２４６号消防庁長官）により行うこととする。ただし、住家の被害認定は内閣府の「災害の被害認定基準について（<u>平成</u>１３年６月２８日府政防第５１８号）」及び「災害の被害認定基準の統一について」（昭和４３年６月１４日結審第１１５号内閣総理大臣官房審議室長）に基づき行うこととする。 イ 「災害の被害認定基準について」の具体的な運用については、内閣府より示された「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（<u>令和３年３月</u>）」を活用し、必要に応じて消防庁「災害報告取扱要領」による被害分類認定の基準などの関係文書も活用して行うこととする。また、具体的な実施体制については「災害に係る住家の被害認定基準 実施体制の手引き（<u>令和２年３月</u>）」を適宜参照する。 ウ 「被害の程度」は被災者生活再建支援法施行令（平成１６年３月３１日政令第９９号）第２条に基づく「大規模半壊世帯」を含めることとする。 ※３略 ※４ 証明の範囲 災害対策基本法第２条第１号に規定する災害で、次の事項について、証明する ア 住家被害 全壊、大規模半壊、<u>中規模半壊</u>、半壊、準半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水 イ 人的被害 死亡、行方不明、重傷者、軽傷者
147	（参考）宝塚市災害対策本部設置要綱及び宝塚市災害警戒本部設置要綱 宝塚市災害対策本部設置要綱 第１条、第２条略 （組織） 第３条 本部は、本部長、副本部長、副本部長補佐、本部員及びその他の必要な職員をもつて組織する。 ２、３略 ４ 副本部長補佐は、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、 <u>技監及び教育委員会理事</u> をもつて充てるものとし、副本部長を補佐する。 （以下中略）	（参考）宝塚市災害対策本部設置要綱及び宝塚市災害警戒本部設置要綱 宝塚市災害対策本部設置要綱 第１条、第２条略 （組織） 第３条 本部は、本部長、副本部長、副本部長補佐、本部員及びその他の必要な職員をもつて組織する。 ２、３略 ４ 副本部長補佐は、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者 <u>及び技監</u> をもつて充てるものとし、副本部長を補佐する。 （以下中略）
154	別表１（第３条関係） 本部組織構成のめやす 副本部長補佐 教育長 教育委員会理事 救援 サービス部門 災対教育部：教委管理班、避難所班、文化財対策班 各学校・幼稚園班	別表１（第３条関係） 本部組織構成のめやす 副本部長補佐 教育長 救援 サービス部門 災対教育部：教委管理班、避難所班、文化財対策班 各学校・幼稚園班

頁	現 計 画 (変更前)				修 正 案 (変更後)					
155	別表2（第3条関係） （「班員となる平常時課名」のうち、大カッコがあるものは、部をまたがって班編成されるもの）				別表2（第3条関係） （「班員となる平常時課名」のうち、大カッコがあるものは、部をまたがって班編成されるもの）					
156	部門別	部 ・ 班 名			部門別	部 ・ 班 名				
		部	班	班員となる平常時課名	事務分掌		部	班	班員となる平常時課名	事務分掌
	略	災対企画経営部	調査班		1 発災直後の被害状況調査に関すること。 2 建物及び宅地の被害状況の調査に関すること。 3 被災証明に関すること。	略	災対企画経営部	調査班		1 発災直後の被害状況調査に関すること。 2 建物及び宅地の被害状況の調査に関すること。 3 罹災証明に関すること。
			班長課長級	市税収納課 市民税課 資産税課					班長課長級	
	略	災対市民交流部	広報班		1 災害時における広報活動に関すること。 2 報道機関に関すること。 3 他部に属さない災害相談に関すること。 4 災害に関する写真及び記録(誌)に関すること。 5 現地連絡所における住民組織との連絡調整に関すること。 6 自治会等への協力要請に関すること。 7 避難勧告等の情報伝達に関すること。	略	災対市民交流部	広報班		1 災害時における広報活動に関すること。 2 報道機関に関すること。 3 他部に属さない災害相談に関すること。 4 災害に関する写真及び記録(誌)に関すること。 5 現地連絡所における住民組織との連絡調整に関すること。 6 自治会等への協力要請に関すること。 7 避難情報の伝達に関すること。
			班長課長級	市民相談課 広報課 市民協働推進課 (企画経営部) 情報政策課					班長課長級	
162	略	災対上下水道部	下水道対策班		1 倒壊建物等生き埋め被災者の救出に関すること。 2 水道関係者団体等との連絡調整に関すること。 3 公共下水道等の被害の情報収集、応急措置及び復旧に関すること。 4 南部市街地における水路等の災害対策に関すること。	略	災対上下水道部	下水道対策班		1 下水道関係者団体等との連絡調整に関すること。 2 公共下水道等の被害の情報収集、応急措置及び復旧に関すること。 3 南部市街地における水路等の災害対策に関すること。
			班長課長級	下水道課					班長課長級	
163	宝塚市災害警戒本部設置要綱 (本文略)				宝塚市災害警戒本部設置要綱 (本文略)					
166	別表 災害警戒本部の要員 災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の長等各級責任者となる職員のめやす				別表 災害警戒本部の要員 災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の長等各級責任者となる職員のめやす					
	区分	平常時職名		事務分掌	体制	区分	平常時職名		事務分掌	体制
	警戒本部長	略		略	第1警戒体制 第2警戒体制	警戒本部長	略		略	第1警戒体制 第2警戒体制
	警戒副本部長									
	警戒副本部長補佐									
	同警戒本部員	☐ 広報課長		☐ 宝塚市災害警戒本部設置要綱による (職場待機・巡視等による警戒を行う体制)	第1警戒体制	同警戒本部員	☐ 広報課長		☐ 宝塚市災害警戒本部設置要綱による (職場待機・巡視等による警戒を行う体制)	第1警戒体制
		☐ 公園河川課長					☐ 公園河川課長			
		☐ 道路管理課長					☐ 道路管理課長			
		☐ 建設室課長 (道路維持管理担当)					☐ 建設室課長 (道路維持管理担当)			
		☐ 北部整備課長					☐ 北部整備課長			
		☐ 開発審査課長					☐ 開発審査課長			
		☐ 住まい政策課長					☐ 住まい政策課長			
		☐ 北部振興企画課長					☐ 北部振興企画課長			
		☐ 警防課長					☐ 警防課長			
		☐ 下水道課長					☐ 下水道課長			
		☐ 総合防災課長		☐ 総合防災課長						
		☐ 政策推進課長		☐ 政策推進課長						
		☐ 市民相談課長		☐ 市民相談課長						
		☐ 総務課長		☐ 総務課長						
		☐ 高齢福祉課長		☐ 地域福祉課長						
		☐ 子ども政策課長		☐ 子ども政策課長						
		☐ 環境政策課長		☐ 環境政策課長						

頁		現 計 画 (変更前)				修 正 案 (変更後)				
	(以下略)		☐ 商工勤労課長				☐ 商工勤労課長			
			☐ 教育委員会教育企画課長				☐ 教育委員会教育企画課長			
			☐ 市立病院経営統括部課長				☐ 市立病院経営統括部課長			
			☐ 上下水道局経営管理部長				☐ 上下水道局経営管理部長			
			☐ 上下水道局総務課長				☐ 上下水道局総務課長			
			☐ 上下水道局工務課長				☐ 上下水道局工務課長			

変更前後対照表 資料・様式編（関連図書）※関係機関・団体等の名称、所在地、連絡先、各種統計データの更新、表記方法の変更等については省略

頁

34

51

現 計 画（変更前）

資料・様式編全般の変更事項
1 災害対策基本法の規定に基づく「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」を削除
2 上記に伴い「避難勧告等」を削除

第1部 地域としての危険性
1－2 法規等に基づく危険区域等指定一覧表
1－2－1 水防区域

水系名	河川名	左右岸別	延長 m	水防区域	危険理由	重要度
武庫川	武庫川	右	600	月見山～観音谷川合流点	堤防高	A
		左	200	武田尾橋上流 100m ～ 武田尾温泉	堤防高	A
		左	2,700	大堀川合流点～阪急今津線	堤防高	C
		右	4,000	湯本町～美幸町	堤防高	C
	足洗川	左	100	阪急宝塚線～西国橋		B
	右	100				B
	(表中略)					
	天神川	左	500	市道長尾線～ <u>花園橋</u>	堤防高	B
	右	500				B
	亥の谷川	左	250	梅野橋～射撃橋	堤防高	B
	右	250				B

1－2－6 宅地危険箇所
宅地危険箇所一覧表

番号	所在地	状 況	避難場所
		予想される被害	
1、2略			
<u>3</u>	山本台2丁目	石積擁壁（H＝7m）にはらみ 石積崩壊、家屋倒壊	山手台中学校
<u>4</u>	長寿ガ丘①	昭和58年9月石積擁壁及び自然崖面が崩壊 崖面崩壊、家屋倒壊	宝塚第一小学校
<u>5</u>	長寿ガ丘②	平成5年7月崖面表層部が崩壊 崖面崩壊、家屋倒壊	宝塚第一小学校
<u>6</u>	千種1丁目	地震による宅地損傷 石積崩壊等	西公民館
<u>7</u>	長寿ガ丘③	石垣のはらみ 建物の崩壊	宝塚第一小学校
<u>8</u>	中筋山手1丁目	地震による宅地損傷 石積崩壊等	長尾小学校
<u>9</u>	花屋敷つつじガ丘	自然崖の崩落 崖面崩壊、家屋損壊	川西市桜ガ丘小学校
<u>10</u>	花屋敷荘園1丁目	自然崖の崩落 崖面崩壊、家屋損壊	川西市桜ガ丘小学校
<u>11</u>	平井山荘	石積・コンクリート擁壁（H＝3.6m）にはらみ 石積崩壊、家屋倒壊	長尾小学校
<u>12</u>	野上6丁目	石積擁壁に亀裂 石積崩壊、家屋倒壊	西山小学校
<u>13</u>	紅葉ガ丘	石積擁壁の崩壊（H＝7m）	宝塚第一小学校

修 正 案（変更後）

資料・様式編全般の変更事項
1 同法改正に基づく「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」を追記
2 上記に伴い「避難情報」を追記

第1部 地域としての危険性
1－2 法規等に基づく危険区域等指定一覧表
1－2－1 水防区域

水系名	河川名	左右岸別	延長 m	水防区域	危険理由	重要度	対策工法
武庫川	武庫川	右	600	月見山～観音谷川合流点	堤防高	A	積土俵
		左	200	武田尾橋上流 100m ～ 武田尾温泉	堤防高	A	積土俵
		左	2,700	大堀川合流点～阪急今津線	<u>要注意</u>	C	積土俵
		右	4,000	湯本町～美幸町	<u>要注意</u>	C	積土俵
	足洗川	左	100	阪急宝塚線～西国橋	<u>堤防高</u>	B	<u>積土俵</u>
	右	100				B	
	(表中略)						
	天神川	左	<u>400</u>	市道長尾線～ <u>雲垣内橋</u>	<u>堤防斜面の</u>	B	積土俵
	右	<u>300</u>		<u>崩れ・すべり</u>	B		
	亥の谷川	左	250	梅野橋～射撃橋	堤防高	B	積土俵
	右	250				B	

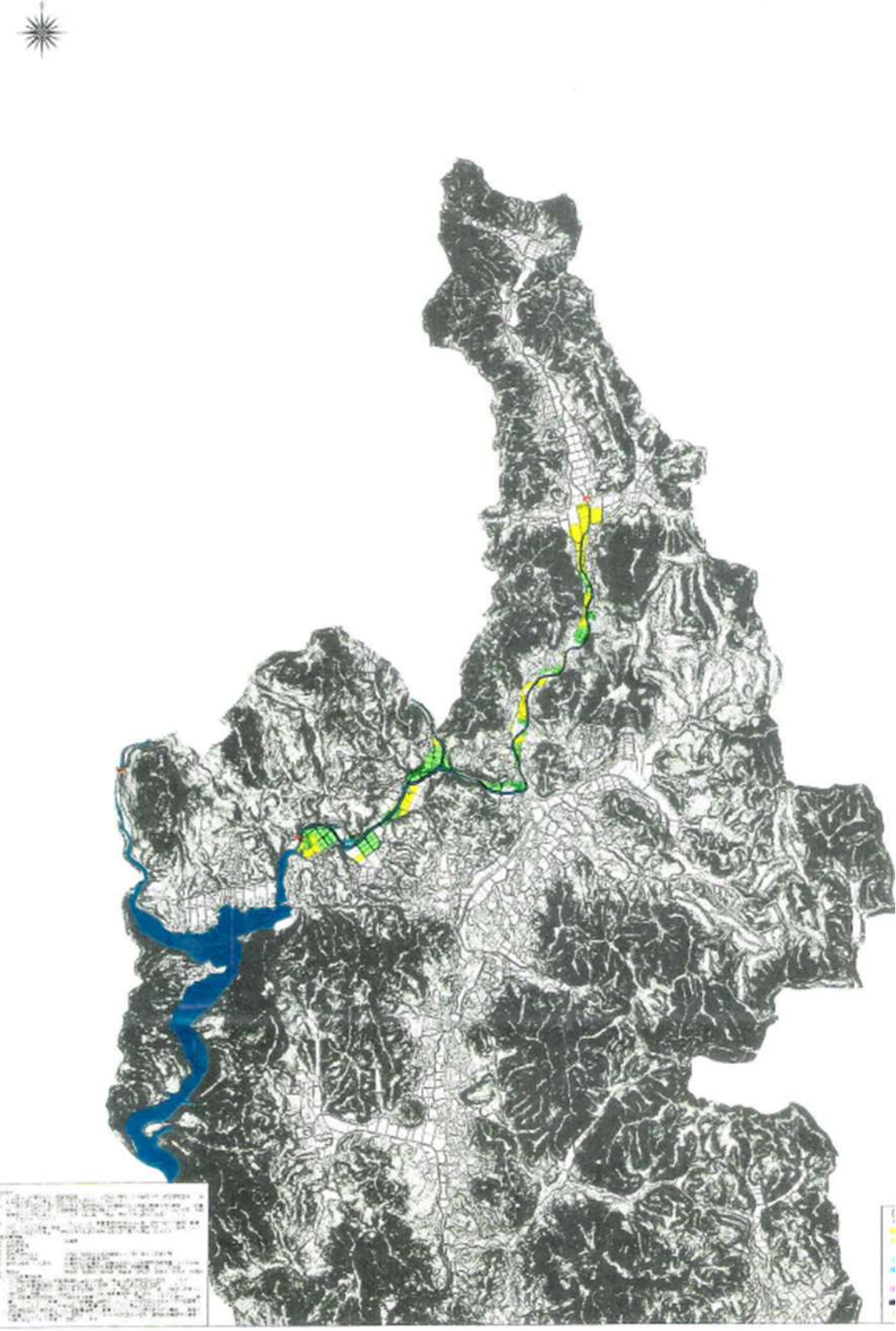
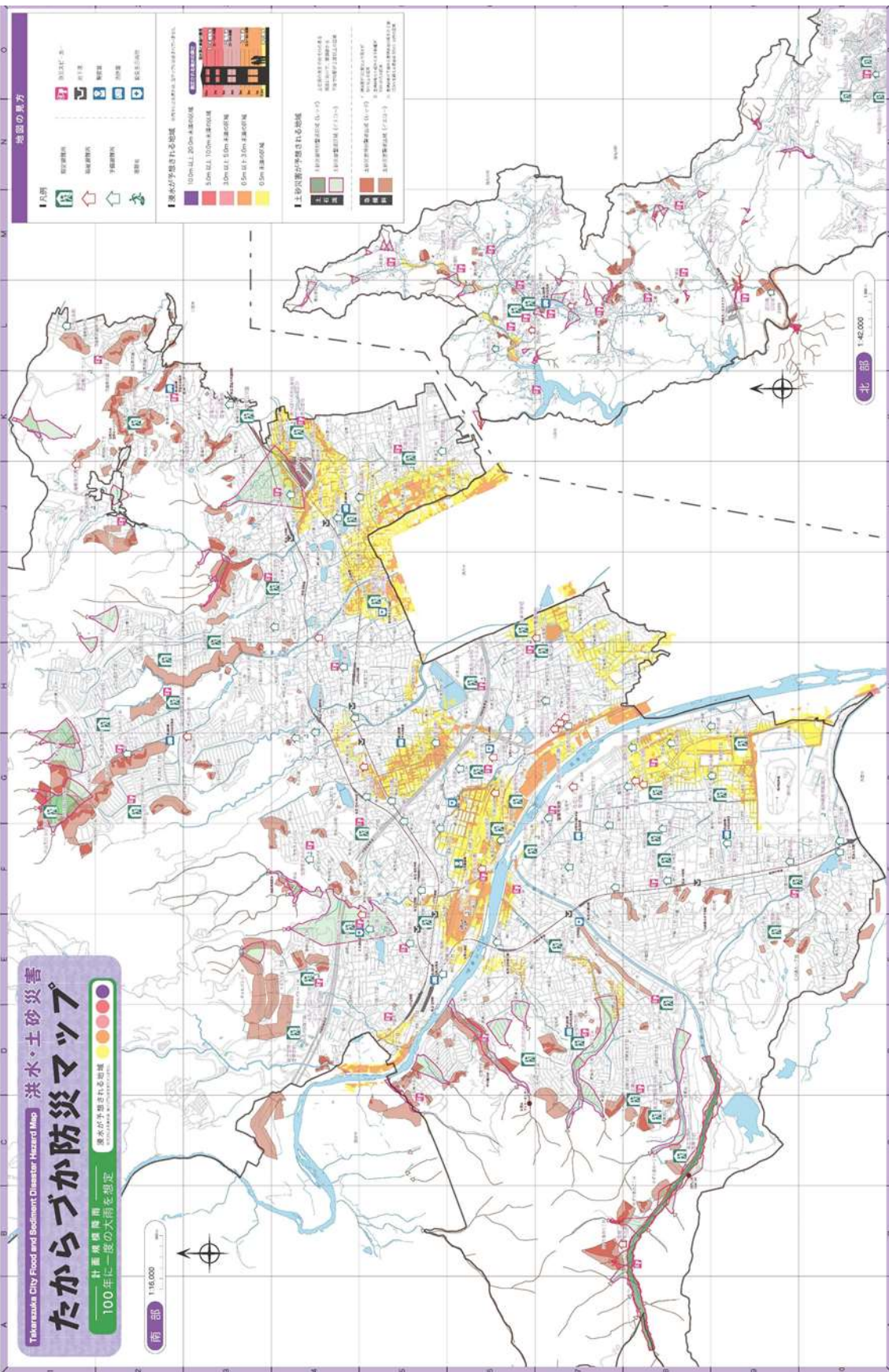
1－2－6 宅地危険箇所
宅地危険箇所一覧表

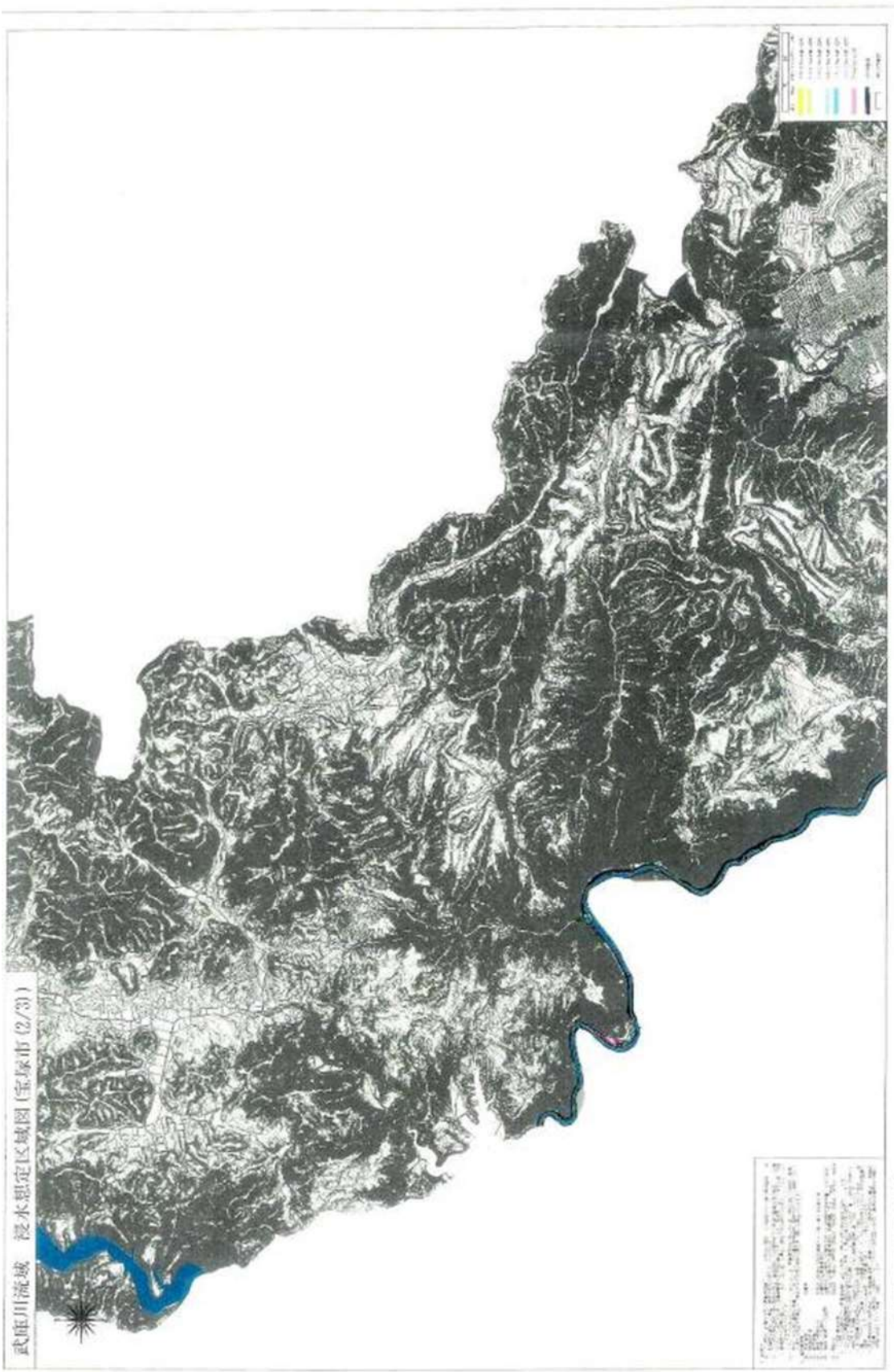
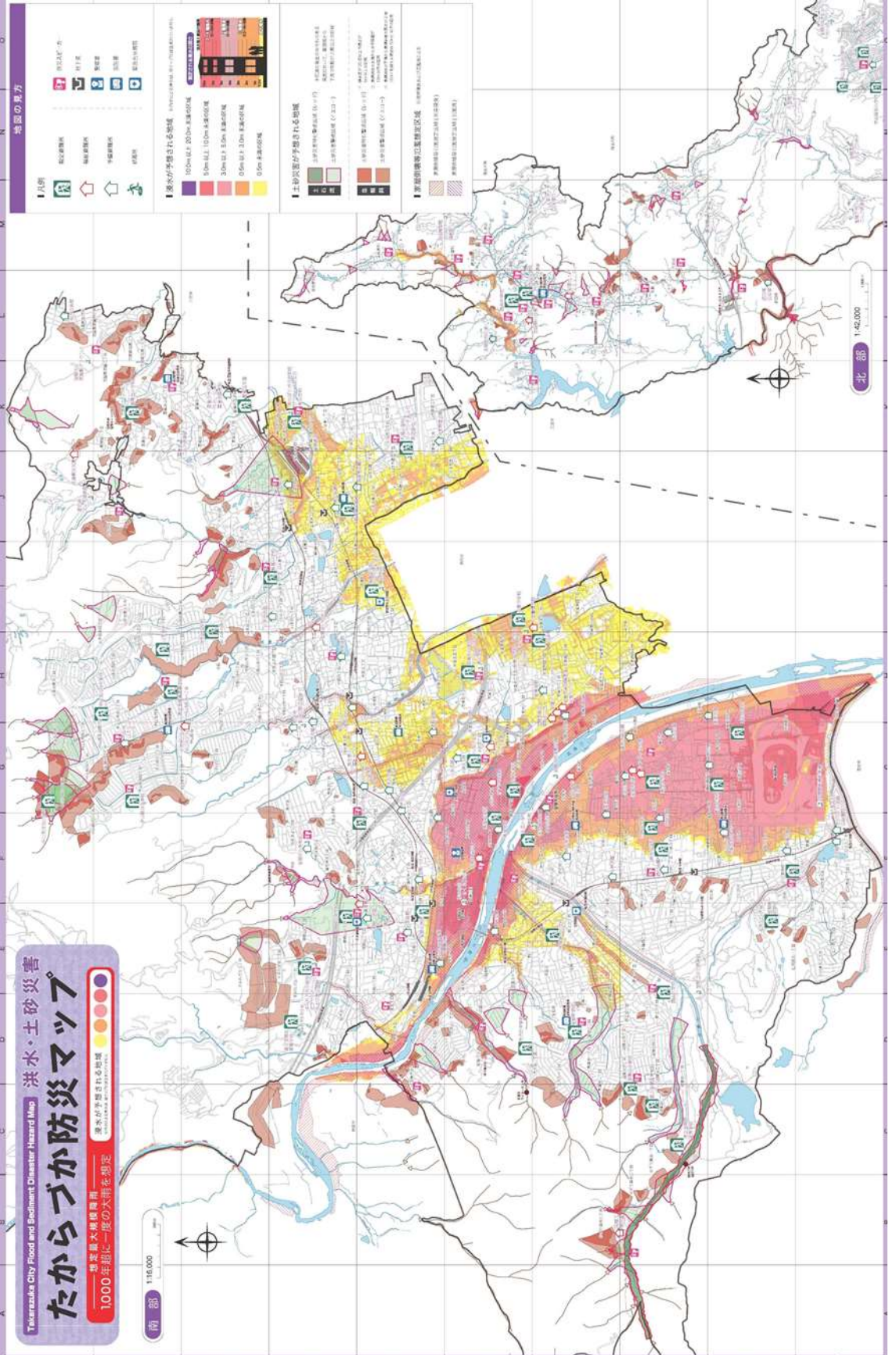
番号	所在地	状 況	避難場所
		予想される被害	
1、2略			
<u>3</u>	長寿ガ丘①	昭和58年9月石積擁壁及び自然崖面が崩壊 崖面崩壊、家屋倒壊	宝塚第一小学校
<u>4</u>	長寿ガ丘②	平成5年7月崖面表層部が崩壊 崖面崩壊、家屋倒壊	宝塚第一小学校
<u>5</u>	千種1丁目	地震による宅地損傷 石積崩壊等	西公民館
<u>6</u>	長寿ガ丘③	石垣のはらみ 建物の崩壊	宝塚第一小学校
<u>7</u>	中筋山手1丁目	地震による宅地損傷 石積崩壊等	長尾小学校
<u>8</u>	花屋敷つつじガ丘	自然崖の崩落 崖面崩壊、家屋損壊	川西市桜ガ丘小学校
<u>9</u>	花屋敷荘園1丁目	自然崖の崩落 崖面崩壊、家屋損壊	川西市桜ガ丘小学校
<u>10</u>	平井山荘	石積・コンクリート擁壁（H＝3.6m）にはらみ 石積崩壊、家屋倒壊	長尾小学校
<u>11</u>	野上6丁目	石積擁壁に亀裂 石積崩壊、家屋倒壊	西山小学校
<u>12</u>	紅葉ガ丘	石積擁壁の崩壊（H＝7m） 石積崩壊、家屋倒壊	宝塚第一小学校

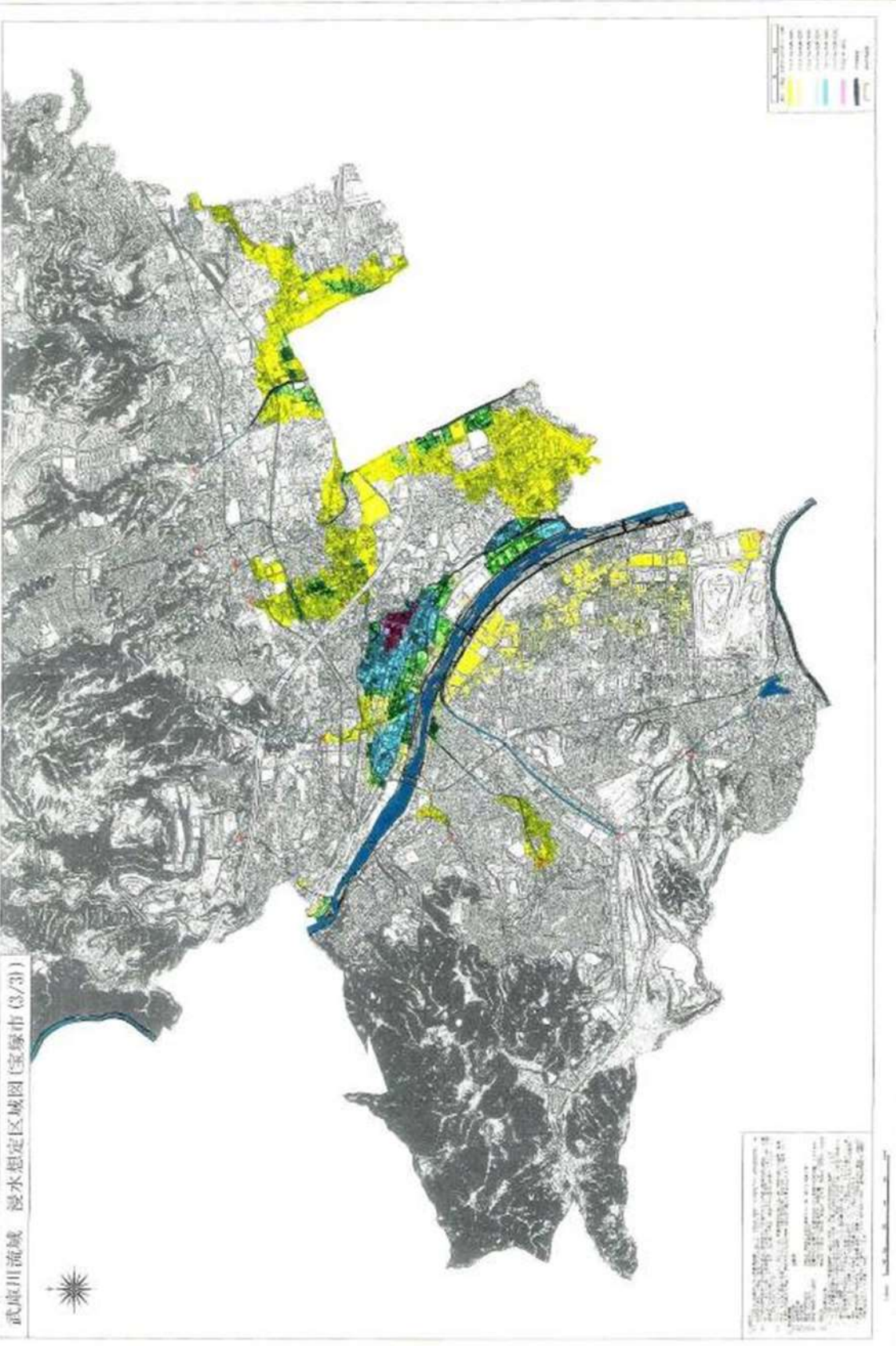
頁	現 計 画 (変更前)										修 正 案 (変更後)									
52	石積崩壊、家屋倒壊																			
	1－2－7 特に警戒を要するため池										1－2－7 特に警戒を要するため池									
	番号	溜池名	管理 団体名	所在地	満水				危険区域及び被害予想		番号	溜池名	管理 団体名	所在地	満水				危険区域及び被害予想	
					面積	貯水量	堤長	堤高	予想される 危険	被害予想区域 と戸数					面積	貯水量	堤長	堤高	予想される 危険	被害予想区域 と戸数
					(ha)	(m³)	(m)	(m)							(ha)	(m³)	(m)	(m)		
1～3 略										1～3 略										
	4	榎谷池	境野 水利組合	境野字中山田	0.1	1,000	38	5.7	漏水	耕地約 2.1ha 家屋 1 戸 市道 250m										
	5	井手池	境野 水利組合	境野字 井手	0.03	350	35	1.8	漏水	耕地約 1.3 h a 家屋 2 戸 県市道 410m										
54	1－4 土砂災害警戒区域及び武庫川浸水想定区域内の要配慮者利用施設等										1－4 土砂災害警戒区域及び武庫川浸水想定区域内の要配慮者利用施設等									
	(1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 3 項に定める要配慮者利用施設										(1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 3 項に定める要配慮者利用施設									
	土砂災害警戒区域内の施設										土砂災害警戒区域内の施設									
	施設 の	施 設 名 称			所 在 地			連 絡 先		連絡先 FAX番号	施設 の	施 設 名 称			所 在 地			連 絡 先		連絡先 FAX番号
		消 防 法 施 行 令 別 表 第 1 6 項	イ	医療法人それいゆ会こだま病院	御殿山 1 丁目 3 番 2 号			87-2525		86-7725		消 防 法 施 行 令 別 表 第 1 6 項	イ	医療法人それいゆ会こだま病院	御殿山 1 丁目 3 番 2 号			87-2525		86-7725
	ロ	宝塚エデンの園	ゆずり葉台 3 丁目 1 番 1 号			76-3800		76-3801		ロ	医療法人回生会宝塚病院	野上 2 丁目 1 番 2 号			71-3111		二			
	ハ	(表中略)								ハ	宝塚エデンの園	ゆずり葉台 3 丁目 1 番 1 号			76-3800		76-3801			
	又	市立平井保育所	平井 6 丁目 3 番 35 号			89-4141		82-2122		又	(表中略)									
	は	きしゃぼっぽ長尾台	長尾台 2 丁目 16 番 19 号			072-744-2498		072-744-2498		は	市立平井保育所	平井 6 丁目 3 番 35 号			89-4141		82-2122			
	ハ	Seems キッズ	平井 1 丁目 30 番 14 号			26-7539		26-7540		ハ	グループホーム 以和為貴	長尾台 2 丁目 16 番 19 号			090-8232-9559					
	に	安倉デイサービスセンター・ 安倉西身体障害者支援センター	安倉西 2 丁目 1 番 2 号			81-2030 81-2032		81-5599		に	ジョブサポート希望	玉瀬字細尾 1 丁目 25 番地			91-0588		91-0589			
	準	ジョブサポート希望	玉瀬字細尾 1 丁目 25 番地			91-0588		91-0589		準	夢御殿山	御殿山 1 丁目 3 番 3 号			85-2951		85-2952			
	ず	特別養護老人ホーム宝塚栄光園	ゆずり葉台 3 丁目 1 番 2 号			71-1151		77-3072		ず	(表中略)									
	る	夢御殿山	御殿山 1 丁目 3 番 3 号			85-2951		85-2952		る	プレザンメゾン宝塚山本	平井 3 丁目 15 番 24 号			89-8621		－			
	施	(表中略)								施	希望の家グリーンホーム	玉瀬字田畠 10 番地			91-1800		91-1801			
	設	プレザンメゾン宝塚山本	平井 3 丁目 15 番 24 号			89-8621		－		設	生成幼稚園	雲雀丘山手 1 丁目 16 番 17			072-759-7105		072-757-0915			
	6	希望の家グリーンホーム	玉瀬字田畠 10 番地			91-1800		91-1801		6	生成幼稚園	雲雀丘山手 1 丁目 16 番 17			072-759-7105		072-757-0915			
	項	生成幼稚園	雲雀丘山手 1 丁目 16 番 17			072-759-7105		072-757-0915		項	宝塚武庫山幼稚園	武庫山 1 丁目 1 番 17			73-0200		71-8561			
		宝塚武庫山幼稚園	武庫山 1 丁目 1 番 17			73-0200		71-8561			市立長尾幼稚園	山手台東 1 丁目 3 番 1 号			88-2501		88-4149			
		市立中山五月台幼稚園	中山五月台 7 丁目 3 番 1 号			89-5413		88-4369												
		市立長尾幼稚園	山手台東 1 丁目 3 番 1 号			88-2501		88-4149												
	※網掛け施設については、水害危険予想箇所（山崖くずれ等による宅地危険箇所）に立地している。										※網掛け施設については、水害危険予想箇所（山崖くずれ等による宅地危険箇所）に立地している。									

頁	現 計 画 (変更前)					修 正 案 (変更後)				
	(2)水防法第15条第1項3号に定める要配慮者利用施設 武庫川浸水想定区域内の施設					(2)水防法第15条第1項3号に定める要配慮者利用施設 武庫川浸水想定区域内の施設				
55	施設の 種類	施 設 名 称	所 在 地	連 絡 先	連絡先 FAX番号	施設の 種類	施 設 名 称	所 在 地	連 絡 先	連絡先 FAX番号
	イ ロ 及 び ハ 又 は ハ に 準 ず る 施 設	略				イ ロ 及 び ハ 又 は ハ に 準 ず る 施 設	略			
		オアシス宝塚（JA 兵庫六甲小浜ふれあい会館）	小浜3丁目12番23号	84-9281	86-5075		オアシス宝塚（JA 兵庫六甲小浜ふれあい会館）	小浜3丁目12番23号	84-9281	86-5075
		宝塚ちどり	亀井町10番30号	73-0880	73-0890		宝塚ちどり	亀井町10番30号	73-0880	73-0890
		ふれあい あさひ	旭町1丁目14番18号	81-8242	81-8242		ふれあい あさひ	旭町1丁目14番18号	81-8242	81-8242
		デイサービス ことの葉	旭町2丁目3番3号	24-2237	24-2237		（表中略）			
		（表中略）					サンシティ宝塚（本館）	宝梅2丁目6番26号	76-5757	72-6671
		サンシティ宝塚（本館）	宝梅2丁目6番26号	76-5757	72-6671		都市型保育園ポポラー宝塚あくら園（岡本ビル）	安倉南1丁目24番11号	83-1080	83-1085
		宝塚あくら園（岡本ビル）	安倉南1丁目24番11号	83-1080	83-1085		近畿中央ヤクルト東宝塚センター	安倉南4丁目1番16号	81-3030	81-3030
		近畿中央ヤクルト東宝塚センター	安倉南4丁目1番16号	81-3030	81-3030		（表中略）			
		（表中略）					宝塚育成事業所 安倉西4丁目1番7号		86-9283	86-9886
		宝塚育成事業所 安倉西4丁目1番7号		86-9283	86-9886		市立安倉南身体障害者支援センター	安倉南1丁目2番1号	86-1734	86-1641
		市立安倉南身体障害者支援センター	安倉南1丁目2番1号	86-1734	86-1641		NPO 法人とことこ あいえるせんたー逆瀬	伊子志3丁目14番59号 プリメロイトビル101	20-1006	20-1006
		NPO 法人とことこ あいえるせんたー逆瀬	伊子志3丁目14番59号 プリメロイトビル101	20-1006	20-1006		（表中略）			
		（表中略）					NPO 法人あ・ぷり さんきゅう	金井町2丁目2番	84-8840	83-0813 84-8140
		NPO 法人あ・ぷり さんきゅう	金井町2丁目2番	84-8840	83-0813 84-8140		ILセンター（ハイツ忠実園）	山本南2丁目6番5号	82-2233	82-2233
		ILセンター（ハイツ忠実園）	山本南2丁目6番5号	82-2233	82-2233		宝塚さざんかの家	安倉西3丁目1番5号	84-8700	81-5265
		宝塚さざんかの家	安倉西3丁目1番5号	84-8700	81-5265		（表中略）			
		（表中略）					特定非営利活動法人ワーク友愛	安倉西3丁目1番8号	86-1335	86-1335
		特定非営利活動法人ワーク友愛	安倉西3丁目1番8号	86-1335	86-1335		福祉共同作業所 花工房	小浜3丁目3番13号	86-5602	86-5844
		福祉共同作業所 花工房	小浜3丁目3番13号	86-5602	86-5844		宝塚すみれ栄光園 ケアハウス宝塚	弥生町2番2号	85-3656 85-3706	85-3562
		宝塚すみれ栄光園 ケアハウス宝塚	弥生町2番2号	85-3656 85-3706	85-3562		フォーユー宝塚	安倉南2丁目10番22号	85-3131	85-3132
		フォーユー宝塚	安倉南2丁目10番22号	85-3131	85-3132		ベストスマイル山本丸橋	山本丸橋1丁目14番1号	88-8822	88-8852
		ベストスマイル山本丸橋	山本丸橋1丁目14番1号	88-8822	88-8852		やさしい手 ライブガーデン宝塚	泉町1番22号	86-5495	86-5494
		やさしい手 ライブガーデン宝塚	泉町1番22号	86-5495	86-5494		樹楽 宝塚売布	売布1丁目10番16号	51-5000	51-5010
		樹楽 宝塚売布	売布1丁目10番16号	51-5000	51-5010		コミュニティ宝塚	美座2丁目14番12号	81-2161	81-2161
		コミュニティ宝塚	美座2丁目14番12号	81-2161	81-2161		ケアヴィラ宝塚	亀井町10番51号	71-6510	71-6503
		ケアヴィラ宝塚	亀井町10番51号	71-6510	71-6503		宝塚まどか園	美座2丁目22番2号	83-1175	83-1176
		宝塚まどか園	美座2丁目22番2号	83-1175	83-1176		そんぼの家宝塚山本（アミーユ宝塚山本）	山本丸橋1丁目16番3号	82-5550	82-5560
		そんぼの家宝塚山本（アミーユ宝塚山本）	山本丸橋1丁目16番3号	82-5550	82-5560		なごみの家	旭町2丁目12番21号	86-0800	86-0802
		ラビアンローズ宝塚	泉町6番6号	85-6097	85-6248		チャームスイート宝塚売布	売布4丁目1番25号	85-3515	85-3516
		エイジ・ガーデン宝塚旭町	旭町2丁目12番21号	86-0800	86-0802		（表中略）			
		チャームスイート宝塚売布	売布4丁目1番25号	85-3515	85-3516		株式会社HMT	伊子志3丁目13番6号	73-9355	73-9350
		（表中略）					ななくさ育成園	東洋町3番15号	26-7481	26-7482
		株式会社HMT	伊子志3丁目13番6号	73-9355	73-9350		（表中略）			
	二	略				二	略			

※網掛け施設については、0.5m以上の浸水が予想される区域に立地している。

頁	現 計 画 (変更前)	修 正 案 (変更後)
65	1－8 水害危険区域想定図 武庫川流域 浸水想定区域図(宝塚市(1/3)) 	1－8 宝塚防災マップ 1－8－1 土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域 (計画規模降雨) 

頁	現 計 画 (変更前)	修 正 案 (変更後)
66		1-8-1 土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域 (想定最大規模降雨)  ※1-8については令和3年(2021年)「たからづか防災マップ」の縮小版のため文字等が不鮮明となっており、詳細は別冊の紙面のマップ又は市のHPの「WEB版たからづか防災マップ」参照

頁	現 計 画 (変更前)	修 正 案 (変更後)
		

頁	現 計 画 (変更前)	修 正 案 (変更後)																																																																																																																																																																																																									
84	2－1－3 宝塚市防災会議委員名簿 (令和2年5月1日現在) 1 会 長 宝塚市長 中 川 智 子 2 委 員 (1) 第3条第5項第1号に基づく委員 <table><tr><th>委 員 職 名</th><th>氏 名</th><th>備 考</th></tr><tr><td>農林水産省近畿農政局兵庫県拠点地方参事官（兵庫県担当）</td><td>三 浦 晃</td><td>外部</td></tr><tr><td>国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長</td><td>光 永 健 男</td><td>外部</td></tr></table> (2) 第3条第5項第2号に基づく委員 <table><tr><th>委 員 職 名</th><th>氏 名</th><th>備 考</th></tr><tr><td>兵庫県阪神北県民局長</td><td>坂 本 哲 也</td><td>外部</td></tr></table> (3) 第3条第5項第3号に基づく委員 <table><tr><th>委 員 職 名</th><th>氏 名</th><th>備 考</th></tr><tr><td>兵庫県宝塚警察署長</td><td>岡 本 修</td><td>外部</td></tr></table> (4) 第3条第5項第4号に基づく委員 <table><tr><th>委 員 職 名</th><th>氏 名</th><th>備 考</th></tr><tr><td>宝塚市副市長</td><td>井 上 輝 俊</td><td>内部</td></tr><tr><td>宝塚市企画経営部長</td><td>吉 田 康 彦</td><td>内部</td></tr><tr><td>宝塚市行財政改革担当部長</td><td>古 家 健 志</td><td>内部</td></tr><tr><td>宝塚市市民交流部長</td><td>上 田 健</td><td>内部</td></tr><tr><td>宝塚市総務部長</td><td>近 成 克 広</td><td>内部</td></tr><tr><td>宝塚市都市安全部長</td><td>築 田 敏 弘</td><td>内部</td></tr><tr><td>宝塚市危機管理監</td><td>山 中 毅</td><td>内部</td></tr><tr><td>宝塚市都市整備部長</td><td>尾 崎 和 之</td><td>内部</td></tr><tr><td>宝塚市健康福祉部長</td><td>赤 井 稔</td><td>内部</td></tr><tr><td>宝塚市子ども未来部長</td><td>土 屋 智 子</td><td>内部</td></tr><tr><td>宝塚市環境部長</td><td>立 花 誠</td><td>内部</td></tr><tr><td>宝塚市産業文化部長</td><td>福 永 孝 雄</td><td>内部</td></tr></table> (5) 第3条第5項第5号に基づく委員 <table><tr><th>委 員 職 名</th><th>氏 名</th><th>備 考</th></tr><tr><td>宝塚市教育長</td><td>森 恵実子</td><td>内部</td></tr></table> (6) 3条第5項第6号に基づく委員 <table><tr><th>委 員 職 名</th><th>氏 名</th><th>備 考</th></tr><tr><td>宝塚市消防長</td><td>石 橋 豊</td><td>内部</td></tr><tr><td>宝塚市消防団長</td><td>辰 家 宏 弥</td><td>外部</td></tr></table> (7) 第3条第5項第7号に基づく委員 <table><tr><th>委 員 職 名</th><th>氏 名</th><th>備 考</th></tr><tr><td>西日本電信電話株式会社兵庫支店災害対策室担当課長</td><td>平 井 達 也</td><td>外部</td></tr><tr><td>大阪ガス株式会社兵庫導管部導管計画チーム マネージャー</td><td>川 邊 亮 介</td><td>外部</td></tr><tr><td>関西電力送配電株式会社 阪神配電営業所 宝塚技術サービスセンター 所長</td><td>寺 原 良 男</td><td>外部</td></tr><tr><td>西日本旅客鉄道株式会社宝塚駅長</td><td>前 田 博</td><td>外部</td></tr><tr><td>阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長</td><td>油 布 篤</td><td>外部</td></tr></table> (8) 第3条第5項第8号に基づく委員 <table><tr><th>委 員 職 名</th><th>氏 名</th><th>備 考</th></tr><tr><td>(特活) N P O政策研究所専務理事・主任研究員</td><td>相 川 康 子</td><td>外部</td></tr></table>	委 員 職 名	氏 名	備 考	農林水産省近畿農政局兵庫県拠点地方参事官（兵庫県担当）	三 浦 晃	外部	国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長	光 永 健 男	外部	委 員 職 名	氏 名	備 考	兵庫県阪神北県民局長	坂 本 哲 也	外部	委 員 職 名	氏 名	備 考	兵庫県宝塚警察署長	岡 本 修	外部	委 員 職 名	氏 名	備 考	宝塚市副市長	井 上 輝 俊	内部	宝塚市企画経営部長	吉 田 康 彦	内部	宝塚市行財政改革担当部長	古 家 健 志	内部	宝塚市市民交流部長	上 田 健	内部	宝塚市総務部長	近 成 克 広	内部	宝塚市都市安全部長	築 田 敏 弘	内部	宝塚市危機管理監	山 中 毅	内部	宝塚市都市整備部長	尾 崎 和 之	内部	宝塚市健康福祉部長	赤 井 稔	内部	宝塚市子ども未来部長	土 屋 智 子	内部	宝塚市環境部長	立 花 誠	内部	宝塚市産業文化部長	福 永 孝 雄	内部	委 員 職 名	氏 名	備 考	宝塚市教育長	森 恵実子	内部	委 員 職 名	氏 名	備 考	宝塚市消防長	石 橋 豊	内部	宝塚市消防団長	辰 家 宏 弥	外部	委 員 職 名	氏 名	備 考	西日本電信電話株式会社兵庫支店災害対策室担当課長	平 井 達 也	外部	大阪ガス株式会社兵庫導管部導管計画チーム マネージャー	川 邊 亮 介	外部	関西電力送配電株式会社 阪神配電営業所 宝塚技術サービスセンター 所長	寺 原 良 男	外部	西日本旅客鉄道株式会社宝塚駅長	前 田 博	外部	阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長	油 布 篤	外部	委 員 職 名	氏 名	備 考	(特活) N P O政策研究所専務理事・主任研究員	相 川 康 子	外部	2－1－3 宝塚市防災会議委員名簿 (令和3年5月1日現在) 1 会 長 宝塚市長 山 崎 晴 恵 2 委 員 (1) 第3条第5項第1号に基づく委員 <table><tr><th>委 員 職 名</th><th>氏 名</th><th>備 考</th></tr><tr><td>農林水産省近畿農政局兵庫県拠点地方参事官（兵庫県担当）</td><td>三 浦 晃</td><td>外部</td></tr><tr><td>国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長</td><td>光 永 健 男</td><td>外部</td></tr><tr><td>神戸地方気象台次長</td><td>川 上 幸 則</td><td>外部</td></tr></table> (2) 第3条第5項第2号に基づく委員 <table><tr><th>委 員 職 名</th><th>氏 名</th><th>備 考</th></tr><tr><td>兵庫県阪神北県民局長</td><td>坂 本 哲 也</td><td>外部</td></tr></table> (3) 第3条第5項第3号に基づく委員 <table><tr><th>委 員 職 名</th><th>氏 名</th><th>備 考</th></tr><tr><td>兵庫県宝塚警察署長</td><td>岡 本 修</td><td>外部</td></tr></table> (4) 第3条第5項第4号に基づく委員 <table><tr><th>委 員 職 名</th><th>氏 名</th><th>備 考</th></tr><tr><td>宝塚市副市長</td><td>井 上 輝 俊</td><td>内部</td></tr><tr><td>宝塚市企画経営部長</td><td>吉 田 康 彦</td><td>内部</td></tr><tr><td>宝塚市行財政改革担当部長</td><td>古 家 健 志</td><td>内部</td></tr><tr><td>宝塚市市民交流部長</td><td>上 田 健</td><td>内部</td></tr><tr><td>宝塚市総務部長</td><td>近 成 克 広</td><td>内部</td></tr><tr><td>宝塚市都市安全部長</td><td>築 田 敏 弘</td><td>内部</td></tr><tr><td>宝塚市危機管理監</td><td>石 橋 豊</td><td>内部</td></tr><tr><td>宝塚市都市整備部長</td><td>尾 崎 和 之</td><td>内部</td></tr><tr><td>宝塚市健康福祉部長</td><td>赤 井 稔</td><td>内部</td></tr><tr><td>宝塚市子ども未来部長</td><td>土 屋 智 子</td><td>内部</td></tr><tr><td>宝塚市環境部長</td><td>立 花 誠</td><td>内部</td></tr><tr><td>宝塚市産業文化部長</td><td>福 永 孝 雄</td><td>内部</td></tr></table> (5) 第3条第5項第5号に基づく委員 <table><tr><th>委 員 職 名</th><th>氏 名</th><th>備 考</th></tr><tr><td>宝塚市教育長</td><td>森 恵実子</td><td>内部</td></tr></table> (6) 3条第5項第6号に基づく委員 <table><tr><th>委 員 職 名</th><th>氏 名</th><th>備 考</th></tr><tr><td>宝塚市消防長</td><td>山 中 毅</td><td>内部</td></tr><tr><td>宝塚市消防団長</td><td>辰 家 宏 弥</td><td>外部</td></tr></table> (7) 第3条第5項第7号に基づく委員 <table><tr><th>委 員 職 名</th><th>氏 名</th><th>備 考</th></tr><tr><td>西日本電信電話株式会社兵庫支店災害対策室担当課長</td><td>平 井 達 也</td><td>外部</td></tr><tr><td>大阪ガス株式会社兵庫導管部導管計画チーム マネージャー</td><td>川 邊 亮 介</td><td>外部</td></tr><tr><td>関西電力送配電株式会社 阪神配電営業所 所長</td><td>中 村 和 弘</td><td>外部</td></tr><tr><td>西日本旅客鉄道株式会社宝塚駅長</td><td>立和名 成 利</td><td>外部</td></tr><tr><td>阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長</td><td>赤 澤 正 輝</td><td>外部</td></tr></table> (8) 第3条第5項第8号に基づく委員 <table><tr><th>委 員 職 名</th><th>氏 名</th><th>備 考</th></tr><tr><td>兵庫県立大学大学院減災復興政策研究所教授</td><td>馬 場 美智子</td><td>外部</td></tr></table>	委 員 職 名	氏 名	備 考	農林水産省近畿農政局兵庫県拠点地方参事官（兵庫県担当）	三 浦 晃	外部	国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長	光 永 健 男	外部	神戸地方気象台次長	川 上 幸 則	外部	委 員 職 名	氏 名	備 考	兵庫県阪神北県民局長	坂 本 哲 也	外部	委 員 職 名	氏 名	備 考	兵庫県宝塚警察署長	岡 本 修	外部	委 員 職 名	氏 名	備 考	宝塚市副市長	井 上 輝 俊	内部	宝塚市企画経営部長	吉 田 康 彦	内部	宝塚市行財政改革担当部長	古 家 健 志	内部	宝塚市市民交流部長	上 田 健	内部	宝塚市総務部長	近 成 克 広	内部	宝塚市都市安全部長	築 田 敏 弘	内部	宝塚市危機管理監	石 橋 豊	内部	宝塚市都市整備部長	尾 崎 和 之	内部	宝塚市健康福祉部長	赤 井 稔	内部	宝塚市子ども未来部長	土 屋 智 子	内部	宝塚市環境部長	立 花 誠	内部	宝塚市産業文化部長	福 永 孝 雄	内部	委 員 職 名	氏 名	備 考	宝塚市教育長	森 恵実子	内部	委 員 職 名	氏 名	備 考	宝塚市消防長	山 中 毅	内部	宝塚市消防団長	辰 家 宏 弥	外部	委 員 職 名	氏 名	備 考	西日本電信電話株式会社兵庫支店災害対策室担当課長	平 井 達 也	外部	大阪ガス株式会社兵庫導管部導管計画チーム マネージャー	川 邊 亮 介	外部	関西電力送配電株式会社 阪神配電営業所 所長	中 村 和 弘	外部	西日本旅客鉄道株式会社宝塚駅長	立和名 成 利	外部	阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長	赤 澤 正 輝	外部	委 員 職 名	氏 名	備 考	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究所教授	馬 場 美智子	外部
委 員 職 名	氏 名	備 考																																																																																																																																																																																																									
農林水産省近畿農政局兵庫県拠点地方参事官（兵庫県担当）	三 浦 晃	外部																																																																																																																																																																																																									
国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長	光 永 健 男	外部																																																																																																																																																																																																									
委 員 職 名	氏 名	備 考																																																																																																																																																																																																									
兵庫県阪神北県民局長	坂 本 哲 也	外部																																																																																																																																																																																																									
委 員 職 名	氏 名	備 考																																																																																																																																																																																																									
兵庫県宝塚警察署長	岡 本 修	外部																																																																																																																																																																																																									
委 員 職 名	氏 名	備 考																																																																																																																																																																																																									
宝塚市副市長	井 上 輝 俊	内部																																																																																																																																																																																																									
宝塚市企画経営部長	吉 田 康 彦	内部																																																																																																																																																																																																									
宝塚市行財政改革担当部長	古 家 健 志	内部																																																																																																																																																																																																									
宝塚市市民交流部長	上 田 健	内部																																																																																																																																																																																																									
宝塚市総務部長	近 成 克 広	内部																																																																																																																																																																																																									
宝塚市都市安全部長	築 田 敏 弘	内部																																																																																																																																																																																																									
宝塚市危機管理監	山 中 毅	内部																																																																																																																																																																																																									
宝塚市都市整備部長	尾 崎 和 之	内部																																																																																																																																																																																																									
宝塚市健康福祉部長	赤 井 稔	内部																																																																																																																																																																																																									
宝塚市子ども未来部長	土 屋 智 子	内部																																																																																																																																																																																																									
宝塚市環境部長	立 花 誠	内部																																																																																																																																																																																																									
宝塚市産業文化部長	福 永 孝 雄	内部																																																																																																																																																																																																									
委 員 職 名	氏 名	備 考																																																																																																																																																																																																									
宝塚市教育長	森 恵実子	内部																																																																																																																																																																																																									
委 員 職 名	氏 名	備 考																																																																																																																																																																																																									
宝塚市消防長	石 橋 豊	内部																																																																																																																																																																																																									
宝塚市消防団長	辰 家 宏 弥	外部																																																																																																																																																																																																									
委 員 職 名	氏 名	備 考																																																																																																																																																																																																									
西日本電信電話株式会社兵庫支店災害対策室担当課長	平 井 達 也	外部																																																																																																																																																																																																									
大阪ガス株式会社兵庫導管部導管計画チーム マネージャー	川 邊 亮 介	外部																																																																																																																																																																																																									
関西電力送配電株式会社 阪神配電営業所 宝塚技術サービスセンター 所長	寺 原 良 男	外部																																																																																																																																																																																																									
西日本旅客鉄道株式会社宝塚駅長	前 田 博	外部																																																																																																																																																																																																									
阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長	油 布 篤	外部																																																																																																																																																																																																									
委 員 職 名	氏 名	備 考																																																																																																																																																																																																									
(特活) N P O政策研究所専務理事・主任研究員	相 川 康 子	外部																																																																																																																																																																																																									
委 員 職 名	氏 名	備 考																																																																																																																																																																																																									
農林水産省近畿農政局兵庫県拠点地方参事官（兵庫県担当）	三 浦 晃	外部																																																																																																																																																																																																									
国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長	光 永 健 男	外部																																																																																																																																																																																																									
神戸地方気象台次長	川 上 幸 則	外部																																																																																																																																																																																																									
委 員 職 名	氏 名	備 考																																																																																																																																																																																																									
兵庫県阪神北県民局長	坂 本 哲 也	外部																																																																																																																																																																																																									
委 員 職 名	氏 名	備 考																																																																																																																																																																																																									
兵庫県宝塚警察署長	岡 本 修	外部																																																																																																																																																																																																									
委 員 職 名	氏 名	備 考																																																																																																																																																																																																									
宝塚市副市長	井 上 輝 俊	内部																																																																																																																																																																																																									
宝塚市企画経営部長	吉 田 康 彦	内部																																																																																																																																																																																																									
宝塚市行財政改革担当部長	古 家 健 志	内部																																																																																																																																																																																																									
宝塚市市民交流部長	上 田 健	内部																																																																																																																																																																																																									
宝塚市総務部長	近 成 克 広	内部																																																																																																																																																																																																									
宝塚市都市安全部長	築 田 敏 弘	内部																																																																																																																																																																																																									
宝塚市危機管理監	石 橋 豊	内部																																																																																																																																																																																																									
宝塚市都市整備部長	尾 崎 和 之	内部																																																																																																																																																																																																									
宝塚市健康福祉部長	赤 井 稔	内部																																																																																																																																																																																																									
宝塚市子ども未来部長	土 屋 智 子	内部																																																																																																																																																																																																									
宝塚市環境部長	立 花 誠	内部																																																																																																																																																																																																									
宝塚市産業文化部長	福 永 孝 雄	内部																																																																																																																																																																																																									
委 員 職 名	氏 名	備 考																																																																																																																																																																																																									
宝塚市教育長	森 恵実子	内部																																																																																																																																																																																																									
委 員 職 名	氏 名	備 考																																																																																																																																																																																																									
宝塚市消防長	山 中 毅	内部																																																																																																																																																																																																									
宝塚市消防団長	辰 家 宏 弥	外部																																																																																																																																																																																																									
委 員 職 名	氏 名	備 考																																																																																																																																																																																																									
西日本電信電話株式会社兵庫支店災害対策室担当課長	平 井 達 也	外部																																																																																																																																																																																																									
大阪ガス株式会社兵庫導管部導管計画チーム マネージャー	川 邊 亮 介	外部																																																																																																																																																																																																									
関西電力送配電株式会社 阪神配電営業所 所長	中 村 和 弘	外部																																																																																																																																																																																																									
西日本旅客鉄道株式会社宝塚駅長	立和名 成 利	外部																																																																																																																																																																																																									
阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長	赤 澤 正 輝	外部																																																																																																																																																																																																									
委 員 職 名	氏 名	備 考																																																																																																																																																																																																									
兵庫県立大学大学院減災復興政策研究所教授	馬 場 美智子	外部																																																																																																																																																																																																									

頁	現 計 画 (変更前)							修 正 案 (変更後)						
	(9) 第3条第5項第9号に基づく委員							(9) 第3条第5項第9号に基づく委員						
	委 員 職 名		氏 名		備 考			委 員 職 名		氏 名		備 考		
	宝塚市自治会ネットワーク会議 議長		竹 谷 泰 二		外部			宝塚市自治会ネットワーク会議 議長		竹 谷 泰 二		外部		
	一般社団法人宝塚市医師会会長		栗 田 義 博		外部			一般社団法人宝塚市医師会会長		栗 田 義 博		外部		
	陸上自衛隊第3 6 普通科連隊第1 中隊長		池 田 晃		外部			陸上自衛隊第3 6 普通科連隊第1 中隊長		島 内 裕太郎		外部		
	一般社団法人宝塚市薬剤師会理事		近 山 透		外部			一般社団法人宝塚市薬剤師会理事		近 山 透		外部		
	宝塚市婦人会会長・宝塚市赤十字奉仕団委員長		政 井 小夜子		外部			社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会理事長		福 本 芳 博		外部		
	社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会理事長		福 本 芳 博		外部			一般社団法人兵庫県建設業協会宝塚支部長		宇都宮 秀 市		外部		
	一般社団法人兵庫県建設業協会宝塚支部長		宇都宮 秀 市		外部			宝塚市民生委員・児童委員連合会会長		福 住 美 壽		外部		
	宝塚市民生委員・児童委員連合会会長		福 住 美 壽		外部			プラザ・コム こむ1 会代表		榎 本 匡 笑		外部		
プラザ・コム こむ1 会代表		榎 本 匡 笑		外部			肢体障害者		檜 垣 彰 子		外部			
宝塚どないしょネット代表		檜 垣 彰 子		外部			宝塚市上下水道事業管理者		森 増 夫		内部			
宝塚市上下水道事業管理者		森 増 夫		内部			宝塚市議会事務局長		酒 井 勝 宏		内部			
宝塚市議会事務局長		酒 井 勝 宏		内部			宝塚市教育委員会事務局管理部長		村 上 真 二		内部			
宝塚市教育委員会事務局管理部長		村 上 真 二		内部			宝塚市病院経営統括部長		島 廣 弘 二		内部			
宝塚市病院経営統括部長		島 廣 弘 二		内部										
105	2－4 地域ステーション整備計画							2－4 地域ステーション整備計画						
機能分担施設 ステーション名称 (電話番号)		平常時の 防災教育 ・防災訓 練のため の施設	現地連絡 所の設置 のための 施設	地域防災 無線の整 備若しく は維持・ 点検のため の施設	応急対 策資機 材備蓄 のため の施設 (備蓄倉 庫)	飲料水兼 用耐震性 貯水槽整 備のため の施設	応急救 護所設 置ため の施設							
								(表中略)						
中山台コミュニティ センター・ステーション (89－9605)		中山台 コミュニティ センター	中山台 コミュニティ センター	中山 五 月 台中学校	中山桜台 小学校	臨時 駐車場	中山台コミュ ニティセンタ ー・雲雀丘俱 楽部							
西谷（西谷庁舎及び西谷ふれあい 夢プラザ）ステーション (91－0843)		西谷庁舎及 び西谷ふれ あい夢プラ ザ	西谷庁舎及 び西谷ふれ あい夢プラ ザ	西谷庁舎及 び西谷ふれ あい夢プラ ザ	国民健康保険 診療所	西谷庁舎及 び西谷ふれ あい夢プラ ザ	国民健康保 険診療所							
110	第3部 市の非常時組織及び車両・資材等							第3部 市の非常時組織及び車両・資材等						
	3－1 災害対策本部							3－1 災害対策本部						
	3－1－2 宝塚市災害対策本部設置要綱 (組織)							3－1－2 宝塚市災害対策本部設置要綱 (組織)						
	第3条 本部は、本部長、副本部長、副本部長補佐、本部員及びその他の必要な職員をもつて組織する。 2、3略							第3条 本部は、本部長、副本部長、副本部長補佐、本部員及びその他の必要な職員をもつて組織する。 2、3略						
	4 副本部長補佐は、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、 <u>技監及び教育委員会理事</u> をもつて充てるものとし、副本部長を補佐する。 5～7略							4 副本部長補佐は、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者 <u>及び技監</u> をもつて充てるものとし、副本部長を補佐する。 5～7略						

117

別表 1（第 3 条関係）
本部組織構成のめやす

副本部長補佐
病院事業
管理者

副本部長補佐
教育長
教育委員会理事

救援
サービス部門

災対市立病院部：市立病院班
災対教育部：教委管理班、避難所班、文化財対策班
各学校・幼稚園班

118

別表 2（第 3 条関係）
（「班員となる平常時課名」のうち、大カッコがあるものは、部をまたがって班編成されるもの）

部門別	部 ・ 班 名			
	部	班	班員となる 平常時課名	事 務 分 掌
略	災対 企画 経営 部	調 査 班		1 発災直後の被害状況調査に関すること。 2 建物及び宅地の被害状況の調査に関すること。 3 被災証明に関すること。
		班長 課 長 級	市税収納課 市民税課 資産税課	
略	災対 市民 交流 部	広 報 班		1 災害時における広報活動に関すること。 2 報道機関に関すること。 3 他部に属さない災害相談に関すること。 4 災害に関する写真及び記録(誌)に関すること。 5 現地連絡所における住民組織との連絡調整に関すること。 6 自治会等への協力要請に関すること。 7 避難勧告等の情報伝達に関すること。
		班長 課 長 級	市民相談課 広報課 市民協働推進課 (企画経営部) 情報政策課	
125	略	災対 上下 水道 部	下水道対策班	1 倒壊建物等生き埋め被災者の救出に関すること。 2 水道関係者団体等との連絡調整に関すること。 3 公共下水道等の被害の情報収集、応急措置及び復旧に関すること。 4 南部市街地における水路等の災害対策に関すること。

126

3－1－3 宝塚市災害警戒本部設置要綱
(本文略)

別表 災害警戒本部の要員

128 災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の長等各級責任者となる職員のめやす

区分	平常時職名	事務分掌	体制			
警戒本部長	略	略	第 1 警 戒 体 制	第 2 警 戒 体 制		
警戒副本部長						
警戒副本部長補佐						
同	□広報課長	□宝塚市災害警戒本部設置要綱による (職場待機・巡視等による警戒を行う体制)	第 1 警 戒 体 制	第 2 警 戒 体 制		
警	□公園河川課長					
	□道路管理課長					
	□建設室課長 (道路維持管理担当)					
戒	□北部整備課長					
本	□開発審査課長					

修正案（変更後）

別表 1（第 3 条関係）
本部組織構成のめやす

副本部長補佐
病院事業
管理者

副本部長補佐
教育長

救援
サービス部門

災対市立病院部：市立病院班
災対教育部：教委管理班、避難所班、文化財対策班
各学校・幼稚園班

別表 2（第 3 条関係）
（「班員となる平常時課名」のうち、大カッコがあるものは、部をまたがって班編成されるもの）

部門別	部 ・ 班 名			
	部	班	班員となる 平常時課名	事 務 分 掌
略	災対 企画 経営 部	調 査 班		1 発災直後の被害状況調査に関すること。 2 建物及び宅地の被害状況の調査に関すること。 3 被災証明に関すること。
		班長 課 長 級	市税収納課 市民税課 資産税課	
略	災対 市民 交流 部	広 報 班		1 災害時における広報活動に関すること。 2 報道機関に関すること。 3 他部に属さない災害相談に関すること。 4 災害に関する写真及び記録(誌)に関すること。 5 現地連絡所における住民組織との連絡調整に関すること。 6 自治会等への協力要請に関すること。 7 被災情報の伝達に関すること。
		班長 課 長 級	市民相談課 市民協働推進課 (企画経営部) 情報政策課 広報課	
略	災対 上下 水道 部	下水道対策班		1 下水道関係者団体等との連絡調整に関すること。 2 公共下水道等の被害の情報収集、応急措置及び復旧に関すること。 3 南部市街地における水路等の災害対策に関すること。

3－1－3 宝塚市災害警戒本部設置要綱
(本文略)

別表 災害警戒本部の要員

災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の長等各級責任者となる職員のめやす

区分	平常時職名	事務分掌	体制			
警戒本部長	略	略	第 1 警 戒 体 制	第 2 警 戒 体 制		
警戒副本部長						
警戒副本部長補佐						
同	□広報課長	□宝塚市災害警戒本部設置要綱による (職場待機・巡視等による警戒を行う体制)	第 1 警 戒 体 制	第 2 警 戒 体 制		
警	□公園河川課長					
	□道路管理課長					
	□建設室課長 (道路維持管理担当)					
戒	□北部整備課長					
本	□開発審査課長					

頁	現 計 画 (変更前)					修 正 案 (変更後)				
172	4－1 官公庁等災害対策関係機関災害時連絡先（変更関係分）	行政機関	神戸地方気象台（業務・危機管理官室） （観測予報課）	078-222-8907 078-222-8915	078-222-8942 078-222-8495	備考	部員	☐ 住まい政策課長	宝塚市災害警戒本部設置要綱による （風水害発生への対処に備えた警戒を行う体制）	
								☐ 北部振興企画課長		
								☐ 警防課長		
								☐ 下水道課長		
								☐ 総合防災課長		
								☐ 政策推進課長		
								☐ 市民相談課長		
								☐ 総務課長		
								☐ 高齢福祉課長		
								☐ 子ども政策課長		
								☐ 環境政策課長		
								☐ 商工勤労課長		
								☐ 教育委員会教育企画課長		
								☐ 市立病院経営統括部課長		
								☐ 上下水道局経営管理部長		
☐ 上下水道局総務課長										
☐ 上下水道局工務課長										
176	4－3 気象情報の種類と発表基準及び気象観測機器配置状況 4－3－1 気象情報の種類と発表基準 気象ないしは気象と関連する異常現象等について気象台において発表される情報、注意報及警報の種別、基準は次表のとおりである。 県南部については、神戸地方気象台が発表する。 ① 気象情報の種類	公共機関その他	大阪ガス㈱ネットワークカンパニー兵庫導管部 緊急保安チーム ガス漏れ専用 お客様センター	078-303-7777 0120-7-19424 0120-7-94817	06-6202-5830	備考	部員	☐ 住まい政策課長	宝塚市災害警戒本部設置要綱による （風水害発生への対処に備えた警戒を行う体制）	
								☐ 北部振興企画課長		
								☐ 警防課長		
								☐ 下水道課長		
								☐ 総合防災課長		
								☐ 政策推進課長		
								☐ 市民相談課長		
								☐ 総務課長		
								☐ 地域福祉課長		
								☐ 子ども政策課長		
								☐ 環境政策課長		
								☐ 商工勤労課長		
								☐ 教育委員会教育企画課長		
								☐ 市立病院経営統括部課長		
								☐ 上下水道局経営管理部長		
☐ 上下水道局総務課長										
☐ 上下水道局工務課長										
	4－3 気象情報の種類と発表基準及び気象観測機器配置状況 4－3－1 気象情報の種類と発表基準 （1）警戒レベルを用いた防災情報の提供 警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。 「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。 なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。 （2）特別警報・警報・注意報 大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。	行政機関	神戸地方気象台（防災管理官室） （観測予報管理官室）	078-222-8907 078-222-8915	078-222-8942 078-222-8495	備考	部員	☐ 住まい政策課長		
								☐ 北部振興企画課長		
								☐ 警防課長		
								☐ 下水道課長		
								☐ 総合防災課長		
								☐ 政策推進課長		
								☐ 市民相談課長		
								☐ 総務課長		
								☐ 地域福祉課長		
								☐ 子ども政策課長		
								☐ 環境政策課長		
								☐ 商工勤労課長		
								☐ 教育委員会教育企画課長		
								☐ 市立病院経営統括部課長		
								☐ 上下水道局経営管理部長		
☐ 上下水道局総務課長										
☐ 上下水道局工務課長										

頁	現 計 画（変更前）			修 正 案（変更後）		
		備考	地方気象台などが、府県予報区を一次細分区域、または二次細分区域に分けて定められらた基準をもとに発表する。ただし、地面現象注意報と浸水注意報その警報事項を気象警報に含めて発表する。（警報の内容についてはそれぞれの関連項目を参照）	特別警報・警報・注意報の概要		
	土砂災害警戒情報		土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町を特定し、兵庫県と神戸地方気象台が共同して発表する情報。	種 類	概 要	
	特別警報		予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告する防災情報。 気象の種類には、大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪がある。また、現象の種類には、津波、火山噴火、地震（地振動）がある。 特別警報は市町単位で発表されるが、府県程度の広範囲で基準値を超えると予想される場合に、ある程度まとまった市町に発表される。	特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報	
		備考	気象台が、数十年に一度の大雨などが予想されたとき「特別警報の基準」に基づき発表される。	警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報	
				注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報	
	地面現象注意報		大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、災害が起こるおそれがある旨を注意して行う予報	特別警報・警報・注意報の種類と概要		
	地面現象警報		大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して行う予報 （地面現象注意報、警報共通）	特別警報・警報・注意報の種類	概 要	
		備考	a）地面現象注意報の注意報事項は気象注意報に、地面現象警報の警事項は気象警報に含めて行う。	特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく 大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
			b）気象注意報、警報の種類は、その原因となる現象によって、大雨、大雪の注意報又は警報、なだれ、融雪注意報とする。		大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく 大きいときに発表される。
			c）「山崩れ、地すべりなど」には土石流、がけ崩れも含む。		暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく 大きいときに発表される。
	用 語	区分	説 明		暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	高潮注意報		台風などによる海面の異常上昇の有無および程度について、一般の注意を喚起するために行う予報。		波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著し く大きいときに発表される。
		備考	災害の起こるおそれのある場合にのみ行う。		高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災 害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必 要とされる警戒レベル4に相当。
	高潮警報		台風などによる海面の異常上昇によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。 （高潮注意報、警報共通）	警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき に発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
		備考	a)高潮によって、海岸付近の低い土地に浸水することによって災害が起こるおそれ（注意報）または重大な災害が起こるおそれ（警報）のある場合は、浸水注意報または警報を高潮注意報または警報として行う。 b)高潮災害には、浸水のほか、防潮堤・港湾施設などの損壊、船舶などの流出などがある。「異常潮」によるものを含む。風浪、うねりなどによって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。			
	波浪注意報		風浪、うねりなどによって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。		洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害
	波浪警報		風浪、うねりなどによって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。			
	浸水注意報		浸水によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。			
浸水警報		浸水によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。				

頁	現 計 画（変更前）			修 正 案（変更後）			
		備考	（浸水注意報、警報共通） a)浸水注意報の注意報事項は気象注意報に、浸水警報の警報事項は気象警報に含めて行う。 b)気象注意報、警報の種類は、その原因となる現象によって、大雨注意報または警報、融雪注意報とする。 c)浸水注意報、警報の運用は、状況によって次のように行う。 ア．河川の増水のために、低い土地に浸水することなどによって、災害　　が起こるおそれのある場合は、洪水注意報または警報とする。 イ．津波または高潮のために、海岸付近の低い土地に浸水することなどによって、災害が起こるおそれのある場合は、津波または高潮の注意報または警報とする。			が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象と なる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊に よる重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警 戒レベル3に相当。	
	洪水注意報		洪水によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。		大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき	
	洪水警報		洪水によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。		暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき	
		備考	（洪水注意報、警報共通） a)大雨、長雨、融雪などの現象により河川の水が増し、そのために河川敷内の施設などに損害、河川の堤防・ダムなどに損傷を与えるなどによって災害が起こるおそれ（注意報）、または、重大な災害が起こるおそれ（警報）がある場合に行う。 b)浸水注意報、警報は、原則として気象注意報、警報に含めて行うが（浸水注意報、警報参照）、河川の水が増し、そのために低い土地に浸水することなどによって災害が起こるおそれまたは重大な災害が起こるおそれのある場合は、洪水注意報または警報とする。 具体的には、河川の増水のために、河川の堤防、ダムが損傷を受けることなど（破堤、溢水を含む）による浸水である。		暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想さ	
			波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたと			
			高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生			
	注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表				
		洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生				
		大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表				
		強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表				
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたと					

頁	現 計 画（変更前）				修 正 案（変更後）			
	<u>××川はん濫警戒情報（洪水警報）</u>		<u>住民の避難行動に関連し、河川のはん濫に対して警戒を要するレベルに発表される洪水予報。この情報により市町村は避難勧告等の発令を判断する。</u> <u>備考</u> <u>洪水予報指定河川に加え、××川洪水予報を行っていない河川についても水位観測値に基づき発表されることがある。</u>				<u>きに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。</u>	
	<u>××川はん濫危険情報（洪水警報）</u>		<u>住民の避難行動に関連し、河川のはん濫に対して危険なレベルに発表される洪水予報。この情報が発表される段階では避難は完了しているべきだが、この後に避難勧告等を発表する場合には河川周辺の状況を確認しながら発令することとなる。</u> <u>備考</u> <u>洪水予報指定河川に加え、洪水予報（○○川洪水予報）を行っていない河川についても水位観測値に基づき発表されることがある。</u>			<u>波浪注意報</u>	<u>高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>	
	<u>××川はん濫発生情報（洪水警報）</u>		<u>住民の避難行動に関連し、河川のはん濫が発生しているレベルに発表される洪水予報。はん濫している地域では新たな避難行動はとらない。</u>			<u>高潮注意報</u>	<u>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>	
	<u>用 語</u>	<u>区分</u>	<u>説 明</u>			<u>濃霧注意報</u>	<u>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>	
	<u>風雪注意報</u>		<u>風雪によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。</u>			<u>雷注意報</u>	<u>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかける。</u>	
		<u>備考</u>	<u>a)運用基準：平均風速がおおむね 10m/s を超え、雪を伴う場合（地方により基準値が異なる）。</u> <u>b)強風注意報の注意報事項も含む。</u>					
	<u>暴風雪警報</u>		<u>暴風雪によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。</u>			<u>乾燥注意報</u>	<u>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。</u>	
		<u>備考</u>	<u>a)運用基準：平均風速がおおむね 20m/s を超え、雪を伴う場合（地方により基準値が異なる）。</u> <u>b)暴風警報の警報事項も含む。</u>					
	<u>強風注意報</u>		<u>強風によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。</u>			<u>なだれ注意報</u>	<u>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>	
		<u>備考</u>	<u>運用基準：平均風速がおおむね 10m/s を超える場合（地方により基準値が異なる）。</u>			<u>着氷注意報</u>	<u>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</u>	
	<u>暴風警報</u>		<u>暴風によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。</u>			<u>着雪注意報</u>	<u>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</u>	
		<u>備考</u>	<u>運用基準：平均風速がおおむね 20m/s を超える場合（地方により基準値が異なる）。</u>					
	<u>大雨注意報</u>		<u>大雨によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。</u>					
	<u>大雨警報</u>		<u>大雨によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。</u>					
		<u>備考</u>	<u>（大雨注意報、警報共通）</u>					
			<u>a）大雨が原因となる地面現象によって、災害が起こるおそれがある場合（注意報）または重大な災害のおこるおそれがある場合（警報）は、地面現象注意報または警報による注意報事項または警報事項を含める。</u>					
			<u>b）大雨が原因となる浸水によって、災害が起こるおそれがある場合（注意報）または重大な災害が起こるおそれがある場合（警報）は、浸水注意報または警報による注意報事項または警報事項を含める。</u>					

頁	現 計 画（変更前）			修 正 案（変更後）		
			c) 浸水による災害のうち、河川の増水による浸水は、洪水注意報または警報とする。		融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	大雪注意報		大雪のよって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報			
	大雪警報		大雪のよって、重大な災害が起こるおそれがある場合にその旨を警告して行う予報			
	用 語	区分	説 明			
	雷注意報		雷によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報		霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表さ れる。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
		備考	運用基準：落雷または雷に伴うひょう、突風などによる災害が予想される場合			
	乾燥注意報		空気の乾燥によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報		低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生 したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそ れがあるときに発表される。
		備考	運用基準：空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合			
	濃霧注意報		濃霧によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報			
		備考	運用基準：濃霧のため、交通機関に著しい障害がおこと予想される場合			
	霜注意報		霜によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。			
		備考	運用基準：早霜、晩霜などによって、農作物に著しい被害が予想される場合。			
なだれ注意報		なだれによって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。				
低温注意報		低温によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。				
	備考	運用基準：低温のため農作物などに著しい被害が予想される場合。冬季の水道管の凍結・破裂による著しい被害が予想される場合。				
着雪、着氷注意報		着雪または着氷によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。				
	備考	運用基準：着雪または着氷が著しく、通信線や送電線などに被害が起こるおそれがある場合。北海道では、着氷注意報を「船体着氷」を指して行うことが多い。				
融雪注意報		融雪によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。				
水防活動用予報・警報		水防活動の利用に適合する気象、高潮および洪水についての予報および警報で、大雨などによって水害の起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報が水防活動用注意報、重大な水害の起こるおそれがある場合にその旨を警告して行う予報が水防活動用警報。				
	備考	水防活動用気象注意報・警報、水防活動用高潮注意報・警報、水防活動用洪水注意報・警報がある。ただし、指定河川に対する洪水注意報・警報以外の水防活動用気象、高潮、洪水注意報・警報は、一般の利用に適合する大雨注意報・警報、高潮注意報・警報、洪水注意報・警報をもって代える。				

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。	
(3) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等	
警報の危険度分布等の種類と概要	
種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先 までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10 分ごとに更 新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表 されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することが できる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、
大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上 で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先 までの表面雨量指数の予測を用いて常時10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が 高まるかを面的に確認することができる。

頁	現 計 画（変更前）			修 正 案（変更後）		
	用 語	区分	説 明			
	気象情報		気象の予報などについて、一般および関係機関に対して発表する情報をいう場合と、気象庁が保有する情報を総称している場合とがある。予報に関する気象情報は目的別に次のように分けられる。 a)注意報、警報に先立って注意を喚起するためのもの。 b)注意報、警報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説するもの。 c)数年に1回程度発生する記録的な短時間の大雨を観測したなどのときに、一層の警戒を呼び掛けるもの。 d)少雨、長雨、低温、梅雨など比較的長期にわたる現象について注意を喚起したり、解説するためのもの。 e)気象情報の種類としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報、低気圧に関する情報、少雨に関する情報、海水情報、潮位に関する情報、指定河川の洪水情報などがある。また、対象とする予報区により全般、地方、府県気象情報がある。		<u>洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）</u>	<u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	記録的短時間大雨情報		大雨警報が発表されている時に、数年に1回程度発生する激しい短時間の大雨を観測、または解析したことを発表する情報。 現在の降雨がその地域にとって希な激しい状況であることを周知するために発表する。		<u>流域雨量指数の予測値</u>	<u>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10 分ごとに更新している。</u>
	注意警戒文		警報、注意報・気象情報のより有効な利用をはかるため、警戒すべき場所・時間・現象の程度や災害発生危険度等を具体的に示し100文字以内でまとめたもの。			
	重要変更		大雨警報を発表している状況下で特に警戒が必要となる場合に、注意警戒文の先頭及び内容行（注意報・警報の発表・変更状況）に「重要変更！」を明示して使用する。 当面は、重大な土砂災害の危険性が高いと判断された場合に限る。 「過去数年間で最も土砂災害の危険性が高まっています」という説明文を加え、土砂災害に対する一層の警戒を伝える。			
	発表する		注意報、警報および気象情報の公表には「発表」を用いる。「発令」、「宣言」ではない。			
	切り替える		注意報、警報などの継続などには「切り替え」を用いる。「更新」は用いない。			
				<u>（４）早期注意情報（警報級の可能性）</u> 5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（兵庫県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（兵庫県など）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。		
				<u>（５）全般気象情報、近畿地方気象情報、兵庫県気象情報</u> 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。		
				<u>（６）土砂災害警戒情報</u> 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、兵庫県と神戸気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まってい		

頁	現 計 画 (変更前)	修 正 案 (変更後)																																					
187	② 宝塚市注意報の発表基準（変更関係分） <table><tr><td rowspan="2">注意報</td><td rowspan="2">大雨</td><td>流域雨量指数基準</td><td colspan="2">武庫川流域=36.1 波豆川流域=8.4</td></tr><tr><td>複合基準</td><td colspan="2">流域雨量指数 武庫川流域=（※3：9, 36.1）</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">大雪</td><td rowspan="2">降雪の深さ</td><td>平地</td><td>24 時間降雪の深さ 10cm</td></tr><tr><td>山地</td><td>24 時間降雪の深さ 20cm</td></tr></table>	注意報	大雨	流域雨量指数基準	武庫川流域=36.1 波豆川流域=8.4		複合基準	流域雨量指数 武庫川流域=（※3：9, 36.1）			大雪	降雪の深さ	平地	24 時間降雪の深さ 10cm	山地	24 時間降雪の深さ 20cm	る詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 （7）記録的短時間大雨情報 兵庫県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。 （8）竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、兵庫県北部または兵庫県南部で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が兵庫県北部または兵庫県南部で発表される。 この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。 （9）火災気象通報 消防防法第22 条第1 項の規定により、気象の状況が「乾燥注意報」又は「強風注意報」と同一の基準に達したときに神戸地方気象台が兵庫県知事に対して通報し、兵庫県を通じて宝塚市や宝塚市消防本部に伝達される。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。 ① 宝塚市注意報の発表基準（変更関係分） <table><tr><td rowspan="2">注意報</td><td rowspan="2">大雨</td><td>流域雨量指数基準</td><td colspan="2">武庫川流域=35.4 波豆川流域=9.1</td></tr><tr><td>複合基準</td><td colspan="2">流域雨量指数 武庫川流域=（※3：9, 35.4）</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">大雪</td><td rowspan="2">降雪の深さ</td><td>平地</td><td>12 時間降雪の深さ 5cm</td></tr><tr><td>山地</td><td>12 時間降雪の深さ 10cm</td></tr></table>	注意報	大雨	流域雨量指数基準	武庫川流域=35.4 波豆川流域=9.1		複合基準	流域雨量指数 武庫川流域=（※3：9, 35.4）			大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 5cm	山地	12 時間降雪の深さ 10cm							
注意報	大雨			流域雨量指数基準	武庫川流域=36.1 波豆川流域=8.4																																		
		複合基準	流域雨量指数 武庫川流域=（※3：9, 36.1）																																				
	大雪	降雪の深さ	平地	24 時間降雪の深さ 10cm																																			
			山地	24 時間降雪の深さ 20cm																																			
注意報	大雨	流域雨量指数基準	武庫川流域=35.4 波豆川流域=9.1																																				
		複合基準	流域雨量指数 武庫川流域=（※3：9, 35.4）																																				
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 5cm																																			
			山地	12 時間降雪の深さ 10cm																																			
188	③ 宝塚市警報の発表基準（変更関係分） <table><tr><td rowspan="2">警報</td><td>洪水</td><td>流域雨量指数基準</td><td colspan="2">武庫川流域=45.2 波豆川流域=10.6</td></tr><tr><td>大雪</td><td>降雪の深さ</td><td>平地</td><td>24 時間降雪の深さ 20cm</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>山地</td><td>24 時間降雪の深さ 40cm</td></tr></table> ④ 記録的短時間大雨情報（キロクアメ）発表基準（表略） ⑤ 大 雨 特別警報基準（土砂災害、浸水害：宝塚市） ・台風や集中豪雨により、数十年（50 年）に一度の降水量・土壌雨量指数となる基準 <table><tr><td colspan="3">50 年に一度の値（宝塚市）</td></tr><tr><td>4 8 時間降水量</td><td>3 時間降水量</td><td>土壌雨量指数基準</td></tr><tr><td>R48＝450</td><td>R03＝171</td><td>262</td></tr></table>	警報	洪水	流域雨量指数基準	武庫川流域=45.2 波豆川流域=10.6		大雪	降雪の深さ	平地	24 時間降雪の深さ 20cm				山地	24 時間降雪の深さ 40cm	50 年に一度の値（宝塚市）			4 8 時間降水量	3 時間降水量	土壌雨量指数基準	R48＝450	R03＝171	262	② 宝塚市警報の発表基準（変更関係分） <table><tr><td rowspan="2">警報</td><td>洪水</td><td>流域雨量指数基準</td><td colspan="2">武庫川流域=44.3 波豆川流域=11.4</td></tr><tr><td>大雪</td><td>降雪の深さ</td><td>平地</td><td>12 時間降雪の深さ 10cm</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>山地</td><td>12 時間降雪の深さ 20cm</td></tr></table> ③ 記録的短時間大雨情報（キロクアメ）発表基準（表略） ④ 大 雨 特別警報基準（土砂災害、浸水害：宝塚市） 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表する。 (1)確率値を用いた指標（発表条件）（土砂災害、浸水害） 台風や集中豪雨により、降水量・土壌雨量指数が「50 年に一度の値」以上となる5 km 格子がまとまって出現すると予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想されるなか、危険度分布で宝塚市に最大の危険度が出現している場合に発表される。ただし、3 時間降水量について「まとまって出現」とは、150mm 以上となった格子を対象とする。 宝塚市で「50 年に一度の値」以上となった5 km 格子が出現することのみで発表するわけではないことに留意。	警報	洪水	流域雨量指数基準	武庫川流域=44.3 波豆川流域=11.4		大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 10cm				山地	12 時間降雪の深さ 20cm
警報	洪水		流域雨量指数基準	武庫川流域=45.2 波豆川流域=10.6																																			
	大雪	降雪の深さ	平地	24 時間降雪の深さ 20cm																																			
			山地	24 時間降雪の深さ 40cm																																			
50 年に一度の値（宝塚市）																																							
4 8 時間降水量	3 時間降水量	土壌雨量指数基準																																					
R48＝450	R03＝171	262																																					
警報	洪水	流域雨量指数基準	武庫川流域=44.3 波豆川流域=11.4																																				
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 10cm																																			
			山地	12 時間降雪の深さ 20cm																																			

頁	現 計 画 (変更前)	修 正 案 (変更後)											
190	⑥ 兵庫県の警報・注意報発表区域図	(「50 年に一度の値」とは、再現期間 50 年の確率値のこと。いずれも宝塚市にかかる 5km 格子の値の平均をとったもの。) 令和 3 年 3 月 2 5 日現在 <table><tr><th colspan="3">5 0 年に一度の値 (宝塚市)</th></tr><tr><th>4 8 時間降水量</th><th>3 時間降水量</th><th>土壌雨量指数</th></tr><tr><td>444</td><td>169</td><td>260</td></tr></table> (2) 指数を用いた指標（発表条件）（土砂災害） 土壌雨量指数が基準値以上となる 1 km 格子が概ね 10 格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続けると予想される場合に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。 令和 2 年 7 月 3 0 日現在 <table><tr><th>土壌雨量指数 (宝塚市)</th></tr><tr><td>294～333※</td></tr></table> ※1 km 格子毎に値が異なる。	5 0 年に一度の値 (宝塚市)			4 8 時間降水量	3 時間降水量	土壌雨量指数	444	169	260	土壌雨量指数 (宝塚市)	294～333※
	5 0 年に一度の値 (宝塚市)												
	4 8 時間降水量	3 時間降水量	土壌雨量指数										
	444	169	260										
土壌雨量指数 (宝塚市)													
294～333※													
		⑤ 兵庫県の警報・注意報発表区域図											
		(以下中略)											
196 199	4－4 災害情報の収集、報告 【項目追加】	4－4 災害情報の収集、報告 4－4－3 支援法に係る中規模半壊の認定について (被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和 2 年 1 2 月 4 日付け府政防第 1 7 4 6 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）より）											
		<table><tr><th colspan="2">被 害 区 分</th><th>判 定 基 準 等</th></tr><tr><td>住 家 被 害</td><td>中規模半壊</td><td>居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 3 0 % 以上 5 0 % 未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住</td></tr></table>	被 害 区 分		判 定 基 準 等	住 家 被 害	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 3 0 % 以上 5 0 % 未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住					
被 害 区 分		判 定 基 準 等											
住 家 被 害	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 3 0 % 以上 5 0 % 未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住											

328

5－3 災害時における相互応援協定
5－3－2 災害応急対策活動の相互応援に関する協定実施細目
別紙 4

阪神地域防災連絡網（令和2年度）

	NTT 回線		衛星電話	
	電話	F A X	電話	F A X
(表中略)				
阪神南県民局	(昼) 06-6481-8046	06-6481-8148		
	(夜) 同 上	同 上		
尼崎市東難波町 5 丁目 2 1－8 兵庫県阪神南県民局総務企画室地域安全課				
阪神北県民局	(昼) 0797－83－3117	0797-86-4379		
	(夜) 0797－83－3124	同 上		
宝塚市旭町 2－4－1 5 兵庫県阪神北県民局総務企画室企画防災課				

414

6－2 避難・救出対策等に関する事項
6－2－1 避難所等一覧表
6－2－1－1 指定避難所等

(2) 福祉避難所

特に介護が必要な方のために、必要な設備や人員を整備した専用の施設

No	福祉避難所	所在地	電話	F A X	浸水想定 区域内	土砂災害警 戒区域内
1	宝塚市総合福祉センター	安倉西 2 丁目 1-1	86-5000	86-5069		
(表中略)						
23	障害者支援施設 希望の家 ワークセンター ※14	安倉西 3 丁目 1 番 5 号	87-0141	84-0738	○	

※1～※13 略
※14 社会福祉法人 希望の家

422

6－2－1－3 災害時における避難者の受け入れに関する覚書
【新規覚書追加】

修正案（変更後）

家の損害割合が3 0 %以上4 0 %未満のものとする。

5－3 災害時における相互応援協定
5－3－2 災害応急対策活動の相互応援に関する協定実施細目
別紙 4

阪神地域防災連絡網（令和3年度）

	NTT 回線		衛星電話	
	電話	F A X	電話	F A X
(表中略)				
阪神南県民センター	(昼) (代表)06-6481-7641	06-6481-8148		
	(夜) 同 上	同 上		
尼崎市東難波町 5 丁目 2 1－8 兵庫県阪神南県民センター県民交流室総務防災課				
阪神北県民局	(昼) 0797－83－3101	0797-86-4379		
	(夜) 0797－83－3124	同 上		
宝塚市旭町 2－4－1 5 兵庫県阪神北県民局総務企画室総務防災課				

6－2 避難・救出対策等に関する事項
6－2－1 避難所等一覧表
6－2－1－1 指定避難所等

(2) 福祉避難所

特に介護が必要な方のために、必要な設備や人員を整備した専用の施設

No	福祉避難所	所在地	電話	F A X	浸水想定 区域内	土砂災害警 戒区域内
1	宝塚市総合福祉センター	安倉西 2 丁目 1-1	86-5000	86-5069		
(表中略)						
23	障害者支援施設 希望の家 ワークセンター ※14	安倉西 3 丁目 1 番 5 号	87-0141	84-0738	○	
24	障害者支援施設 ななくさ育成園 ※15	東洋町 3 番 1 5 号	26-7481	26-7482	○	

※1～※13 略
※14 社会福祉法人 希望の家 ※15 社会福祉法人 阪神福祉事業団

6－2－1－3 災害時における避難者の受け入れに関する覚書

宝塚市（以下「甲」という。）と西宮市（以下「乙」という。）は、土砂災害及び洪水等の災害が発生した場合、または発生する恐れのある場合（以下「災害時」という。）において、甲乙内のそれぞれの避難場所に避難するより、市域外に避難する方が安全であると認められる地域（以下「越境避難地域」という。）の住民等の一時避難に係る協力の内容等について、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 この覚書は、災害時等に越境避難地域の住民が、市の境界を越えて円滑に一時避難できるよう必要な事項を定めるものとする。

(避難施設)

第2条 越境避難地域ごとに指定する避難施設は別表のとおりとする。

(使用の許可)

第3条 甲乙は越境避難地域の住民が避難施設に避難する必要があると認めるときは、それぞれ相手先に対し次に掲げる事項を明記して避難者の受け入れを要請するものとする。

(1) 災害の状況及び避難所への受け入れ要請

(2) 避難者数

(3) その他避難所開設に必要な事項

2 前項の規定による要請は、口頭により行うことができるものとし、甲乙は前項の要請があった場合、避

頁	現 計 画 (変更前)	修 正 案 (変更後)																																																					
429	6－2－1－6 届出避難所 <table><tr><th>登録番号</th><th>施設名称</th><th>所在地</th><th>管理団体名</th><th>登録年月日</th></tr><tr><td>1</td><td>池田自治会館</td><td>川面 5 丁目 18 番 3 号</td><td>池田自治会</td><td>20151020</td></tr><tr><td colspan="5">(表中略)</td></tr><tr><td>26</td><td>光明自治会館</td><td>光明町 27-9</td><td>光明町自治会</td><td>20200210</td></tr></table> 6－3 感染症対策活動・生活衛生対策に関する事項 6－3－1 下水道復旧方針 前文略 1 略 2 応急対策 (1) 災害復旧資機材の整備・調達 災害発生時に必要とされる全ての資機材を保管することは、経済的、スペース的にも非効率である。したがって、資機材等の不足する場合は、他の市町や業者等から調達する。 (2) 主要幹線管渠等重要性の高い施設から調査を行い、市職員のみで対応できないと判断される場合は、他の市町、施工業者等の支援を求め、緊急に調査を行う。 以下略	登録番号	施設名称	所在地	管理団体名	登録年月日	1	池田自治会館	川面 5 丁目 18 番 3 号	池田自治会	20151020	(表中略)					26	光明自治会館	光明町 27-9	光明町自治会	20200210	<u>難施設が避難所として開設されている場合は、速やかに避難者の受け入れを行うものとする。</u> <u>(避難所の運営)</u> 第 4 条 甲乙は、<u>越境避難先の避難所の運営にあたり、双方協議の上、必要があると認める場合は担当職員を派遣し避難所名簿の作成及びその管理を行うとともに、派遣先の職員と協力し避難所の健全な運営に努めるものとする。</u> <u>(避難所の受け入れに伴う経費負担)</u> 第 5 条 避難者受け入れに伴い生じた経費は、必要に応じて別途協議を行うものとする。 <u>(有効期間)</u> 第 6 条 この覚書の有効期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までとする。 2 前項の期間満了の日までに甲乙双方からこの覚書改定の意思表示がないときは、覚書期間は更に 1 年間延長するものとし、以後もこの例による。 <u>(その他)</u> 第 7 条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙が協議して定める。 <u>別表 (第 2 条関係)</u> <table><tr><td><u>越境避難地域</u></td><td><u>避難施設及び所在地</u></td></tr><tr><td><u>西宮市生瀬東町</u></td><td><u>宝塚市立宝塚小学校</u> <u>宝塚市川面 1 丁目 7 番 3 4 号</u></td></tr><tr><td><u>西宮市仁川町五丁目・六丁目</u></td><td><u>宝塚市立仁川小学校</u> <u>宝塚市仁川宮西町 1 番 2 5 号</u></td></tr><tr><td><u>宝塚市長寿ガ丘</u></td><td><u>生瀬市民館</u> <u>西宮市生瀬町 2 丁目 2 0 番 2 2 号</u> <u>西宮市立生瀬小学校</u> <u>西宮市生瀬町 2 丁目 2 6 番 2 4 号</u></td></tr></table> <u>この覚書の成立を証するため、この覚書を 2 通作成し、当事者署名押印の上、各 1 通を保有する。</u> <u>令和 3 年 (2 0 2 1 年) 4 月 1 日</u> <u>宝塚市長 中川智子</u> <u>西宮市長 石井登志郎</u> 6－2－1－6 届出避難所 <table><tr><th>登録番号</th><th>施設名称</th><th>所在地</th><th>管理団体名</th><th>登録年月日</th></tr><tr><td>1</td><td>池田自治会館</td><td>川面 5 丁目 18 番 3 号</td><td>池田自治会</td><td>20151020</td></tr><tr><td colspan="5">(表中略)</td></tr><tr><td>26</td><td>光明自治会館</td><td>光明町 27-9</td><td>光明町自治会</td><td>20200210</td></tr><tr><td><u>27</u></td><td><u>宝梅ハウス</u> <u>(宝塚第一小学校区まちづくり協議会施設)</u></td><td><u>宝梅 1 丁目 12-43</u></td><td><u>宝塚第一小学校区まちづくり協議会</u></td><td><u>2020616</u></td></tr></table> 6－3 感染症対策活動・生活衛生対策に関する事項 6－3－1 下水道復旧方針 前文略 1 略 2 応急対策 (1) 災害復旧資機材の整備・調達 災害発生時に必要とされる全ての資機材を保管することは、経済的、スペース的にも非効率である。したがって、資機材等の不足する場合は、他の市町や業者等から調達する。 (2) 主要幹線管渠等重要性の高い施設から調査を行い、市職員のみで対応できないと判断される場合は、<u>下水道災害復旧受援計画に基づき</u>、他の市町、施工業者等の支援を求め、緊急に調査を行う。 以下略	<u>越境避難地域</u>	<u>避難施設及び所在地</u>	<u>西宮市生瀬東町</u>	<u>宝塚市立宝塚小学校</u> <u>宝塚市川面 1 丁目 7 番 3 4 号</u>	<u>西宮市仁川町五丁目・六丁目</u>	<u>宝塚市立仁川小学校</u> <u>宝塚市仁川宮西町 1 番 2 5 号</u>	<u>宝塚市長寿ガ丘</u>	<u>生瀬市民館</u> <u>西宮市生瀬町 2 丁目 2 0 番 2 2 号</u> <u>西宮市立生瀬小学校</u> <u>西宮市生瀬町 2 丁目 2 6 番 2 4 号</u>	登録番号	施設名称	所在地	管理団体名	登録年月日	1	池田自治会館	川面 5 丁目 18 番 3 号	池田自治会	20151020	(表中略)					26	光明自治会館	光明町 27-9	光明町自治会	20200210	<u>27</u>	<u>宝梅ハウス</u> <u>(宝塚第一小学校区まちづくり協議会施設)</u>	<u>宝梅 1 丁目 12-43</u>	<u>宝塚第一小学校区まちづくり協議会</u>	<u>2020616</u>
登録番号	施設名称	所在地	管理団体名	登録年月日																																																			
1	池田自治会館	川面 5 丁目 18 番 3 号	池田自治会	20151020																																																			
(表中略)																																																							
26	光明自治会館	光明町 27-9	光明町自治会	20200210																																																			
<u>越境避難地域</u>	<u>避難施設及び所在地</u>																																																						
<u>西宮市生瀬東町</u>	<u>宝塚市立宝塚小学校</u> <u>宝塚市川面 1 丁目 7 番 3 4 号</u>																																																						
<u>西宮市仁川町五丁目・六丁目</u>	<u>宝塚市立仁川小学校</u> <u>宝塚市仁川宮西町 1 番 2 5 号</u>																																																						
<u>宝塚市長寿ガ丘</u>	<u>生瀬市民館</u> <u>西宮市生瀬町 2 丁目 2 0 番 2 2 号</u> <u>西宮市立生瀬小学校</u> <u>西宮市生瀬町 2 丁目 2 6 番 2 4 号</u>																																																						
登録番号	施設名称	所在地	管理団体名	登録年月日																																																			
1	池田自治会館	川面 5 丁目 18 番 3 号	池田自治会	20151020																																																			
(表中略)																																																							
26	光明自治会館	光明町 27-9	光明町自治会	20200210																																																			
<u>27</u>	<u>宝梅ハウス</u> <u>(宝塚第一小学校区まちづくり協議会施設)</u>	<u>宝梅 1 丁目 12-43</u>	<u>宝塚第一小学校区まちづくり協議会</u>	<u>2020616</u>																																																			

頁	現 計 画 (変更前)	修 正 案 (変更後)
520	6－4－7 災害時における復旧支援協力に関する協定	6－4－7 災害時における復旧支援協力に関する協定
528	(1)、(2) 略 【新規協定追加】	(1)、(2) 略 (3) <u>クボタ機工株式会社</u> <u>宝塚市上下水道局（以下「甲」という。）とクボタ機工株式会社（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり協定を締結する。</u> <u>(目的)</u> <u>第1条 本協定は、地震災害や風水害等異常な自然現象及び予測できない災害等が発生し、下水道施設が被災した場合、乙が行う災害復旧支援に関して基本的な事項を定め、災害復旧支援の円滑な実施により、被災した下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。</u> <u>(復旧支援協力の要請)</u> <u>第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した下水道施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。</u> <u>(1) 被災した下水道施設の復旧のために必要な点検・操作・応急復旧業務</u> <u>(2) その他甲乙間で協議し必要とされる業務</u> <u>2 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。</u> <u>3 乙は、前2項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を対応可能な範囲で遂行しなければならない。</u> <u>(費用)</u> <u>第3条 本協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。</u> <u>2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直前の価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。</u> <u>(報告)</u> <u>第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。</u> <u>2 甲及び乙は、毎年度当初において災害時の支援に備えて、連絡体制表を作成し確認するものとする。また、変更が生じた場合には、その都度、甲乙それぞれ報告するものとする。</u> <u>(連絡体制)</u> <u>第5条 第2条に定める復旧支援要請に関する甲の連絡窓口は宝塚市上下水道局施設部下</u> <u>水道課、乙の連絡窓口はクボタ機工株式会社大阪支店とする。</u> <u>(協定期間)</u> <u>第6条 この協定の期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。</u> <u>(その他)</u> <u>第7条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。</u> <u>2 甲又は乙がこの協定の定めに従反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。</u> <u>本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。</u> <u>令和2年7月27日</u> 甲 宝塚市東洋町1番3号 宝塚市上下水道局 上下水道事業管理者 森 増 夫 乙 尼崎市浜1丁目1番1号 クボタ機工株式会社 大阪支店 支店長 加藤 佳行 <u>以下略</u>

頁	現 計 画 (変更前)	修 正 案 (変更後)
540 601	6－7 食品等物資供給対策に関する事項 <u>【新規協定追加】</u>	6－7 食品等物資供給対策に関する事項 <u>6－7－1 1 宝塚市と大塚製薬株式会社との包括連携協定書</u> <u>宝塚市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、地域社会の発展と市民サービスの更なる向上を推進するため、次のとおり協定を締結する。</u> <u>（目的）</u> <u>第1条 本協定は、甲と乙が、相互の連携と協働により甲が推進するエイジフレンドリーシティの取組（高齢者にやさしい都市(まち)の実現のための取組をいう。以下同じ。）をはじめとして、市民の健康維持・増進、安全・安心の確保等に取り組み、もって市民サービスの向上と健康的な生活を実現することを目的とする。</u> <u>（連携・協力事項）</u> <u>第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力する。</u> <u>(1)エイジフレンドリーシティの取組の推進に関すること</u> <u>(2)健康維持・増進に関すること</u> <u>(3)スポーツ振興に関すること</u> <u>(4)防災・減災対策等地域の安全・安心に関すること</u> <u>(5)その他、両者が協議し、必要と認めること</u> <u>2 前項の連携及び協力を効果的に推進するため、具体的な取組内容、実施方法等について、甲乙協議の上、別途定める。</u> <u>3 甲及び乙は、第1項に規定するエイジフレンドリーシティの取組のほか、本協定の目的を達成するための取組においても相互に連携・協力をする。</u> <u>4 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、連携・協力を、自らの責任において誠実に遂行する。</u> <u>（協力の要請及び報告）</u> <u>第3条 甲及び乙は第1条に定める目的を達成するために、それぞれの協力が必要な場合は原則文書等により要請を行うものとする。</u> <u>2 甲又は乙は前項に基づき協力を実施した場合は、相手方に対し文書により報告を求めることができる。</u> <u>（協定の有効期間）</u> <u>第4条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がない場合は、本協定の有効期間が当該満了日の翌日から1年間更新されるものとし、以後も同様とする。</u> <u>（協定の解除）</u> <u>第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除することができる。</u> <u>（協定の見直し）</u> <u>第6条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の一部の変更を申し出たときは、その都度甲と乙が協議し、当該事項を変更することができる。</u> <u>（守秘義務）</u> <u>第7条 甲及び乙は、本協定の有効期間中又は有効期間の終了後を問わず、連携・協力に係る検討又は実施を通じて知り得た相手方の秘密を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。</u> <u>（疑義等）</u> <u>第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲と乙が協議した上で、その取扱いを決定するものとする。</u> <u>本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。</u> <u>令和3年（2021年）1月20日</u> <u>甲 宝塚市東洋町1番1号</u> <u>宝塚市</u> <u>宝塚市長 中 川 智 子</u>

頁	現 計 画 (変更前)					修 正 案 (変更後)							
629 632	6－9 教育・文化対策に関する事項 6－9－2 市内の指定文化財 (1) 所有者別指定文化財一覧表 (H29.5.1 現在)					乙 大阪市北区中之島6丁目2番40号中之島インテス14階 大塚製菓株式会社 大阪支店 支店長 吉 田 卓 史 6－9 教育・文化対策に関する事項 6－9－2 市内の指定文化財 (1) 所有者別指定文化財一覧表 (R3, 4.1 現在)							
	所有者又は 管理者	所在地	指 定	種 別	物件名	指定年月日	所有者又は 管理者	所在地	指 定	種 別	物件名	指定年月日	
	中山寺	中山寺2丁目11－1	(表中略)			S46. 11. 3	中山寺	中山寺2丁目11－1	(表中略)			S46. 11. 3	
市			工	銅製吊燈籠									
(表中略)													
	八幡神社	波豆字谷田東掛1	(表中略)			S43. 3. 29	八幡神社	波豆字谷田東掛1	(表中略)			S43. 3. 29	
県			考	宝篋印塔									
(表中略)													
	(表中略)					(表中略)							
	西谷ちまき 保存会	大原野字炭屋1番1	市	民	西谷地区のちまきの食文化	R2.3.2	西谷ちまき 保存会	大原野字炭屋1番1	市	民	西谷地区のちまきの食文化	R2.3.26	
	以下略					以下略							
641	6－10 その他生活救援対策全般及び財源確保に関する事項 6－10－1 災害救助基準 1 略 2 平成30年度災害救助基準					6－10 その他生活救援対策全般及び財源確保に関する事項 6－10－1 災害救助基準 1 略 2 令和3年度災害救助基準							
643	平成30年4月1日現在					令和3年4月1日現在							
	救助の種類	対 象	費用の限度額		期 間	備 考	救助の種類	対 象	費用の限度額		期 間	備 考	
	(表中略)						(表中略)						
	被災した住宅 の応急修理	1 住家が半壊 (焼)し、自らの 資力により応 急修理をするこ とができない者 2 大規模な補修 を行わなければ 居住することが 困難である程度 に住家が半壊 (焼)した者	居室、炊事場及び便所等 日常生活に必要最小限度の 部分1世帯当たり 574,000円以内		災 害 発 生 の 日 か ら 1 ヶ 月 以内		被災した住宅 の応急修理	1 住家が半壊若 しくは準半壊を 受け自らの資力 により応急修理 をすることがで きない者 2 大規模な補修 を行わなければ 居住することが 困難である程度 に住家が半壊若 しくは準半壊を 受けた者	居室、炊事場及び便所等 日常生活に必要最小限度の 部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若し くは半焼の被害を受けた 世帯 595,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程 度の損傷(準半壊)によ り被害を受けた世帯 300,000 円以内		災 害 発 生 の 日 か ら 1 ヶ 月 以内	住宅の応急修理は、 応急仮設住宅に入 居することなく、自 宅で日常生活を継 続できるようにす る制度のため、特別 な事情がある場合 を除き、応急仮設住 宅と住宅の応急修 理の併給は原則不 可	
	以下中略						以下中略						
650	6－10－3 宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例 6－10－3－1 宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例 (当該条例の改正；条例条文略)					6－10－3 宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例 6－10－3－1 宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例 (当該条例の改正；条例条文略)							
656	6－10－3－2 宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 (当該規則の名称変更及び改正；規則条文略)					6－10－3－2 宝塚市災害弔慰金の支給等に関する規則 (当該規則の名称変更及び改正；規則条文略)							

頁	現 計 画 (変更前)				修 正 案 (変更後)					
668	6－10－7 災害援護資金・生活福祉資金の内容				6－①0－7 災害援護資金・生活福祉資金の内容					
	種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件	種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
	災害援護資金	略	略	略	(ア)～(エ) 略 (オ) 延滞利息 年 <u>10.75</u> %	災害援護資金	略	略	略	(ア)～(エ) 略 (オ) 延滞利息 年 <u>5.0</u> %
671	6－10－9 災害復興住宅資金の内容				6－10－9 災害復興住宅資金、 <u>兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）</u> の内容					
	目的 自然災害の被災者が自立した生活を再建するためには、生活基盤となる住宅の再建等が最も重要であり、そのための自助努力や公的支援には限界があることに鑑み、住宅の所有者が助け合いの精神に基づき拠出する負担金により自然災害による被害を受けた住宅の再建等を支援する相互扶助の仕組みとして、この制度を設け、もって被災者の生活基盤の回復を促し、被災地域の早期再生を図る。				<u>1 災害復興住宅資金</u> <u>住宅金融支援機構は、住宅に災害を受けた者に対しては、災害復興住宅資金の融資を実施し、建設資金、購入資金又は補修資金の貸付を行うこととする。</u> <u>この融資は、地震等の災害で住宅が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」を発行されている者が利用できる住宅復旧のための建設資金または購入資金に対する融資である。</u> <u>融資内容については発生した災害により変わるため、住宅金融支援機構が行う広報をもって周知する。</u>					
	ア 建設、購入資金				<u>2 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）</u>					
	対象となる災害	☐ 市に災害救助法が適用された場合の自然災害 ☐ 県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある自然災害			<u>(1) 目的</u> 自然災害の被災者が自立した生活を再建するためには、生活基盤となる住宅の再建等が最も重要であり、そのための自助努力や公的支援には限界があることに鑑み、住宅の所有者が助け合いの精神に基づき拠出する負担金により自然災害による被害を受けた住宅の再建等を支援する相互扶助の仕組みとして、この制度を設け、もって被災者の生活基盤の回復を促し、被災地域の早期再生を図る。					
	貸付対象	建設	住宅に50％以上の被害を受けた者で、13㎡以上175㎡以下の住宅部分を有する住宅を建設する者			<u>(2) 制度の特色</u> <u>ア 地震・豪雨・台風・地すべり・竜巻など、あらゆる自然災害による被害が対象</u> <u>イ 住宅の築年数や規模、構造等と関係なく、定額負担で定額支給</u> <u>ウ 地震保険や他の共済に加入していても加入でき、給付の受取りが可能</u> <u>エ 兵庫県が条例に基づいて実施する住宅再建共済制度</u>				
		購入	住宅に50％以上の被害を受けた者で、1戸建て（50㎡以上175㎡以下の住宅部分を有する住宅）又はマンション（40㎡以上175㎡以下の住宅部分を有する住宅）を購入する者							
	貸付限度	☐ 木造等 1, 100万円以内 ☐ 耐火、準耐火 1, 160万円以内								
	土地取得費	<u>770万円以内</u>								
	整地費	<u>380万円以内</u>								
	償還期間	☐ 木造等 25年以内								
		☐ 準耐火 30年以内								
		☐ 耐火 35年以内								
	イ 補修資金				<u>(3) 内容</u>					
	対象となる災害	☐ 市に災害救助法が適用された場合の自然災害 ☐ 県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある自然災害			対象	<u>すべての私有住宅(併用住宅、賃貸住宅等を含む。)</u>		<u>マンションの共用部分(1棟単位)</u>	<u>住戸に存する家財</u>	
	貸付対象	補修に要する費用が10万円以上で、住宅部分が1／2以上ある住宅を補修する者			加入者	<u>住宅の所有者</u>		<u>マンションの管理者等</u>	<u>住宅の所有者</u>	
	貸付限度	☐ 木造等 10万円以上290万円以内 ☐ 耐火、準耐火 10万円以上640万円以内			対象災害	<u>暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、台風その他の異常な自然現象により生ずる被害</u>				
	移転費	<u>380万円以内</u>			共済負担金	<u>1戸につき年額5,000円(加入初年度は月額500円(上限5,000円))</u>		<u>年額2,400円/戸×住戸数(月額200円/戸×月数×住戸数)</u>	<u>1戸につき年額1,500円(加入初年度は月額150円(上限1,500円))</u>	
	整地費	<u>380万円以内</u>			共済給付金	<u>住宅再建共済と家財再建共済があります。（家財の場合は床上浸水を含む）</u>				
	償還期間	<u>20年以内</u>			再建等給付金	<u>全壊・大規模半壊・半壊</u>	<u>準半壊</u>	<u>全壊・大規模半壊・半壊</u>	<u>準半壊</u>	<u>＝</u>
						<u>600万円(注)</u>	<u>25万円</u>	<u>300万円×新築マンションの住戸数(加入時の住戸数が上限)</u>	<u>12万5千円×新築マンションの住戸数(加入時の住戸数を上限)</u>	<u>＝</u>

頁	現 計 画 (変更前)	修 正 案 (変更後)																																
		<table><tr><td rowspan="4">補修給付金</td><td>全壊で補修</td><td>200万円</td><td rowspan="4">25万円</td><td>100万円×加入時の住戸数</td><td rowspan="4">12万5千円×加入時の住戸数</td><td>50万円</td></tr><tr><td>大規模半壊で補修</td><td>100万円</td><td>50万円×加入時の住戸数</td><td>35万円</td></tr><tr><td>半壊で補修</td><td>50万円</td><td>25万円×加入時の住戸数</td><td>25万円</td></tr><tr><td>床上浸水の認定</td><td>＝</td><td>＝</td><td>15万円</td></tr><tr><td rowspan="2">居住確保給付金</td><td colspan="6">全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊の被害をうけたとき建築・購入・補修を行わず、新たな住宅又は対象住宅に居住することとなった場合</td></tr><tr><td colspan="3">10万円</td><td colspan="2">＝</td><td>＝</td></tr></table> ※給付対象拡充分（一部損壊）については平成26年8月1日より施行 〔注〕 1 県外での建築・購入の場合、給付額は300万円となる。 2 賃貸住宅等については、その所有者が加入できるが、以下の制約あり。 （1） 再建等給付金は、兵庫県外での建築・購入は給付対象外 （2） 居住確保給付金は、給付対象外 給付申請時には、市が発行した「り災証明書」の写し、登記事項証明書等の写しが必要となる。 【削除】 第7部 様式 7－4 調査票及び罹災証明書様式 7－4－2 罹災証明書 【様式の変更；変更後様式省略】 7－4－3 罹災証明交付申請書 【様式の変更；変更後様式省略】 （以下略）	補修給付金	全壊で補修	200万円	25万円	100万円×加入時の住戸数	12万5千円×加入時の住戸数	50万円	大規模半壊で補修	100万円	50万円×加入時の住戸数	35万円	半壊で補修	50万円	25万円×加入時の住戸数	25万円	床上浸水の認定	＝	＝	15万円	居住確保給付金	全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊の被害をうけたとき建築・購入・補修を行わず、新たな住宅又は対象住宅に居住することとなった場合						10万円			＝		＝
補修給付金	全壊で補修	200万円		25万円	100万円×加入時の住戸数		12万5千円×加入時の住戸数		50万円																									
	大規模半壊で補修	100万円			50万円×加入時の住戸数				35万円																									
	半壊で補修	50万円			25万円×加入時の住戸数				25万円																									
	床上浸水の認定	＝	＝		15万円																													
居住確保給付金	全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊の被害をうけたとき建築・購入・補修を行わず、新たな住宅又は対象住宅に居住することとなった場合																																	
	10万円			＝		＝																												
678	6－10－13 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）																																	
710	第7部 様式 7－4 調査票及び罹災証明書様式 7－4－2 罹災証明書 【様式の変更；変更前様式省略】																																	
712	7－4－3 罹災証明交付申請書 【様式の変更；変更前様式省略】 （以下略）																																	

令和2年度（2020年度）末宝塚市地域防災計画進行管理計画

令和3年5月作成

1 「進行管理計画」の策定目的

本市における災害予防施策の実施に当たっては、宝塚市地域防災計画本編第1部の「防災ビジョン」に基づき、同第2部の災害予防計画に位置づけた個別計画を、社会情勢や本市の財政状況等を踏まえながら段階的に実現していくことが必要である。

これらの個別計画項目に基づく施策・事業等の実施に当たっては、項目ごとに、本市総合計画の計画期間を「期間のめやす」として定めており、これを施策実施の指標として取り組んできたが、この進捗を評価・管理する仕組みが十分とはいえない状況にあった。

このため、平成26年度（2014年度）から導入した「宝塚市地域防災計画の進行管理計画」においては、市の総合計画の進捗管理（基本計画及び実施計画（第6次総合計画からは基本計画及び地域ごとのまちづくり計画））等と整合を図りながら、別途作成する進行管理表において毎年度、災害予防計画に規定する個別計画項目の実施状況の評価を行い、災害予防計画全体の進捗状況を把握することで、本市の都市防災力の現状を確認するとともに、計画における災害予防施策上の今後の課題を抽出することとした。あわせて、更なる都市防災力の向上を図るため、この現状や課題を踏まえながら、継続して実施する施策、強化する施策、新たに取り組む施策などを明確にし、次年度における都市防災力の強化に向けた目標指標を定めることとする。

なお、令和2年（2020年）3月に策定した「宝塚市地域強靱化計画」において、8項目の「事前に備えるべき目標」を達成するための具体的な取り組みとして、災害予防計画の160項目（再掲を除く場合は94項目）の個別計画を設定していることから、この目標の進捗状況についても関連して評価を行うことができることとなっている。

2 進行管理計画の作成手順

1) 進行管理計画表の作成

- ・ 庁内各部局及び外部関係機関において所管する個別計画の計画内容の更新及び進捗状況等を評価する。
- ・ これらをエクセルにより「進行管理計画表」として取りまとめる。
- ・ 評価指標は以下のとおりとする。

（令和3年度（2021年度）から新たに第6次宝塚市総合計画がスタートするため評価指標の年度区分が以下のように変化する。）

【H28（2016）～R2（2020）：第5次宝塚市総合計画後期計画期間】

A	第5次総合計画の後期計画に定める期間（H28～R2）に達成する計画
B	第5次総合計画後の概ね5年間（R3～R7）に達成する計画
C	達成がR8以降の見込みとなる計画

【R3（2021）計画以降：第6次宝塚市総合計画計画期間】

A	第6次総合計画の前期計画に定める期間（R3～R7）に達成する計画
B	第6次総合計画の後期計画に定める期間（R8～R12）に達成する計画
C	達成がR13以降の見込みとなる計画

◎：既に事務・事業・施策等が完了した計画、現在実施中で今後も継続する計画

※表中Hは平成年度、Rは令和年度を示す。

2)「進行管理計画」の作成

(1)「評価総括表」の作成

○評価表の当該年度計画及び当該年度末見込みと次年度（新年度）の計画についての総括表作成

- ・各年度の評価指標の状況が比較できるように総括表を作成し、考察を行う。

(2) 令和2年度（2020年度）末における災害予防計画の進捗状況等の評価と課題の抽出

○令和2年度（2020年度）地域防災計画の災害予防計画における主要な個別計画の進捗状況等を評価

- ・昨年度末に作成した進行管理計画において、1年後の令和2度（2020年度）末見込み（R2末見込み）の進捗状況を◎、Aに位置づけていた主要な個別計画について、個別具体の施策・事業等の実施状況に基づき進捗を評価する。

○実施及び未達成の施策や新たにに取り組むべき施策などの課題を抽出

- ・同じく、R2末見込みにおいて、未実施・未達成のものやC又はB評価となっている計画項目における施策・事業等の課題を抽出する。

(3) 令和3年度（2021年度）の目標及び期待する効果を設定

○次年度の主要な個別計画における、施策・事業の実施目標を設定

- ・令和3年度（2021年度）計画（R3計画）において◎（継続中）、Aに位置づける主要な個別計画について、実施を予定する施策・事業等の目標を設定する。

○災害予防計画全体を推進するために期待する効果の設定

- ・同じく、R3計画における主要な個別計画の進捗により災害予防計画全体の推進に期待する効果を示す。

(4) その他

○これらの評価、目標設定については、「都市防災力向上」、「地域防災力向上」の視点から行うこととする。

3 令和2年度（2020年度）未進行管理計画

1) 進行管理計画表の作成

○末尾の「資料—1：令和2年度（2020年度）未 進行管理計画表（抜粋例）」参照

2) 令和2年度（2020年度）未進行管理計画の作成

(1)「令和2年度（2020年度）未評価総括表」の作成

○上記 1) の「進行管理計画表」の各年度の評価・見込み及び計画は以下のとおりとなった。

	H25 未評価 (H26 当初)	H26 未評価	H27 未評価	H28 未評価	H29 未評価	H30 未評価	R1 未評価	R2 計画	R2未 見込み	R3 計画
◎	169	193	197	221	226	281	287	288	291	291
A	40	32	32	47	42	38	36	35	39	39
B	53	48	48	19	19	19	18	17	7	7
C	31	30	30	24	24	25	21	22	23	23
評価 なし	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2
項目 削除	—	—	—	—	—	6	2	—	2	2
合計	293	303	307	311	311	363	362	362	362	362
新	—	10	4	—	—	52	-1	—	2	—

【考察】

○個別計画数

- ・令和2年度（2020年度）未見込み個別計画数については、下記の通り前年度から2項目が減となり2項目が追加となっており、全計画項目数 362 項目と変化はない。

（減となった項目）

- ア) 大規模地震時土砂災害非常警戒計画の確立（施策の見直しによる）
- イ) 大規模災害時想定ごみ処理・処分計画の作成（同計画の策定完了による）

（増加した項目）

- ア) 防災情報システムの構築・運用
- イ) 新庁舎への移設準備
- ・なお、平成 30 年度（2018 年度）未見込み個別計画数が大きく増加しているのは、前述したように、旧計画の第5編（大規模事故災害対策計画）の災害予防計

画の個別計画項目を含めた結果、全体で 52 項目増加となった。

（実際は、既に事業が完了する等で従前計画 6 項目を削除し、旧 5 編の個別計画 58 項目を追加した差し引き数となっている。）

○個別計画の進捗度

- ・昨年度末の調査での R 2 計画から評価指標が変化した大きな要因が、総合計画の計画年次の変更（第 5 次総合計画の終了後の 5 年間（R3～R7）を B 評価としていたものを第 6 次総合計画の前期期間（R3～R7）の 5 年間で A 評価となったことにある。
- ・このことから「A→◎」への評価変化は「社会福祉施設等の耐震性の向上」他 6 項目、「B→A」は「宝塚市耐震改修促進計画に定められた耐震目標」他 8 項目となっている。
- ・一方、今年度はじめて、「評価なし」が 2 項目発生しているが、これは、所管部局において、計画項目の内容が現状の施策に合致しないとの意見があり、地域防災計画の内容そのものを見直す必要があることから進行管理計画の時点で評価できない、との意向が示された結果である。（これらは、昨年度はいずれも「◎」評価であったもの）
- ・これ以外に、「C→◎」は「災害時飲料水の確保」で、これは、避難所となっている「小中学校の貯水槽の活用」から「給水車による給水」に計画項目を見直したことによる。
- ・同様の貯水槽関係では、老朽化した市の施設における受水槽の改修が困難とのことから「災害時飲料用貯水槽兼受水槽の整備」が「◎→C」となった。
- ・また、市庁舎においては「商用電力・水道供給停止時におけるバックアップ設備の整備」が「B→C」と評価の見直しとなった。
- ・これらのほか、令和 3 年度計画においては、ほぼ令和 2 年度末からの取組を継承する内容となっており、特に、災害発生時に市役所本庁舎の本部機能の代替えを担う、各公共施設（消防本部（第一位）、教育総合センター（第二位）、スポーツセンター（第三位））の機能整備に課題があるとして、過去から変わらず「C」評価であり、大きな課題となっている。

（2）令和 2 年度（2020 年度）末の災害予防計画の進捗状況等の評価と課題の抽出

○当該年度の災害予防計画における主要な個別計画の進捗状況等を評価

- ・災害予防計画全体については、施策・事業の大きな転換はないものの、主要な施策については以下のように、前年度に引き続き概ね着実に進捗していると評価できる。

【都市防災力の向上に向けた主要な施策】

① 宝塚市地域強靱化計画の策定、関連事業の推進

- ・国土強靱化基本法の規定に基づき、令和 2 年（2020 年）3 月に、大規模自

然災害の発生に対して「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「強靱な地域を作り上げるための取り組みをまとめた「宝塚市地域強靱化計画」を策定した。

- この計画においては、「人命の保護を最大限図ること。」をはじめ4項目の基本目標を掲げ、冒頭に記載したように「直接死を最大限防ぐ。」をはじめとする8項目の事前に備えるべき目標を定め、この目標実現のために地域防災計画の災害予防計画の個別計画 160 項目（再掲含む）を位置付けることで、地域防災計画と連携しながら、都市の強靱化に向けた具体的な事業を展開することとしている。
- なお、関連する地域防災計画災害予防計画の個別計画 160 項目の進捗状況については以下の通りとなっており、進行管理計画の評価と類似の結果となっている。

ア) 対象となる計画項目数（再掲を含む）

計画指標	◎	A	B	C	計
令和2年度末見込み	127	12	1	11	160
令和3年度計画	127	12	1	11	160

イ) 対象となる計画項目数（再掲を含まない）

計画指標	◎	A	B	C	計
令和2年度末見込み	79	9	1	5	94
令和3年度計画	79	9	1	5	94

- 強靱化を推進する主な事業については、以下のとおり位置づけている。

ア) 安全・都市基盤（土砂災害対策、治水対策、地震対策、交通整備、施設整備・長寿命化）

- 土砂災害特別区域内の住宅移転・改修等への補助
- 荒神川の整備
- 住宅耐震団の促進
- 公共施設の耐震化事業実施
- 都市計画道路荒地西山線他 8 路線・工区の整備
- 橋梁補修・架替整備（宝塚池田線他 80 路線）
- 市道の維持・整備（安倉線他 75 路線）、自転車ネットワーク整備、その他路線改修
- 施設の長寿命化（都市公園、消防本部、新ごみ処理施設整備）

イ) 教育・子ども・人権

- 教育施設の防災機能の向上（老朽対策、トイレ改修、空調整備等）

②市における防災体制の整備充実

- 市の災害対策拠点機能の強化を図るため、現市庁舎に隣接した新たな防災拠点施設の建設に向け実施設計等に取り組んでいる。

- ・地域防災計画・水防計画・危機管理指針等に基づく防災施策の確実な実施に向けて、各種の防災・危機管理マニュアルの作成、防災訓練や防災セミナーの開催等による危機管理体制の構築・各部署における災害発生時の迅速な体制構築の取り組みなどにより防災体制の整備充実を図っている。
 - ・新型コロナウイルス感染症蔓延下における自然災害の発生に備えた、市民等への関連情報の提供、避難対策の拡充、市職員の研修・訓練実施等を図っている。
- (ただし、コロナ禍において、関係機関等が集合する市の総合防災訓練や、例年実施している阪神7市1町合同防災訓練、緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練については、中止を余儀なくされている。)
- ・伊丹市・西宮市と市境界地域における住民の避難の安全確保をめざし、「災害時における避難者の相互受け入れに関する覚書」を締結し、近隣自治体との連携強化を図っている。

③情報の収集・伝達体制の強化

- ・すみれ防災無線の全市の整備が完了し、全市一斉又は地域の特性に応じた個別の情報発信が可能となった。
- ・Jアラート・フェニックス防災システム・災害時優先携帯電話・あんしん防災システムの継続等、安心メール・防災ラジオの導入・継続、さらには Facebook、twitter 等の SNS の活用により防災情報の的確な収集・伝達に努めている。
- ・防災マップについては、計画規模降雨に基づく洪水浸水想定区域に加えて、想定最大規模降雨に基づく同区域を掲載し、紙面を拡大して「マイ避難カード」の作成を推奨するなど防災情報を刷新することで、洪水・土砂災害・風水害に平常時から備える取組を市民等に啓発するとともに、市のHPにWeb版のマップを掲載するなどにより、情報提供の強化に努めている。
- ・災害対応の効率化を目的として、令和2年度（2020年度）に防災情報システムを導入した。このシステムは、災害情報システムと被災者生活再建システムとの2つから構成しており、災害情報システムは市民からの通報への対応状況の管理や避難所管理、物資管理などを支援するシステムで、被災者生活再建システムは家屋被害認定調査や罹災証明の発行、被災者生活再建支援金の支給などを支援するシステムで、令和3年度（2021年度）から運用開始する。
- ・令和2年度（2020年度）の総合防災訓練は、先に記したように、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、参加者が密になる例年の実地訓練に代えて、避難所開設時に派遣する市職員を対象に、同コロナ対策を加えた避難所の開設・運営訓練を実施した。

④災害時における各機関、広域、民間事業者等との連携強化

- ・災害対策関連機関や広域の自治体、生活物資の供給・運搬等にかかる民間事

業者、各福祉事業者など災害時における受援・支援体制構築のために多様な協定の締結等を進めている。

- ・令和2年度（2020 年度）は、先に記した、伊丹市・西宮市との覚書締結のほか、防災・減災対策全般への協力、下水道施設の復旧協力のため大塚製薬株式会社、クボタ機工と、また、福祉法人との間で当該法人が運営する施設を福祉避難所として活用するための協定を締結している。

⑤公共施設の整備、耐震化の推進

- ・広域大規模災害の際の重要な輸送路となる新名神高速道路が開通し、中国自動車道とともに市域内で2ルートの国土軸が完成し、広域との連携機能が向上したことをはじめ、市内の幹線道路網の整備を推進するとともに、水道、ガス電気、電話等のライフラインの安全性の向上を促進している。
- ・市内全小中学校、幼稚園、特別支援学校の耐震化が完了し、その他の公共施設についても、中央公民館の新設事業の実施とともに、一部施設の耐震化事業実施により令和元年度末では全公共施設の 94.8%が耐震性を有する施設となり、引き続き耐震性向上に向け事業の継続に努める。

⑥住民の安全な避難の実施

- ・各指定避難所の運営については、一部地域において地域住民と学校が連携して「避難所運営マニュアル」の作成を行っており、一部地域ではマニュアルに基づき小学校区における地域ごとの避難訓練の実施に努めている。今後、他の避難所においてもそれぞれの特性を踏まえたマニュアルの作成について地域と学校が協力して取り組んで行くよう啓発して行く。
- ・指定避難所における設備や備品等の充実、避難所開設体制の強化、災害時の生活物資確保のための民間事業者との物資供給協定の締結など安全な避難を確保する取組に努めた。
- ・市立小・中学校の耐震化等の改修時にバリアフリー化やトイレ改修などへも配慮した整備を目指している。
- ・また、新型コロナウイルス感染症蔓延下における避難者の安全避難を確保するための資機材の充実、避難所配備職員の研修・訓練を実施している。
- ・平成 27 年度（2015 年度）に、地域の協力を得て、自治会館等の住民に身近な共同施設を「届出避難所」に認定して物資等の支援を行う制度を創設しており、令和 2 年度（2020 年度）末では27 施設を登録した。

⑦要配慮者、避難行動要支援者対策の実施

- ・災害時要援護支援マニュアル等の作成、要配慮者名簿の作成及び一部地域への提供を行った。
- ・福祉法人等の経営する福祉施設を災害時に「福祉避難所」として活用するた

めの協定の締結を進めており、令和2年度（2020年度）末で24施設を指定している。

【地域防災力の向上に向けた主要な施策】

- ・令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域における諸活動も大幅に低下しており、住民の交流そのものが制約される中での地域の防災力向上に向けた具体的な取り組みについても制約せざるを得ない状況となっている。
- ・このような中で、地域の防災力の維持・向上にむけて、前年度に引き続き以下の活動を実施している。

①大規模災害に対応できる消防協力体制の確立

- ・地域における消防体制を強化するため、大規模災害発生時に消防本部及び消防団の活動を支援する「宝塚市消防サポート隊」とともに災害発生時に企業として協力いただける「宝塚市消防サポート隊協力事業所」を平成28年度から推進（現在39事業所が登録）しており、災害発生時には各事業所から可能な範囲で様々な協力を得ることで、消防本部、消防団、自主防災組織、女性防火クラブに加え、強固な連携協力体制を構築している。
- ・「宝塚市消防サポート隊」については、隊員研修や宝塚市メールマガジンシステムを用いた災害時招集伝達訓練を実施したほか、宝塚市総合防災訓練へ参加し、消防本部との連携強化を図った。
- ・「消防サポート隊協力事業所」についても、災害時招集伝達訓練を実施し、登録事業所の防災意識向上と消防本部との協力体制強化を図った。

②自主防災組織等の結成の促進

- ・自主防災組織の未結成地域に対して、引き続き結成について働きかけを行うとともに、既存の組織については、自主防災組織リーダー研修会等の開催により、組織内のリーダー育成を主眼に、防災知識や技能が習得できるよう図った。
- ・既存の自主防災組織等の活性化と地域防災力のさらなる向上を図るため、防災訓練や防災行事等の活動を行う自主防災組織に対して必要な資材・物品を提供・助成した。
- ・地域と、そこに存する福祉施設が災害発生時にお互いに連携して協力しあう「相互応援協定」の締結を推進した結果、これまでに21の施設と28の地域（自主防災組織等）で協定が結ばれたことで、互助・共助を中心とした、地域の安全の向上を図った。

③防災知識の醸成、防災リーダーの育成

- ・防災学習会等により防災意識を醸成するとともに、ひょうご防災リーダー講座等を活用して地域の防災リーダーの育成を図っている。
- ・令和2年度（2020年度）は受講者が7名であり、過去からの延べ人数が186名となるなど、地域における防災意識の高まりが見られる状況にある。
- ・また、受講を終えた防災リーダーの活用を図るため、防災学習等を実施する地域の要請に応じて、同リーダーを「宝塚市防災アドバイザー」として派遣している。

④「地区防災計画」の作成促進

- ・自治会、まちづくり協議会、民生委員・児童委員等に対し、地区防災計画制度の周知を図るなか、以前から福祉関係者のほか行政、消防、警察などの関係機関も参加し大規模な防災訓練の取組をしていた一つの地域が、内閣府の地区防災計画モデル地区に選定され、地区防災計画の地元案を作成し、平成28年度宝塚市地域防災計画に計画提案がなされたことを受け、はじめての「地区防災計画」が規定された。
- ・令和2年度（2020年度）は、新規1地区（末広小学校区）、改定1地区（中山台コミュニティ）において「地区防災計画」の地元案が作成され、地域防災計画に定めることを求める地元提案がなされた。
- ・他の地区においても計画策定の機運が生まれているなどから、計画策定を支援する制度の活用などにより、この促進に努めた。

⑤要配慮者、避難行動要支援者の支援の実施

- ・要配慮者・避難行動要支援者の災害時における支援実施のため、宝塚市災害時要援護者避難行動支援マニュアルに則り、対象者の名簿を作成し、民生委員・児童委員、自治会・自主防災組織などの地域組織などへ、災害時の避難支援の取り組みを啓発しており、一部地域においては、平常時に防災訓練など実施している。
- ・介護保険システムにおいて要介護認定者情報を、また、障碍福祉情報支援システムにおいても障碍者手帳所持者等の情報を保有し、災害時には随時活用している。
- ・なお、消防本部では、自主防災組織の協力による「避難行動要支援者」に関する情報収集、安全確保や避難支援に関する取り組みをサポートしている。

⑥地域防災訓練の実施、地元と事業者との支援協定の締結促進

- ・毎年、各小学校区単位で（一部は複数の小学校区合同で）地域住民の主体的な防災訓練が実施され、市においてもこの活動を支援している。令和2年度（2020年度）には2地区（高司小学校区、高司中学校区）が市の支援対象

となっている。

- ・令和2年度（2020 年度）には、地域の協力を得て、自治会館等の住民に身近な共同利用施設 1 箇所を「届出避難所」に追加認定し、現時点で 27 施設を登録するとともに物資等の支援を行っており、各指定避難所における「避難所運営マニュアル」等の作成の促進を図るとともに、小学校区における地域ごとの避難訓練の実施に努めている。（再掲）

⑦学校、保育所等における防災意識の醸成

- ・市内公立特別支援学校で、防災教育を年間指導計画に位置づけるとともに、全ての学校で地震を想定した避難訓練の実施や阪神淡路大震災の追悼行事等を通じて防災意識の醸成を図っている。
- ・各保育所、各児童館・子ども館、子ども発達支援センター、地域児童育成会では、年間計画をたて消防署と連携を図るなどにより、火災・地震からの防災訓練を実施している。

⑧洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者施設における避難確保計画策定等の促進

- ・平成 29 年6月に改正された水防法及び土砂災害防止法の規定に基づき標記内の区域の要配慮者施設において災害の発生に備えて入居者が安全に避難するための「避難確保計画」の作成及び計画に基づく「訓練実施」が義務付けられるとともに、市町村がこの支援を行うこととされていることを受け、対象施設を抽出し、計画の策定等を促進している。

【未実施及び未達成の施策や新たに取り組むべき施策などの課題抽出】

①市における防災体制の整備充実

- ・大規模災害発生時又は地域での局地的な災害発生時の地域の防災拠点となるよう「地域ステーション整備事業」及び「地区防災拠点整備事業」を位置づけているが、各施設に整備する施設及び設備についての具体的な計画はなく、また、これら機能を発揮するための人員の計画的な配備についても、現状では困難な状況にある。
- ・本部代替設置施設（消防本部（第一位）、教育総合センター（第二位）、スポーツセンター（第三位））における、現状での代替機能が不十分との各施設管理者の認識であり、現在進めている本庁舎における防災機能の拡充に加えて、これらの代替施設の機能整備の在り方を明確にしていくことが必要である。

②まちの「防災ブロック化」の推進

- ・「たからづか都市計画マスタープラン」において、河川や幹線道路沿道建築物

の不燃化を促進することで、防災帯を構築し、まちの「防災ブロック化」を推進することを個別計画に規定しているが、現実的には個人の財産権を制限することに繋がることから、政策的に施策を実施することは非常に困難な状況にある。（類似計画複数あり）

③民間施設の耐震化等の促進

- ・公共施設の耐震化を進めると同時に、民間の建築物の耐震化を促進するため、耐震判定制度などの啓発に努めているが、活用が遅滞している状況にある。

④要配慮者、避難行動要支援者の支援の実施

- ・一定地域においては、積極的な地元姿勢がみられ、支援組織数が増加傾向にあるものの、その他の地域では、防災学習には積極的であっても、要配慮者の取組まで拡大することに躊躇される事案が見られるため、この取組の浸透には相当の時間と努力が必要と考えられる。

⑤指定避難所等の機能の整備・拡充

- ・指定避難所に位置づけている小・中学校全てに防災拠点としての機能は整備できていない。（令和2年度（2020年度）末時点で避難所井戸4校設置、防災倉庫14校設置）
- ・今後、避難所ごとの運営マニュアルの策定が必要であり、このマニュアルの策定にあわせてこれらの機能の整備についても検討して行く必要がある。（8小中学校で地域によるマニュアル作成済み）
- ・この整備・拡充の際には、現在および将来の新型コロナウイルス感染症からの安全避難を視野に入れた取り組みも考慮する必要がある。

（3）新年度（令和3年度（2021年度））の目標及び期待する効果を設定

○次年度の主要な個別計画における、施策・事業の実施目標を設定

- ・災害予防計画全体については、令和2年度（2020年度）に引き続き、以下の施策を着実に進捗していくこととする。

【都市防災力の向上に向けた主要な施策】

- ①防災拠点の早期整備と市における防災体制の充実・強化
- ②防災行政無線の着実な整備運用と情報の収集・伝達手段の多様化
- ③災害時における各機関、広域、民間事業者等との連携強化
- ④公共施設の整備、耐震化の推進
- ⑤住民の安全な避難の実施
- ⑥要配慮者、避難行動要支援者対策の実施
- ⑦災害時の受援・支援体制の強化

⑧宝塚市地域強靱化計画の推進

【地域防災力の向上に向けた主要な施策】

- ①自主防災組織等の地域防災組織結成促進
- ②防災知識の醸成、防災リーダーの育成
- ③「地区防災計画」の作成促進
- ④要配慮者、避難行動要支援者の支援体制の充実促進
- ⑤地域防災訓練の実施、地元と事業者との支援協定の締結促進
- ⑥避難所運営マニュアル作成、自主的な同運営訓練の促進
 - ・まちづくり協議会等の地元組織による各指定避難所の「避難所運営マニュアル」の作成を促進するとともに「自助」、「共助」による地域住民の主体的な避難所運営訓練を強化・促進する。
- ⑦浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者施設における避難確保計画等の作成の促進

【災害予防計画として期待する効果の設定】

○令和３年度（2021年度）計画における「都市防災力向上」のための個別計画及び「地域防災力向上」のための個別計画に基づく諸施策・事業等の推進又は促進により、期待する主な効果として次の６点を挙げる。

- ①防災拠点施設の整備、公共施設等の耐震性の向上、道路ネットワーク・ライフラインの機能の強化による都市防災力の向上
- ②多様なICTの活用による迅速で確実な情報の収集・伝達機能の充実
- ③関係機関、各自治体、多様な民間機関等との連携による引き出しの多い防災機能の拡充
- ④市民等との連携による「自助」「共助」「公助」の役割の相互認識と協働体制の構築
- ⑤全ての関係者が平常時から備えができる防災意識の醸成、マニュアル等の整備、自主的な防災訓練の実施・促進
- ⑥宝塚市地域強靱化計画に基づく「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「強靱な地域」の創造

○これらの評価、目標設定については、「都市防災力向上」、「地域防災力向上」の視点から行うこととする。

$$\omega$$
[illegible]

宝塚市水防計画変更前後対照表 (案)

※当該計画の修正版についてはグループウェアのライブラリー、「防災・防犯」―「01 防災」―「04 法令・計画」
―「R 3 水防計画修正箇所記載版」 をご参照ください。

令和3年度(2021年度)
宝塚市

変更前後対照表 ※関係機関・団体等の代表者、連絡先、電話番号等の変更、資機材備蓄量・過年度降雨量等のデーターについては省略

頁	現 計 画 (変更前)	新 計 画 (変更後)																																																																																																												
2	宝塚市災害警戒本部設置要綱 (本文略) 別表 災害警戒本部の要員 災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の長等各級責任者となる職員のめやす <table><tr><th>区分</th><th>平常時職名</th><th>事務分掌</th><th colspan="2">体制</th></tr><tr><td>警戒本部長</td><td rowspan="3">略</td><td rowspan="3">略</td><td rowspan="3">第1警戒体制</td><td rowspan="3">第2警戒体制</td></tr><tr><td>警戒副本部長</td></tr><tr><td>警戒副本部長補佐</td></tr><tr><td rowspan="20">同 警 戒 本 部 員</td><td>☐広報課長</td><td rowspan="10">☐宝塚市災害警戒本部設置要綱による (職場待機・巡視等による警戒を行う体制)</td><td rowspan="10">第1警戒体制</td><td rowspan="10">第2警戒体制</td></tr><tr><td>☐公園河川課長</td></tr><tr><td>☐道路管理課長</td></tr><tr><td>☐建設室課長 (道路維持管理担当)</td></tr><tr><td>☐北部整備課長</td></tr><tr><td>☐開発審査課長</td></tr><tr><td>☐住まい政策課長</td></tr><tr><td>☐北部振興企画課長</td></tr><tr><td>☐警防課長</td></tr><tr><td>☐下水道課長</td></tr><tr><td>☐総合防災課長</td><td rowspan="10">☐宝塚市災害警戒本部設置要綱による (風水害発生への対処に備えた警戒を行う体制)</td><td rowspan="10">第2警戒体制</td><td rowspan="10">第2警戒体制</td></tr><tr><td>☐政策推進課長</td></tr><tr><td>☐市民相談課長</td></tr><tr><td>☐総務課長</td></tr><tr><td>☐高齢福祉課長</td></tr><tr><td>☐子ども政策課長</td></tr><tr><td>☐環境政策課長</td></tr><tr><td>☐商工勤労課長</td></tr><tr><td>☐教育委員会教育企画課長</td></tr><tr><td>☐市立病院経営統括部課長</td></tr><tr><td>☐上下水道局経営管理部長</td></tr><tr><td>☐上下水道局総務課長</td></tr><tr><td>☐上下水道局工務課長</td></tr></table> 第5章 気象情報等の通知 1 気象予報、警報 (1) 略 (2) 洪水注意報基準及び洪水警報基準（宝塚市） ・洪水注意報：洪水によって災害が起るおそれがあると予想される場合 ・洪水警報：洪水によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合 <table><tr><td colspan="2">洪水警報基準</td></tr><tr><td colspan="2">流域雨量指数基準</td></tr><tr><td colspan="2">武庫川流域＝<u>45.2</u> 波豆川流域＝<u>10.6</u></td></tr></table> <table><tr><td colspan="2">洪水注意報基準</td></tr><tr><td>流域雨量指数基準</td><td>複合基準</td></tr><tr><td>武庫川流域＝<u>36.1</u> 波豆川流域＝<u>8.4</u></td><td>武庫川流域＝（※9、<u>36.1</u>）</td></tr></table> ※：複合基準の武庫川流域は、（ ）内の表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる。	区分	平常時職名	事務分掌	体制		警戒本部長	略	略	第1警戒体制	第2警戒体制	警戒副本部長	警戒副本部長補佐	同 警 戒 本 部 員	☐ 広報課長	☐ 宝塚市災害警戒本部設置要綱による (職場待機・巡視等による警戒を行う体制)	第1警戒体制	第2警戒体制	☐ 公園河川課長	☐ 道路管理課長	☐ 建設室課長 (道路維持管理担当)	☐ 北部整備課長	☐ 開発審査課長	☐ 住まい政策課長	☐ 北部振興企画課長	☐ 警防課長	☐ 下水道課長	☐ 総合防災課長	☐ 宝塚市災害警戒本部設置要綱による (風水害発生への対処に備えた警戒を行う体制)	第2警戒体制	第2警戒体制	☐ 政策推進課長	☐ 市民相談課長	☐ 総務課長	☐ 高齢福祉課長	☐ 子ども政策課長	☐ 環境政策課長	☐ 商工勤労課長	☐ 教育委員会教育企画課長	☐ 市立病院経営統括部課長	☐ 上下水道局経営管理部長	☐ 上下水道局総務課長	☐ 上下水道局工務課長	洪水警報基準		流域雨量指数基準		武庫川流域＝ <u>45.2</u> 波豆川流域＝ <u>10.6</u>		洪水注意報基準		流域雨量指数基準	複合基準	武庫川流域＝ <u>36.1</u> 波豆川流域＝ <u>8.4</u>	武庫川流域＝（※9、 <u>36.1</u> ）	宝塚市災害警戒本部設置要綱 (本文略) 別表 災害警戒本部の要員 災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の長等各級責任者となる職員のめやす <table><tr><th>区分</th><th>平常時職名</th><th>事務分掌</th><th colspan="2">体制</th></tr><tr><td>警戒本部長</td><td rowspan="3">略</td><td rowspan="3">略</td><td rowspan="3">第1警戒体制</td><td rowspan="3">第2警戒体制</td></tr><tr><td>警戒副本部長</td></tr><tr><td>警戒副本部長補佐</td></tr><tr><td rowspan="20">同 警 戒 本 部 員</td><td>☐広報課長</td><td rowspan="10">☐宝塚市災害警戒本部設置要綱による (職場待機・巡視等による警戒を行う体制)</td><td rowspan="10">第1警戒体制</td><td rowspan="10">第2警戒体制</td></tr><tr><td>☐公園河川課長</td></tr><tr><td>☐道路管理課長</td></tr><tr><td>☐建設室課長 (道路維持管理担当)</td></tr><tr><td>☐北部整備課長</td></tr><tr><td>☐開発審査課長</td></tr><tr><td>☐住まい政策課長</td></tr><tr><td>☐北部振興企画課長</td></tr><tr><td>☐警防課長</td></tr><tr><td>☐下水道課長</td></tr><tr><td>☐総合防災課長</td><td rowspan="10">☐宝塚市災害警戒本部設置要綱による (風水害発生への対処に備えた警戒を行う体制)</td><td rowspan="10">第2警戒体制</td><td rowspan="10">第2警戒体制</td></tr><tr><td>☐政策推進課長</td></tr><tr><td>☐市民相談課長</td></tr><tr><td>☐総務課長</td></tr><tr><td>☐地域福祉課長</td></tr><tr><td>☐子ども政策課長</td></tr><tr><td>☐環境政策課長</td></tr><tr><td>☐商工勤労課長</td></tr><tr><td>☐教育委員会教育企画課長</td></tr><tr><td>☐市立病院経営統括部課長</td></tr><tr><td>☐上下水道局経営管理部長</td></tr><tr><td>☐上下水道局総務課長</td></tr><tr><td>☐上下水道局工務課長</td></tr></table> 第5章 気象情報等の通知 1 気象予報、警報 (1) 略 (2) 洪水注意報基準及び洪水警報基準（宝塚市） ・洪水注意報：洪水によって災害が起るおそれがあると予想される場合 ・洪水警報：洪水によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合 <table><tr><td colspan="2">洪水警報基準</td></tr><tr><td colspan="2">流域雨量指数基準</td></tr><tr><td colspan="2">武庫川流域＝<u>44.3</u> 波豆川流域＝<u>11.4</u></td></tr></table> <table><tr><td colspan="2">洪水注意報基準</td></tr><tr><td>流域雨量指数基準</td><td>複合基準</td></tr><tr><td>武庫川流域＝<u>35.4</u> 波豆川流域＝<u>9.1</u></td><td>武庫川流域＝（※9、<u>35.4</u>）</td></tr></table> ※：複合基準の武庫川流域は、（ ）内の表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる。	区分	平常時職名	事務分掌	体制		警戒本部長	略	略	第1警戒体制	第2警戒体制	警戒副本部長	警戒副本部長補佐	同 警 戒 本 部 員	☐ 広報課長	☐ 宝塚市災害警戒本部設置要綱による (職場待機・巡視等による警戒を行う体制)	第1警戒体制	第2警戒体制	☐ 公園河川課長	☐ 道路管理課長	☐ 建設室課長 (道路維持管理担当)	☐ 北部整備課長	☐ 開発審査課長	☐ 住まい政策課長	☐ 北部振興企画課長	☐ 警防課長	☐ 下水道課長	☐ 総合防災課長	☐ 宝塚市災害警戒本部設置要綱による (風水害発生への対処に備えた警戒を行う体制)	第2警戒体制	第2警戒体制	☐ 政策推進課長	☐ 市民相談課長	☐ 総務課長	☐ 地域福祉課長	☐ 子ども政策課長	☐ 環境政策課長	☐ 商工勤労課長	☐ 教育委員会教育企画課長	☐ 市立病院経営統括部課長	☐ 上下水道局経営管理部長	☐ 上下水道局総務課長	☐ 上下水道局工務課長	洪水警報基準		流域雨量指数基準		武庫川流域＝ <u>44.3</u> 波豆川流域＝ <u>11.4</u>		洪水注意報基準		流域雨量指数基準	複合基準	武庫川流域＝ <u>35.4</u> 波豆川流域＝ <u>9.1</u>	武庫川流域＝（※9、 <u>35.4</u> ）
区分	平常時職名	事務分掌	体制																																																																																																											
警戒本部長	略	略	第1警戒体制	第2警戒体制																																																																																																										
警戒副本部長																																																																																																														
警戒副本部長補佐																																																																																																														
同 警 戒 本 部 員	☐ 広報課長	☐ 宝塚市災害警戒本部設置要綱による (職場待機・巡視等による警戒を行う体制)	第1警戒体制	第2警戒体制																																																																																																										
	☐ 公園河川課長																																																																																																													
	☐ 道路管理課長																																																																																																													
	☐ 建設室課長 (道路維持管理担当)																																																																																																													
	☐ 北部整備課長																																																																																																													
	☐ 開発審査課長																																																																																																													
	☐ 住まい政策課長																																																																																																													
	☐ 北部振興企画課長																																																																																																													
	☐ 警防課長																																																																																																													
	☐ 下水道課長																																																																																																													
	☐ 総合防災課長	☐ 宝塚市災害警戒本部設置要綱による (風水害発生への対処に備えた警戒を行う体制)	第2警戒体制	第2警戒体制																																																																																																										
	☐ 政策推進課長																																																																																																													
	☐ 市民相談課長																																																																																																													
	☐ 総務課長																																																																																																													
	☐ 高齢福祉課長																																																																																																													
	☐ 子ども政策課長																																																																																																													
	☐ 環境政策課長																																																																																																													
	☐ 商工勤労課長																																																																																																													
	☐ 教育委員会教育企画課長																																																																																																													
	☐ 市立病院経営統括部課長																																																																																																													
☐ 上下水道局経営管理部長																																																																																																														
☐ 上下水道局総務課長																																																																																																														
☐ 上下水道局工務課長																																																																																																														
洪水警報基準																																																																																																														
流域雨量指数基準																																																																																																														
武庫川流域＝ <u>45.2</u> 波豆川流域＝ <u>10.6</u>																																																																																																														
洪水注意報基準																																																																																																														
流域雨量指数基準	複合基準																																																																																																													
武庫川流域＝ <u>36.1</u> 波豆川流域＝ <u>8.4</u>	武庫川流域＝（※9、 <u>36.1</u> ）																																																																																																													
区分	平常時職名	事務分掌	体制																																																																																																											
警戒本部長	略	略	第1警戒体制	第2警戒体制																																																																																																										
警戒副本部長																																																																																																														
警戒副本部長補佐																																																																																																														
同 警 戒 本 部 員	☐ 広報課長	☐ 宝塚市災害警戒本部設置要綱による (職場待機・巡視等による警戒を行う体制)	第1警戒体制	第2警戒体制																																																																																																										
	☐ 公園河川課長																																																																																																													
	☐ 道路管理課長																																																																																																													
	☐ 建設室課長 (道路維持管理担当)																																																																																																													
	☐ 北部整備課長																																																																																																													
	☐ 開発審査課長																																																																																																													
	☐ 住まい政策課長																																																																																																													
	☐ 北部振興企画課長																																																																																																													
	☐ 警防課長																																																																																																													
	☐ 下水道課長																																																																																																													
	☐ 総合防災課長	☐ 宝塚市災害警戒本部設置要綱による (風水害発生への対処に備えた警戒を行う体制)	第2警戒体制	第2警戒体制																																																																																																										
	☐ 政策推進課長																																																																																																													
	☐ 市民相談課長																																																																																																													
	☐ 総務課長																																																																																																													
	☐ 地域福祉課長																																																																																																													
	☐ 子ども政策課長																																																																																																													
	☐ 環境政策課長																																																																																																													
	☐ 商工勤労課長																																																																																																													
	☐ 教育委員会教育企画課長																																																																																																													
	☐ 市立病院経営統括部課長																																																																																																													
☐ 上下水道局経営管理部長																																																																																																														
☐ 上下水道局総務課長																																																																																																														
☐ 上下水道局工務課長																																																																																																														
洪水警報基準																																																																																																														
流域雨量指数基準																																																																																																														
武庫川流域＝ <u>44.3</u> 波豆川流域＝ <u>11.4</u>																																																																																																														
洪水注意報基準																																																																																																														
流域雨量指数基準	複合基準																																																																																																													
武庫川流域＝ <u>35.4</u> 波豆川流域＝ <u>9.1</u>	武庫川流域＝（※9、 <u>35.4</u> ）																																																																																																													

13

（３）大雨 特別警報基準（土砂災害、浸水害：宝塚市）

台風や集中豪雨により、数十年（５０年）に一度の降水量・土壌雨量指数となる基準

（特別警報は市町単位で発表されるが、府県程度の広範囲で基準値を超えると予想される場合に、ある程度まとまった市町に発表される。）

50年に一度の値（宝塚市）		
48時間降水量（mm）	3時間降水量（mm）	土壌雨量指数基準
R48＝450	R03＝171	262

第6章 水防区域等

1 水害危険予想箇所

（１）水防区域（河川危険区域（重要水防箇所））

護岸老朽・護岸高不足・河床の荒廃等により、決壊・溢水のおそれがある区域。

水系名	河川名	左右岸別	延長 m	水防区域	危険理由	重要度	対策工法	
武庫川	武庫川	右	600	月見山～観音谷川合流点	堤防高	A	積土俵	
		左	200	武田尾橋上流 100m ～ 武田尾温泉	堤防高	A	積土俵	
		左	2,700	大堀川合流点～阪急今津線	堤防高	C	積土俵	
		右	4,000	湯本町～美幸町	堤防高	C	積土俵	
	足洗川	左	100	阪急宝塚線～西国橋		B		
		右	100			B		
	（表中略）							
	天神川	左	500	市道長尾線～花園橋	堤防高	B	積土俵	
		右	500			B		
	亥の谷川	左	250	梅野橋～射撃橋	堤防高	B	積土俵	
		右	250			B		

（２）略

新 計 画（変更後）

（３）大雨 特別警報基準（土砂災害、浸水害：宝塚市）

・台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表する。

1)確率値を用いた指標（発表条件）（土砂災害、浸水害）

台風や集中豪雨により、降水量・土壌雨量指数が「50年に一度の値」以上となる5km格子がまとまって出現すると予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想されるなか、危険度分布で宝塚市に最大の危険度が出現している場合に発表される。ただし、3時間降水量について「まとまって出現」とは、150mm以上となった格子を対象とする。

宝塚市で「50年に一度の値」以上となった5km格子が出現することのみで発表するわけではないことに留意。（「50年に一度の値」とは、再現期間50年の確率値のこと。いずれも宝塚市にかかる5km格子の値の平均をとったもの。）

令和3年3月25日現在

50年に一度の値（宝塚市）		
48時間降水量（mm）	3時間降水量（mm）	土壌雨量指数基準
444	169	260

2)指数を用いた指標（発表条件）（土砂災害）

土壌雨量指数が基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。

令和2年7月30日現在

土壌雨量指数（宝塚市）
294～333※

※1km格子毎に値が異なる。

第6章 水防区域等

1 水害危険予想箇所

（１）水防区域（河川危険区域（重要水防箇所））

護岸老朽・護岸高不足・河床の荒廃等により、決壊・溢水のおそれがある区域。

水系名	河川名	左右岸別	延長 m	水防区域	危険理由	重要度	対策工法	
武庫川	武庫川	右	600	月見山～観音谷川合流点	堤防高	A	積土俵	
		左	200	武田尾橋上流 100m ～ 武田尾温泉	堤防高	A	積土俵	
		左	2,700	大堀川合流点～阪急今津線	要注意	C	積土俵	
		右	4,000	湯本町～美幸町	要注意	C	積土俵	
	足洗川	左	100	阪急宝塚線～西国橋	堤防高	B	積土俵	
		右	100			B		
	（表中略）							
	天神川	左	400	市道長尾線～雲垣内橋	堤防斜面の崩れ・すべり	B	積土俵	
		右	300			B		
	亥の谷川	左	250	梅野橋～射撃橋	堤防高	B	積土俵	
		右	250			B		

（２）略

15

現 計 画 (変更前)

(3) 特に警戒を要するため池

番 号	溜池名	管理 団体名	所在地	満水				危険区域及び被害予想		危 険 度
				面積	貯水量	堤長	堤高	予想される 危険	被害予想区域 と戸数	
				(ha)	(m³)	(m)	(m)			
1～3 略										
4	榎谷池	境野 水利組合	境野字中山田	0.1	1,000	38	5.7	漏水	耕地約2.1ha 家屋1戸 市道250m	B
5	井手池	境野 水利組合	境野字 井手	0.03	350	35	1.8	漏水	耕地約1.3ha 家屋2戸 県市道410m	B

16

(4) 宅地危険箇所
造成工事不完全・石垣の不安定・法面保護の不安定等により、宅地の区画・形質が変化するおそれのある宅地。

No.	宅地の所在	状 況	予想される危険	危険度
1	山本西1丁目	石積擁壁（H=5.0m）に亀裂	石積崩壊 家屋倒壊	A
2	山本台3丁目	石積擁壁（H=2.5m）に亀裂	石積崩壊 家屋倒壊	A
3	山本台2丁目	石積擁壁（H=7.0m）にはらみ	石積崩壊 家屋倒壊	A
4	長寿ガ丘	昭和 58 年 9 月石積擁壁及び自然崖面が H=20m,L=25m にわたって崩壊	崖面崩壊 家屋倒壊	A
5	長寿ガ丘	平成5年7月崖面表面部崩壊	崖面崩壊 家屋倒壊	A
6	千種1丁目	地震による宅地損傷	石積崩壊等	A
7	長寿ガ丘	石垣のはらみ	建物の崩壊	A
8	中筋山手1丁目	石積擁壁に亀裂	家屋損壊	A
9	花屋敷つつじガ丘	自然崖の崩落	崖面崩壊 家屋倒壊	A
10	花屋敷荘園1丁目	自然崖の崩落	崖面崩壊 家屋倒壊	A
11	平井山荘	石積み・コンクリート擁壁（H=3.6m）にはらみ	石積崩壊 家屋倒壊	A
12	野上6丁目	石積擁壁に亀裂	石積崩壊 家屋倒壊	A
13	紅葉ガ丘	石積擁壁の崩壊（H=7mL=10m）	石積崩壊 家屋倒壊	A

(5) 略

新 計 画 (変更後)

(3) 特に警戒を要するため池

番 号	溜池名	管理 団体名	所在地	満水				危険区域及び被害予想		危 険 度
				面積	貯水量	堤長	堤高	予想される 危険	被害予想区域 と戸数	
				(ha)	(m³)	(m)	(m)			
1～3 略										
4	井手池	境野 水利組合	境野字 井手	0.03	350	35	1.8	漏水	耕地約1.3ha 家屋2戸 県市道410m	B

(4) 宅地危険箇所
造成工事不完全・石垣の不安定・法面保護の不安定等により、宅地の区画・形質が変化するおそれのある宅地。

No.	宅地の所在	状 況	予想される危険	危険度
1	山本西1丁目	石積擁壁（H=5.0m）に亀裂	石積崩壊 家屋倒壊	A
2	山本台3丁目	石積擁壁（H=2.5m）に亀裂	石積崩壊 家屋倒壊	A
3	長寿ガ丘	昭和 58 年 9 月石積擁壁及び自然崖面が H=20m,L=25m にわたって崩壊	崖面崩壊 家屋倒壊	A
4	長寿ガ丘	平成5年7月崖面表面部崩壊	崖面崩壊 家屋倒壊	A
5	千種1丁目	地震による宅地損傷	石積崩壊等	A
6	長寿ガ丘	石垣のはらみ	建物の崩壊	A
7	中筋山手1丁目	石積擁壁に亀裂	家屋損壊	A
8	花屋敷つつじガ丘	自然崖の崩落	崖面崩壊 家屋倒壊	A
9	花屋敷荘園1丁目	自然崖の崩落	崖面崩壊 家屋倒壊	A
10	平井山荘	石積み・コンクリート擁壁（H=3.6m）にはらみ	石積崩壊 家屋倒壊	A
11	野上6丁目	石積擁壁に亀裂	石積崩壊 家屋倒壊	A
12	紅葉ガ丘	石積擁壁の崩壊（H=7mL=10m）	石積崩壊 家屋倒壊	A

(5) 略

頁	現 計 画 (変更前)					新 計 画 (変更後)				
17	(6) 山崖くずれ等による宅地危険箇所 自然崖くずれ・崖面の崩壊等により、家屋倒壊・土砂流入のおそれのある宅地。					(6) 山崖くずれ等による宅地危険箇所 自然崖くずれ・崖面の崩壊等により、家屋倒壊・土砂流入のおそれのある宅地。				
	No.	宅地の所在	状 況	予想される 危険	危険度	No.	宅地の所在	状 況	予想される 危険	危険度
	1	花屋敷荘園2丁目6〇外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A	1	花屋敷荘園2丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
	2	花屋敷荘園3丁目23ー1外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A	2	花屋敷荘園3丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
	3	上佐曾利	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	土砂流出 家屋倒壊	A	3	上佐曾利	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	土砂流出 家屋倒壊	A
	4	切畑字島脇34外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	4	切畑	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	5	花屋敷荘園3丁目25外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A	5	花屋敷荘園3丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
	6	中山荘園12ー119外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A	6	売布山手4丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
	7	野上5丁目4ー586外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A	7	野上5丁目	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
	8	花屋敷つつじガ丘299ー1外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A	8	花屋敷つつじガ丘外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
	9	長寿ガ丘外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	9	長寿ガ丘	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	10	中山桜台6丁目12ー5外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A	10	中山桜台6丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
	11	中山桜台3丁目17外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A	11	中山桜台3丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
	12	中山台1丁目351外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A	12	中山台1丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
	13	中山台1丁目364外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A	13	中山台1丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
	14	雲雀丘2丁目85外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A	14	雲雀丘2丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
	15	紅葉ガ丘801ー51外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A	15	紅葉ガ丘	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
	16	逆瀬台2丁目16ー18外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A	16	逆瀬台2丁目	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
	17	仁川高丸1丁目1ー102外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A	17	仁川高丸1丁目	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
	18	花屋敷荘園3丁目3ー2外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A	18	花屋敷荘園3丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
	19	中山桜台7丁目12ー6外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A	19	中山桜台7丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
	20	中山桜台5丁目7ー16外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A	20	中山桜台5丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
	21	泉ガ丘226ー3外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A	21	泉ガ丘外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
	22	御殿山4丁目11外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A	22	御殿山4丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A

頁		現 計 画 (変更前)					新 計 画 (変更後)				
	23	ゆずり葉台2丁目20-1 32外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A		23	ゆずり葉台2丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
	24	長寿力丘外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A		24	長寿力丘	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	25	月見山2丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A		25	月見山2丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	26	仁川高丸1丁目1-109 外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A		26	仁川高丸1丁目	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
	27	下佐 曾 曾利	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	土砂流出 家屋倒壊	A		27	下佐 曾 利	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	土砂流出 家屋倒壊	A
	28	長寿力丘761-48外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A		28	長寿力丘	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	29	長寿力丘761-44外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A		29	長寿力丘	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	30	月見山766-539外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A		30	月見山外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	31	月見山1丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A		31	月見山1丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	32	下佐曾利字西川18外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A		32	下佐曾利	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
	33	玉瀬字前田43外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A		33	玉瀬	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
	34	長谷	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A		34	長谷	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	35	中山五月台7丁目9-237 外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A		35	中山五月台7丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
	36	中山桜台6丁目12-4外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A		36	中山 五月台 6丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
	37	長尾台2丁目5-49外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A		37	長尾台2丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
	38	花屋敷つつじガ丘2-16 57外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A		38	花屋敷つつじガ丘外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	39	花屋敷つつじガ丘2-16 57外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A		39	花屋敷つつじガ丘外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	40	紅葉力丘外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A		40	紅葉力丘	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	41	紅葉力丘外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A		41	紅葉力丘外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	42	武庫山2丁目132-1外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A		42	武庫山2丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	43	下佐曾利字大藪14外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A		43	下佐曾利	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	44	下佐曾利字 福本 16外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A		44	下佐曾利	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
	45	下佐曾利字福本22外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A		45	下佐曾利	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	46	下佐曾利字角45外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A		46	下佐曾利	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A

頁	現 計 画 (変更前)					新 計 画 (変更後)				
	47	下佐曾利字中山5外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	47	下佐曾利	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	48	長谷字北畑4－2外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	48	長谷	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	49	長谷字道谷4－2外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	49	長谷	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	50	大原野字石風2 7外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	50	大原野	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	51	大原野字西田1 9外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	51	大原野	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	52	大原野字西田2 7外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	52	大原野	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	53	大原野字島ノ内9外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	53	大原	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	54	切畑字 <u>検見1</u> 外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	54	切畑	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	55	玉瀬字イツリハ4 4外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	55	玉瀬	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	56	大原野	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	56	大原野	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	57	大原野	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	57	大原野	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	58	下佐曾利字芝3外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	58	下佐曾利	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	59	平井1丁目2 0 1－2外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	59	平井1丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	60	玉瀬・境野字桃堂1-2 外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	60	玉瀬・境野	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	61	玉瀬字堂山11 外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	61	玉瀬	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	62	玉瀬字前田2 外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	62	玉瀬	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	63	切畑字奥ノ谷23 外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	63	切畑	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	64	大原野	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	64	大原野	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	65	玉瀬字タワ19 外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	65	玉瀬	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	66	売布きよしガ丘1 2－6 6 外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A	66	売布きよしガ丘外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
	67	中山寺2丁目1 6 0 外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	67	中山寺2丁目	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	68	月見山2丁目7 6 6-6 2 8 外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A	68	月見山2丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
	69	大原野	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	69	大原野	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	70	大原野	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	70	大原野	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A

頁	現 計 画（変更前）					新 計 画（変更後）				
27	71	ふじガ丘6－80外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	71	ふじガ丘外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	72	切畑字長尾山6－2外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	72	ふじガ丘外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	73	大原野	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	73	大原野	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	74	花屋敷松ガ丘162－1外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	74	花屋敷松ガ丘外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	（表中略）					（表中略）				
	81	花屋敷つつじガ丘外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	81	雲雀丘山手1丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	（表中略）					（表中略）				
	90	山本台3丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	90	山本台3丁目	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	（表中略）					（表中略）				
	97	清荒神5丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	97	清荒神5丁目	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	98	御殿山4丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	98	御殿山4丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	99	川面外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	99	川面	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	（表中略）					（表中略）				
	108	野上1丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	108	野上4丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	（表中略）					（表中略）				
	111	千種2丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	111	千種2丁目	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
	（表中略）					（表中略）				
	115	ゆずり葉台3丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	115	ゆずり葉台3丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	土砂流出 家屋倒壊	A
	116	小林外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	116	小林外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	土砂流出 家屋倒壊	A
	117	小林外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A	117	小林外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	土砂流出 家屋倒壊	A
	（以下表略）					（以下表略）				
	第7章 観測・監視及び報告					第7章 観測・監視及び報告				
	2 河川堤防の監視					2 河川堤防の監視				
	(1)～(3) 略					(1)～(3) 略				
	(4) 排水路水門の監視					(4) 排水路水門の監視				
	No.	設 置 場 所		開閉責任者		No.	設 置 場 所		開閉責任者	
	1	亀井町1番地先 小林浄水場西側		松本 純一		1	亀井町1番地先 小林浄水場西側		藪内 勝也	
	2	売布3丁目9番地先		宝塚 市		2	売布3丁目9番地先		宝塚 市	
	3	売布3丁目3番地先		宝塚 市		3	売布1丁目4番地先		宝塚 市	
	4	売布1丁目4番地先		宝塚 市		4	安倉北1丁目谷池北		坂西 勘平	

35

現 計 画 (変更前)

5	安倉北1丁目谷池北	坂上 洋司
6	小浜4丁目5番地先（市立病院東側）	坂上 洋司
7	平井7丁目 阪急車庫	尾仲 博道
8	御殿山2丁目 元市民会館前	安庭 定幸
9	山本野里1丁目 山本4号雨水幹線	宝塚市 上下水道局

・別表1 災害対策本部の構成（変更箇所抜粋）

副本部長補佐
病院事業
管理者

副本部長補佐
教育長
教育委員会理事

救援
サービス部門

災対市立病院部：市立病院班

災対教育部：教委管理班 避難所班 文化財救護班
各学校・幼稚園班

別表2 宝塚市消防隊水防計画編成

（1）水防活動に係る災害対策本部設置時の部隊編成及び業務分担（消防本部）

ア略

イ水防隊の部隊編成

部	隊別	分 担 区 分		業 務 分 担
制課長（システム担当） 水防隊長 消防長 —— 隊長付兼管理隊担当 警防課長隊長付情報管	管理隊 消防次長（部隊指揮調整担当）	指揮支援班 （救急救助課長）	指揮支援担当 （指揮支援担当係長） （警防担当係長） （高度救助第1・第2隊長）	1 情報収集、現場後方等消防活動の指揮支援に関すること 2 非常招集の発令に関すること
			救急救助担当 （救急・救助担当係長） （高度救助第1・第2隊長）	1 救急救助に関すること
			機械装備担当 （機械装備担当係長）	1 機械器具の整備と消防隊機材の運用に関すること
		情報管制班 （情報管制課長） （管制司令）	情報管制担当 （管制第1・2部係長）	1 消防隊の出動指令に関すること 2 通信運用及び消防隊の連絡調整に関すること 3 非常招集職員の把握に関すること
				1 被害情報の収集に関すること
				1 災害の広報に関すること
		広報班 （予防課長）	情報担当 （設備担当係長）	1 被害情報の収集に関すること
			広報担当 （査察担当係長）	1 災害の広報に関すること
			調査担当 （危険物担当係長）	1 被害の調査に関すること
		総務班	連絡・調整担当	1 関係機関との連絡調整に関すること

36

新 計 画 (変更後)

5	小浜4丁目5番地先（市立病院東側）	坂西 勘平
6	平井7丁目 阪急車庫	尾仲 博道
7	御殿山2丁目 元市民会館前	安庭 定幸
8	山本野里1丁目 山本4号雨水幹線	宝塚市 上下水道局

・別表1 災害対策本部の構成（変更箇所抜粋）

副本部長補佐
病院事業
管理者

副本部長補佐
教育長

救援
サービス部門

災対市立病院部：市立病院班

災対教育部：教委管理班 避難所班 文化財救護班
各学校・幼稚園班

別表2 宝塚市消防隊水防計画編成

（1）水防活動に係る災害対策本部設置時の部隊編成及び業務分担（消防本部）

ア略

イ水防隊の部隊編成

部	隊別	分 担 区 分		業 務 分 担
課（システム担当） 水防隊長 消防長 —— 隊長付兼管理隊担当 警防課長 隊長付 情報管制	管理隊 消防次長（部隊指揮調整担当）	指揮支援班 （救急救助課長）	指揮支援担当 （指揮支援担当係長） （警防担当係長） （高度救助第1・第2隊長）	1 情報収集、現場後方等消防活動の指揮支援に関すること 2 非常招集の発令に関すること
			救急救助担当 （救急・救助担当係長） （高度救助第1・第2隊長）	1 救急救助に関すること
			機械装備担当 （機械担当係長）	1 機械器具の整備と消防隊機材の運用に関すること
		情報管制班 （情報管制課長）	情報管制担当 （管制第1・2部係長）	1 消防隊の出動指令に関すること 2 通信運用及び消防隊の連絡調整に関すること 3 非常招集職員の把握に関すること
				1 被害情報の収集に関すること
				1 災害の広報に関すること
		広報班 （予防課長）	情報担当 （設備・違反是正担当係長）	1 被害情報の収集に関すること
			広報担当 （査察担当係長）	1 災害の広報に関すること
			調査担当 （危険物担当係長）	1 被害の調査に関すること
		総務班 （総務課長） （政策推進担当課長）	連絡・調整・報道担当 （人事担当係長） （総務担当係長）	1 関係機関との連絡調整に関すること 2 報道機関への対応に関すること

頁	現 計 画（変更前）					新 計 画（変更後）				
47				(総務課長) (政策推進担当課長)	(人事担当係長) (総務担当係長)	2 被害の集計及び記録に関すること 3 消防団の活動に関すること				
					調達担当 (経理担当係長)	1 消防隊の食糧・資材等の補給及び物品の調達に関すること				調達・記録担当 (経理担当係長) (政策推進担当係長)
										1 消防隊の食糧・資材等の補給及び物品の調達に関すること 2 被害の集計及び記録に関すること
										消防団担当 (消防団担当係長)
										1 消防団の活動に関すること
53	資料2 宝塚市防災会議委員名簿（変更箇所抜粋）					資料2 宝塚市防災会議委員名簿（変更箇所抜粋）				
	資料5 浸水想定区域内の地下街等・要援護者施設・大規模工場等					資料5 浸水想定区域内の地下街等・要援護者施設・大規模工場等				
	(1) 略					(1) 略				
	(2) 要配慮者関連施設					(2) 要配慮者関連施設				
	施設の種類					施設の種類				
	施設名称					施設名称				
	所在地					所在地				
	連絡先					連絡先				
	連絡先 FAX番号					連絡先 FAX番号				
	イ 略					イ 略				
	ロ及びハ又は	オアシス宝塚(JA 兵庫六甲小浜ふれあい会館)					オアシス宝塚(JA 兵庫六甲小浜ふれあい会館)			
		宝塚ちどり					宝塚ちどり			
		ふれあい あさひ					ふれあい あさひ			
		デイサービス ここの葉					ふれあい あさひ			
		(表中略)					(表中略)			
		サンシティ宝塚(本館)					サンシティ宝塚(本館)			
		宝梅2丁目6番26号					宝梅2丁目6番26号			

頁		現 計 画（変更前）				新 計 画（変更後）				
		ハに準ずる施設	サンシティ宝塚（本館）	宝梅2丁目6番26号	76-5757	72-6671	都市型保育園ポポラー宝塚あくら園（岡本ビル）	安倉南1丁目24番11号	83-1080	83-1085
			宝塚あくら園（岡本ビル）	安倉南1丁目24番11号	83-1080	83-1085	近畿中央ヤクルト東宝塚センター	安倉南4丁目1番16号	81-3030	81-3030
			（表中略）				（表中略）			
			宝塚育成事業所		86-9283	86-9886	宝塚育成事業所	安倉西4丁目1番7号	86-9283	86-9886
			市立安倉南身体障害者支援センター	安倉南1丁目2番1号	86-1734	86-1641	宝塚市立安倉南身体障害者支援センター・安倉児童館	安倉南1丁目2番1号	(身)86-1734 (児)86-1762	86-1641
			NPO 法人とことこ あいえるせんたー逆瀬	伊子志3丁目14番59号 プリメロイトビル101	20-1006	20-1006	NPO 法人とことこ あいえるせんたー逆瀬	伊子志3丁目14番59号 プリメロイトビル101	20-1006	20-1006
			（表中略）				（表中略）			
			NPO 法人あ・ぶり さんきゅう	金井町2丁目2番	84-8840	83-0813	NPO 法人あ・ぶり さんきゅう	金井町2丁目2番	84-8840	83-0813
			ＪＬセンター（ハイツ忠実園）	山本南2丁目6番5号	82-2233	82-2233	宝塚さんかの家	安倉西3丁目1番5号	84-8700	81-5265
			宝塚さんかの家	安倉西3丁目1番5号	84-8700	81-5265	（表中略）			
			（表中略）				（表中略）			
			特定非営利活動法人ワーク友愛	安倉西3丁目1番8号	86-1335	86-1335	特定非営利活動法人ワーク友愛	安倉西3丁目1番8号	86-1335	86-1335
			福祉共同作業所 花工房	小浜3丁目3番13号	86-5602	86-5844	宝塚すみれ栄光園 ケアハウス宝塚	弥生町2番2号	85-3656 85-3706	85-3562
			宝塚すみれ栄光園 ケアハウス宝塚	弥生町2番2号	85-3656 85-3706	85-3562	フォーユー宝塚	安倉南2丁目10番22号	85-3131	85-3132
			フォーユー宝塚	安倉南2丁目10番22号	85-3131	85-3132	ベストスマイル山本丸橋	山本丸橋1丁目14番1号	88-8822	88-8852
			ベストスマイル山本丸橋	山本丸橋1丁目14番1号	88-8822	88-8852	やさしい手 ライブガーデン宝塚	泉町1番22号	86-5495	86-5494
			やさしい手 ライブガーデン宝塚	泉町1番22号	86-5495	86-5494	コミュニティ宝塚	美座2丁目14番12号	81-2161	81-2161
			樹楽 宝塚売布	売布1丁目10番16号	51-5000	51-5010	ケアヴィラ宝塚	亀井町10番51号	71-6510	71-6503
			コミュニティ宝塚	美座2丁目14番12号	81-2161	81-2161	宝塚まどか園	美座2丁目22番2号	83-1175	83-1176
			ケアヴィラ宝塚	亀井町10番51号	71-6510	71-6503	そんぽの家宝塚山本（アミーゴ宝塚山本）	山本丸橋1丁目16番3号	82-5550	82-5560
			宝塚まどか園	美座2丁目22番2号	83-1175	83-1176	なごみの家	旭町2丁目12番21号	86-0800	86-0802
			そんぽの家宝塚山本（アミーゴ宝塚山本）	山本丸橋1丁目16番3号	82-5550	82-5560	チャームスイート宝塚売布	売布4丁目1番25号	85-3515	85-3516
			ラビアンローズ宝塚	泉町6番6号	85-6097	85-6248	（表中略）			
			エイジ・ガーデン宝塚旭町	旭町2丁目12番21号	86-0800	86-0802	株式会社HMT	伊子志3丁目13番6号	73-9355	73-9350
			チャームスイート宝塚売布	売布4丁目1番25号	85-3515	85-3516	ななくさ育成園	東洋町3番15号	26-7481	26-7482
			（表中略）				略			
		二	略							
			略							
※網掛け施設については、0.5m以上の浸水が予想される区域に立地している。										
（以下略）										